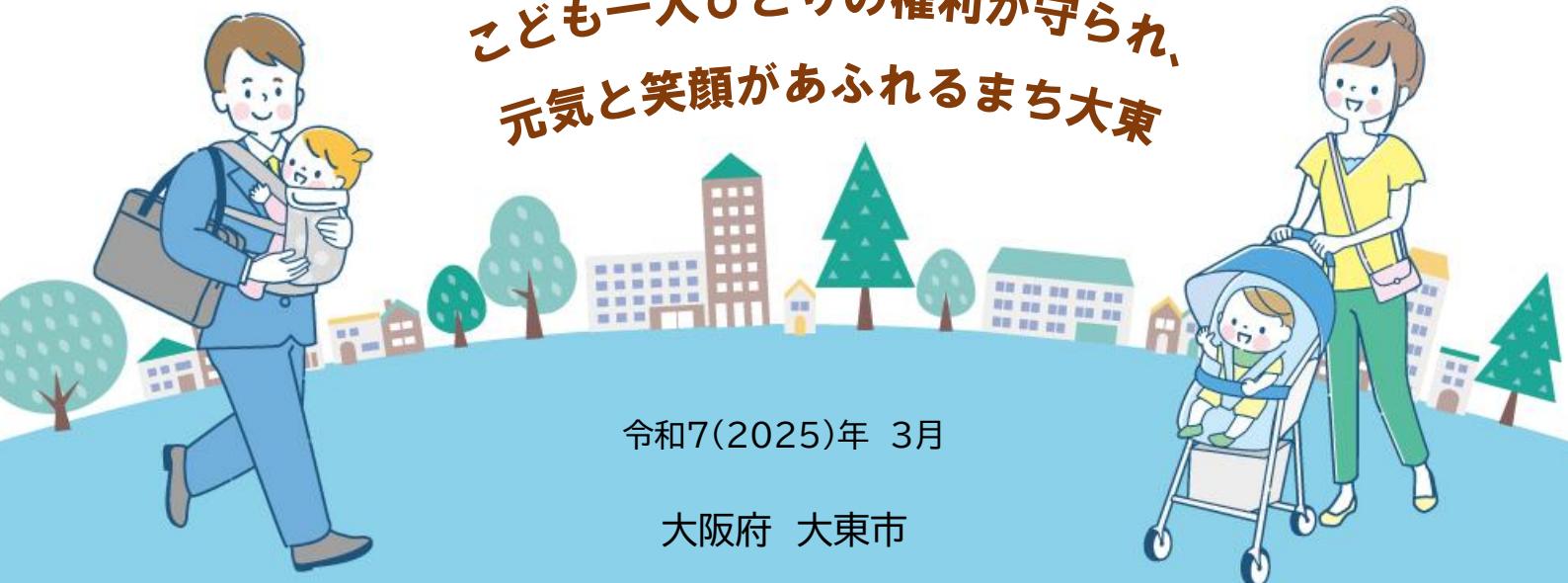


第3期 大東市
子ども・子育て支援事業計画
大東市 子ども計画

令和7年度～令和11年度



子ども一人ひとりの権利が守られ、
元気と笑顔があふれるまち大東



令和7(2025)年 3月

大阪府 大東市

はじめに

近年、子どもや子育て家庭をめぐる状況は、少子化や核家族化の進行、またライフスタイルや結婚・出産に対する考え方の変化等に伴い、大きく変化しています。令和5年4月には、国のことども施策の司令塔である「ことども家庭庁」が創設されるとともに、「ことども基本法」が施行され、同年12月には「ことども大綱」が策定されたことにより、子どもの利益を最優先に考えた施策を国の中に据え、子ども・若者の視点に立った「ことどもまんなか社会」の実現を目指すことが示されました。

本市では、令和2年に「第2期大東市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「未来につながる子ども・子育て支援」を重点施策として、子育て世代包括支援センター「ネウボランドだいとう」を中心とした、多様化する子育てニーズへの対応に取り組んでまいりました。この取り組みの中で、福祉、母子保健、教育の連携により、妊娠してから子どもが18歳になるまでの長期にわたり、行政が切れ目なく子育て家庭に寄り添う、大東市独自の伴走型支援の実現に努めてきましたところです。このたび計画の最終年度を迎えるにあたり、これまでの取り組みを礎に、更なる子育て支援の充実を図るため、「第3期大東市子ども・子育て支援事業計画（大東市ことども計画）」を策定いたします。

本計画では、「ことども一人ひとりの権利が守られ、元気と笑顔があふれるまち大東」を基本理念として、本市で生まれた子どもたちが自らの権利を自覚しながら豊かにいきいきと成長することができるまちづくりを目指して、重点目標を「大東版・ことどもまんなか社会の実現」といたしました。これから約5年間を、子ども・若者の意見聴取と政策への反映、そして、支援を必要とする子どもや家庭を支える取り組みの充実の期間といたしまして、意見聴取の仕組み作りや「ネウボランドだいとう」の相談支援機能の強化、「ことども誰でも通園制度」の具体化等の取り組みの推進により、安心して子育てのできる、子育てをしやすいまちを実現してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心な議論を重ねていただきました子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、ニーズ調査などにおいて貴重なご意見を賜りました市民の皆様、ならびに関係各位に心から厚く御礼申し上げます。



大東市長 逢坂 伸子

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の位置づけ	5
3. 計画期間	5
4. 本計画と SDGs の関係	6
5. 制度改正等のポイント	6
6. 計画の策定方法	9
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	11
1. 人口等の推移	13
2. 子育て家庭の状況	22
3. 就労状況について	26
4. 教育・保育事業について	28
5. 生活環境等について	33
6. 個別施策の評価	36
7. 第2期計画の取り組みと課題	37
8. 子育て支援に関する課題の整理	41
第3章 計画の基本的な考え方	43
1. 基本理念	45
2. 施策の体系	46
3. 基本目標	47
4. 重点施策の取り組み	49

第4章 子育て支援施策の展開	51
基本目標I ライフステージを通した支援体制づくり	53
1. 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	53
2. 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	54
3. 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	56
4. 子どもの貧困対策	57
5. 障害児支援・医療的ケア児等への支援	61
6. 児童虐待防止対策と社会的養護の推進およびヤングケアラーへの支援	63
7. 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取り組み	66
8. 子育てしやすい生活環境の整備	68
基本目標II ライフステージ別の支援体制づくり	69
1. 子どもの誕生前から幼児期まで	69
2. 学童期・思春期	76
3. 青年期	80
基本目標III 子育て当事者への支援体制づくり	82
1. 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	82
2. 地域子育て支援、家庭教育支援	84
3. 共働き、共育への推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進	86
4. ひとり親家庭への支援	88
第5章 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	91
1. 教育・保育の提供区域	93
2. 子育て支援に関する量の見込みの推計方法等について	94
3. 教育・保育に関する実績と量の見込みおよび提供体制の確保方策	97
4. 地域子ども・子育て支援事業に関する実績と量の見込み および提供体制の確保方策	99
5. 任意記載事項	111
第6章 計画の推進体制	113
1. それぞれの主体に期待する役割	115
2. 計画の進行管理	116
〈資料編〉	117
資料1 大東市子ども・子育て会議規則	119
資料2 大東市子ども・子育て会議委員名簿	121
資料3 計画の策定経過	122

第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

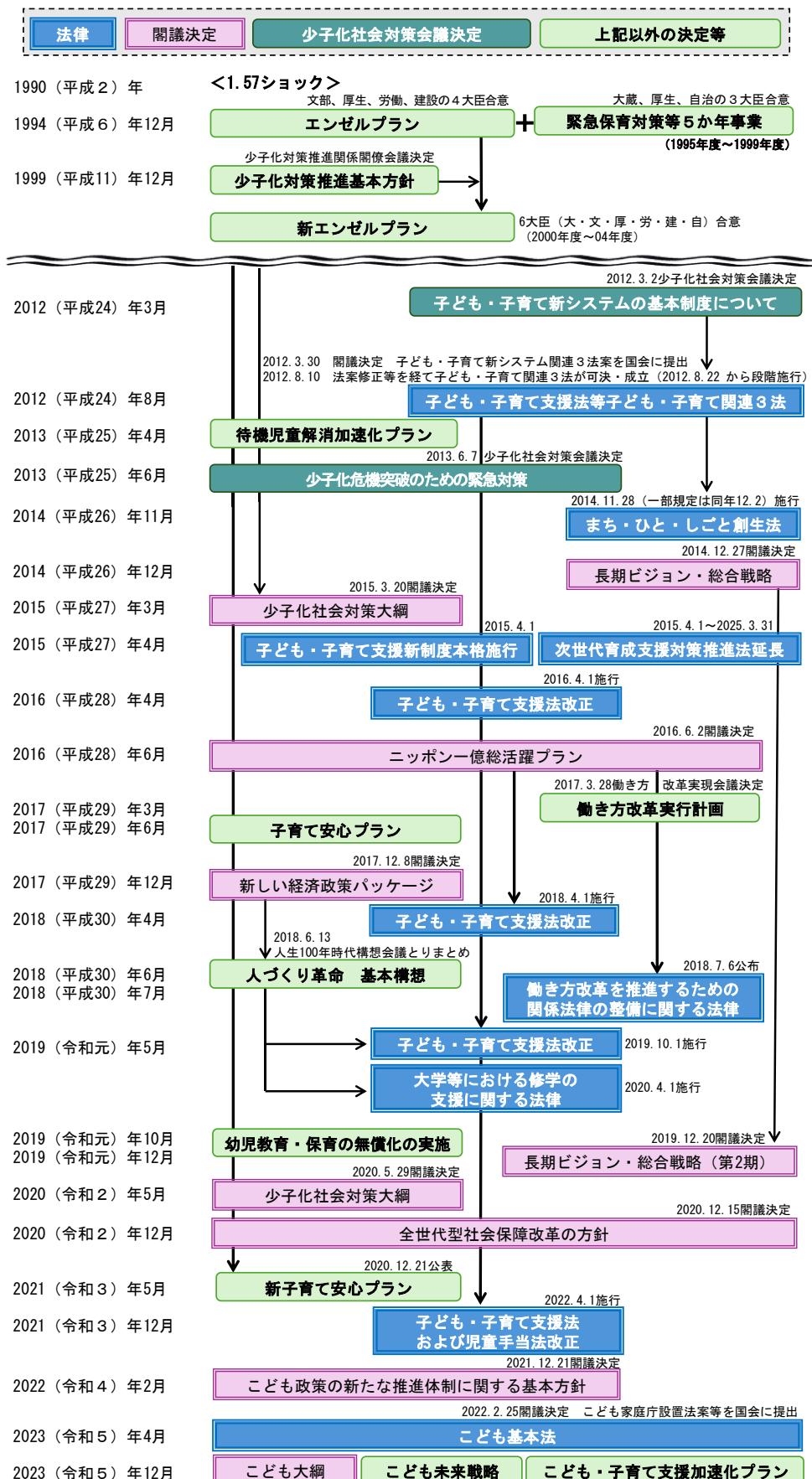
近年、我が国では少子化・核家族化の進行や、地域のつながりの希薄化など、子どもや家庭を取り巻く社会環境が大きく変化しています。このため、大東市（以下、「本市」という。）では「子ども・子育て支援法」に基づき、令和2年3月に「親子の笑顔あふれるまち～みんなでつくる子育て安心のまち大東～」を基本理念とした「第2期大東市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定し、子育て家庭が安心して子育てに取り組める社会の実現に向けた、多様な支援施策の充実に取り組んできました。

この5年間の子ども・子育てを取り巻く環境の変化として、令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、子どもの利益を最優先に考えた政策や取り組みを国を中心として据える「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが示されました。令和5年4月には、「こども基本法」の施行、およびこども家庭庁の創設がされ、さらに同年12月には「こども大綱」の閣議決定により、子ども政策を総合的に推進するための基本方針が示されました。こども家庭庁を司令塔とした新体制のもと、こども誰でも通園制度等の新事業の創設や児童手当の拡充などが進められました。

新たな制度のもと、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指すとともに、子どもの視点に立ち、子どもの発達が保障されるよう、良質かつ適切な子ども・子育て支援施策を進めることができます。

本市ではこのような状況を踏まえ、現行計画である「第2期計画」の進捗状況、課題を整理するとともに、子ども・子育て支援事業の利用状況や潜在的な利用ニーズを把握することにより、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保とその実施時期等を検討しました。さらに、子ども・子育てに関する多様な施策を体系的に整理・実施し、子育てしやすいまちの実現に向けた施策の質の向上に取り組むため、関連計画を包含した「大東市こども計画（第3期大東市子ども・子育て支援事業計画）」（以下、「本計画」という。）を策定します。

【子ども・子育て施策に関する国のこれまでの取り組み】



参考：内閣府資料

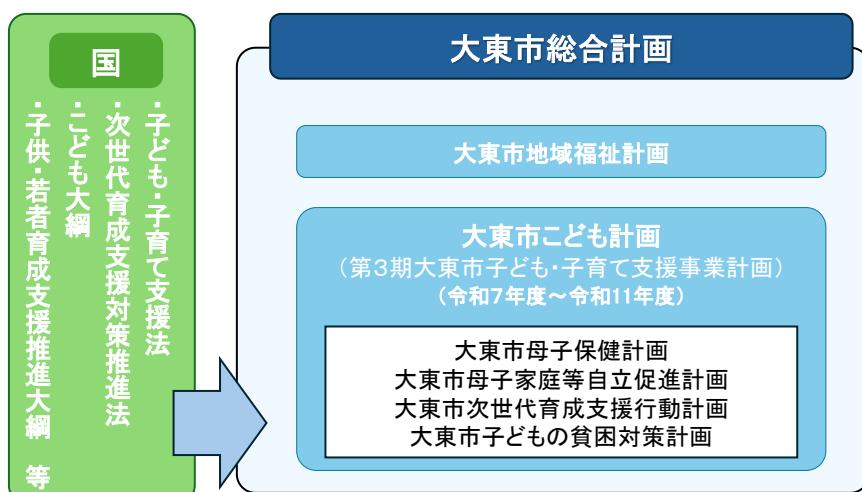
2. 計画の位置づけ

(1) 「こども大綱」に基づく計画

本計画は、本市の子ども施策を総合的に推進する「こども計画」として、国の「こども大綱」等を勘案して策定するものです。

策定にあたっては、本市の市政運営の柱となる「大東市総合計画」を上位計画とし、総合的な地域福祉の方策を示す「大東市地域福祉計画」のもと、分野ごとに策定された関連する他計画との整合を図りました。

また本計画には、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、すべての子どもと子育て家庭を対象に、子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示す「市町村子ども・子育て支援事業計画」を包含しています。加えて、地域住民や企業等と一緒に今後取り組むべき子育て支援施策の方向性や目標を定める「大東市次世代育成支援行動計画」、および子どもの貧困対策について総合的に定める「大東市子どもの貧困対策計画」についても包含しています。効果的な母子保健対策の推進を目的とする「大東市母子保健計画」「大東市母子家庭等自立促進計画」についても、本計画と対象が重なることから、第2期計画に引き続き包含していきます。



3. 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を対象とします。なお、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、計画期間中でも必要に応じて検討し、見直しを行います。

令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
第2期 大東市子ども・子育て支援事業計画					大東市こども計画 (第3期 大東市子ども・子育て支援事業計画)				

4. 本計画と SDGs の関係

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) とは、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。日本でも積極的に取り組まれており、本計画においても SDGs の理念に即した取り組みを推進します。



5. 制度改正等のポイント

(1) 「こども基本法」の施行

子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が、令和 4 年 6 月に成立し、令和 5 年 4 月に施行されました。子ども施策に関わる基本理念に加え、子ども政策推進の基本方針となる「こども大綱」の策定や、子ども等の意見を政策に反映し、社会の様々な活動に参加できるようにすることなどが定められました。

(2) 「子ども・子育て支援法」の改正

① 妊娠期からの切れ目のない支援の拡充

子育て家庭の産前・産後の心身の負担軽減を図る観点から、実施体制の強化等を行うこととなりました。具体的には、産後ケア事業の利用者負担の軽減措置が令和 6 年度から全世帯に拡大されるとともに、支援を必要とするすべての人が利用できるよう、提供体制の整備が行われます。また、改正児童福祉法でも支援を必要とする妊婦に対する包括的な支援（妊娠婦等生活援助事業）が制度に位置づけられました。

② こども誰でも通園制度の創設

月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付（こども誰でも通園制度）が令和 8 年度に給付制度として制度化されます。

(3) 児童福祉法の改正

① 家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業等）について

家庭支援事業として、「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」の新規3事業が創設されました。これらの事業についても、量の見込みが必要であることに加え、市町村からの利用勧奨・措置による提供も勘案することとされています。

② こども家庭センターおよび地域子育て相談機関が努力義務化

こども家庭センターと地域子育て相談機関の整備が努力義務化されました。こども家庭センターは、従来の子育て世代包括支援センターと市区町村子ども家庭総合支援拠点が有してきた機能を引き継ぎ、子育てに関する一体的な相談支援にあたります。地域子育て相談機関は、地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、助言を行う施設で、中学校区ごとに整備するよう努めることとされています。また、これらこども家庭センターと地域子育て相談機関等の連携についても推進していくこととなりました。

③ 子どもの権利擁護に関して

都道府県や児童相談所は、困難を抱える家庭の子どもに対する入所措置や一時保護等の際、子どもの利益を考慮し、意見を反映させるために子どもの意見聴取措置をとることとなりました。

また、市町村は、令和8年度までに妊産婦・子育て世帯・子どもへの一体的な相談支援体制を整備できるよう取り組みを進めることとなりました。

④ 社会的養護施策

子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）および児童育成支援拠点（子どもの居場所）の確保に努めることとなりました。

(4) 児童手当の拡充

児童手当は令和6年10月に所得制限が撤廃され、全員を本則給付するとともに、支給期間について高校卒業まで延長することとなりました。また、多子加算については、第三子以降の給付額が3万円に引き上げられました。

(5) 「子どもの居場所づくりに関する指針」の策定

誰一人取り残さず、子どもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、子ども・若者の居場所づくりの推進が定められました。

子どもは、家庭を基盤に、地域や学校など安全・安心な環境で、様々な大人や子ども同士との関わりの中で成長していきますが、近年では地域のつながりの希薄化や少子化等により、地域の中で子どもが育つことが困難になっています。また、価値観や文化の多様化に伴い、居場所についても様々なニーズが生まれています。こうした中、すべての子どもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せに成長していくよう、安全で安心して過ごせる「子どもまんなか」の居場所づくりが求められています。

居場所とは、子ども・若者の本人がそこを居場所と感じるかどうかという、主観的側面を含んだ概念です。そのため、子ども・若者の声を聴き、子ども・若者の視点に立った居場所づくりを進めていくことが必要です。

国では居場所づくりの推進の視点として以下の4つを挙げています。

- ①「ふやす」～多様な子どもの居場所がつくられる
- ②「つなぐ」～子どもが居場所につながる
- ③「みがく」～子どもにとって、より良い居場所となる
- ④「ふりかえる」～子どもの居場所づくりを検証する

居場所づくりを進めるにあたっては、地方公共団体の福祉部門や教育部門、民間団体・機関、学校、企業等が連携して、それぞれの役割を果たすことが求められています。

6. 計画の策定方法

(1) 策定体制

本計画を策定するにあたり、保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者等からなる「大東市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容に対する意見を求めるとともに、ニーズ調査やパブリックコメントによる市民意見を反映して策定しました。

(2) ニーズ調査の実施

本計画の策定に必要な情報を得るため、市民ニーズの現状分析や、今後の子ども・子育て支援における課題を整理することを目的としたアンケート調査を実施しました。

【大東市子育て支援に関するアンケート調査】

項目	就学前児童用	就学児童用
調査対象者	就学前児童の保護者	就学児童（1～3年）の保護者
標本数	1,500件	800件
抽出方法	無作為抽出	
調査方法	郵送による配布・回収（1月11日に督促状を発送）	
回収数	666件	353件
回収率	44.4%	44.1%
有効回答数	661件	348件
有効回答率	44.1%	43.5%
調査時期	令和5年12月26日～令和6年1月19日	

第2章

子ども・子育てを取り巻く現状

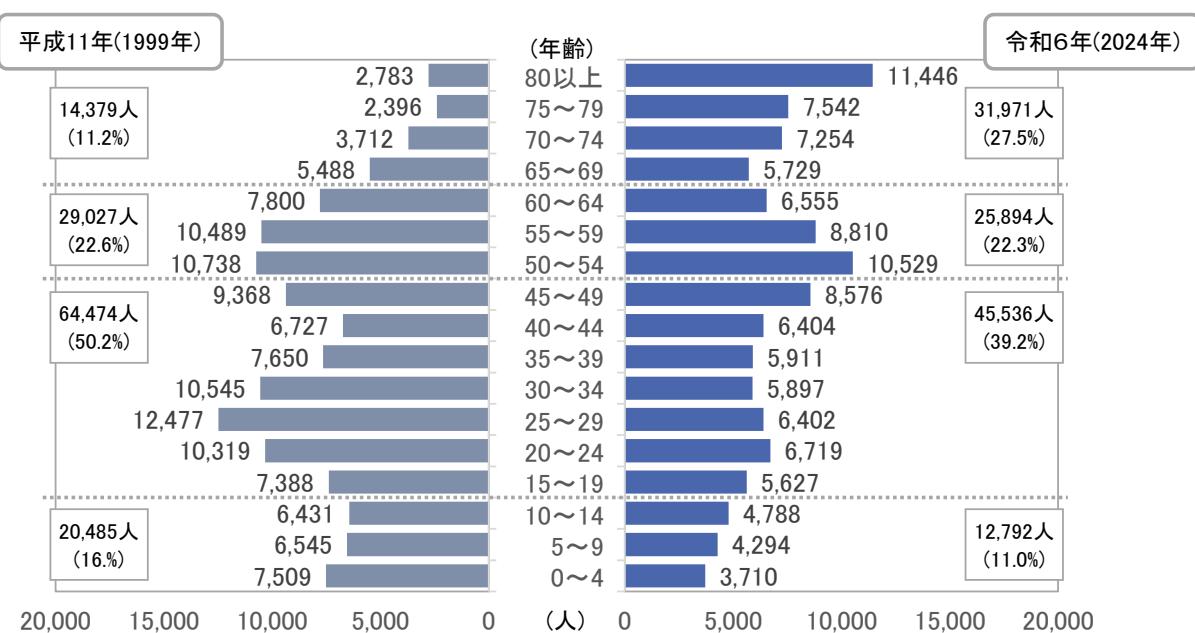
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1. 人口等の推移

(1) 人口構成の変化

平成 11 年（1999 年）と令和 6 年（2024 年）の人口ピラミッドを比較すると、老人人口（65 歳以上）の割合が大幅に増加している一方で、年少人口（15 歳未満）の割合は減少する少子高齢化が進行しています。

【人口ピラミッド：平成 11 年（1999 年）と令和 6 年（2024 年）の比較】



出典：平成 11 年（1999 年）…総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

令和 6 年（2024 年）…住民基本台帳（4 月 1 日時点）

(2) 総人口の推移と推計

本市の総人口は令和6年(2024年)の116,193人から令和11年(2029年)の110,461人まで、5年間で5,700人以上減少する見込みです。

【総人口の推移・推計】



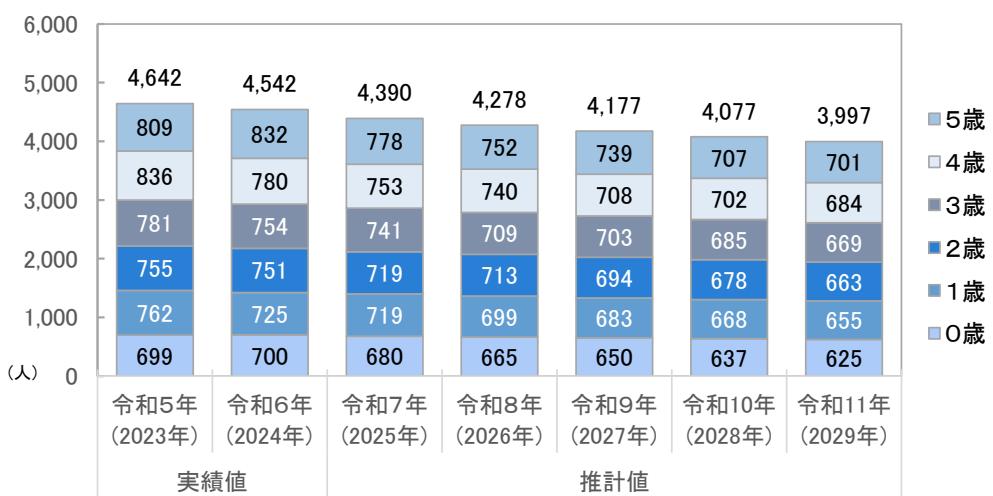
出典：実績値…住民基本台帳

推計値…コート変化率法による推計（各年4月1日時点）

(3) 就学前人口の推移と推計

本市の0歳から5歳までの就学前人口は、令和6年(2024年)から令和11年(2029年)まで、5年間で500人以上減少する見込みです。

【就学前人口の推移・推計】



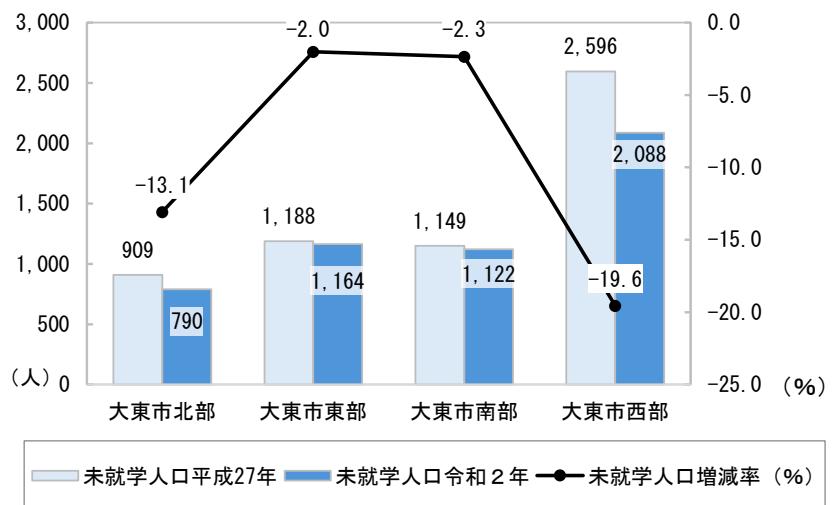
出典：実績値…住民基本台帳（各年4月1日時点）

推計値…コート変化率法による推計

(4) 就学前人口の地域・地区別増減状況

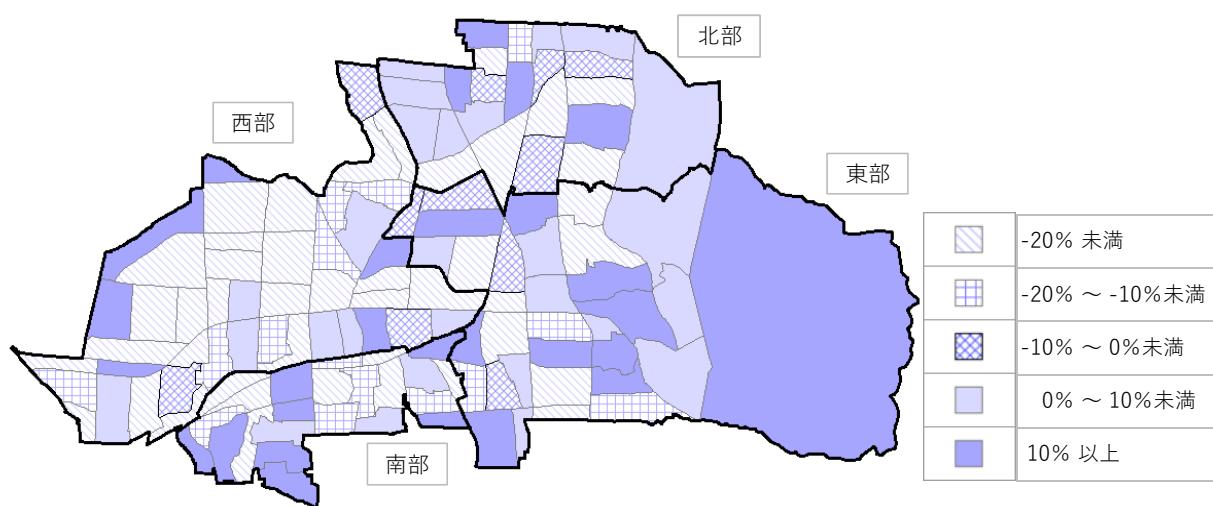
地域別の就学前人口の推移をみると、平成27年（2015年）から令和2年（2020年）にかけて、全域で減少しており、特に北部では-13.1%、西部では-19.6%と大幅に減少しています。

【地域別 就学前人口の推移】



出典：住民基本台帳（平成27年（2015年）および令和2年（2020年）、各年3月末現在）

【地区別 就学前人口の増加率】

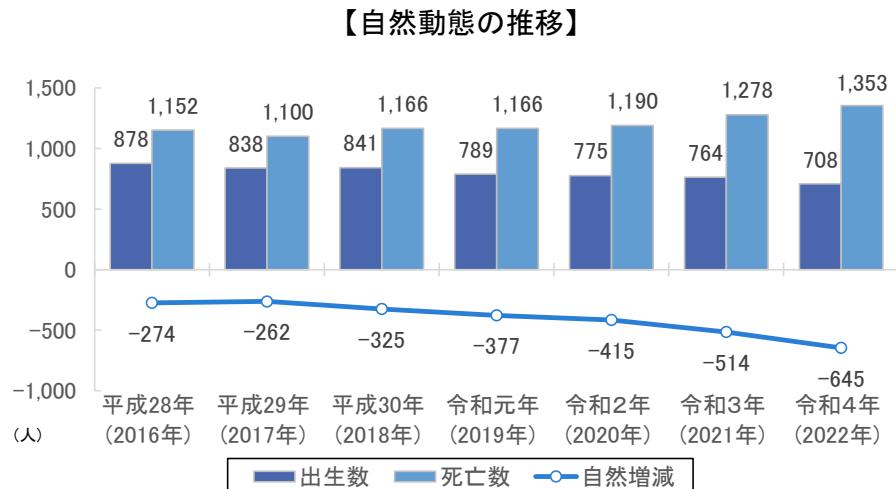


出典：住民基本台帳（平成27年（2015年）および令和2年（2020年）、各年3月末現在）

(5) 出生や死亡の推移

① 自然動態の推移

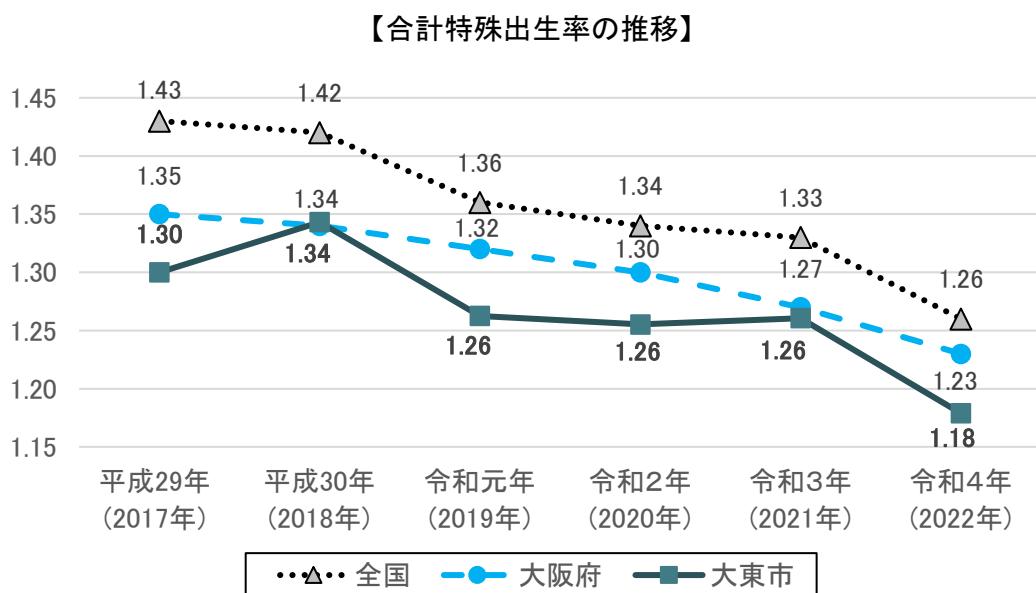
出生数から死亡数を差し引いた自然増減は、平成 28 年（2016 年）以降マイナスが続いているおり、近年 5 年間では、マイナス幅が拡大している状況です。



出典：人口動態調査

② 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、平成 30 年（2018 年）に 1.34 まで改善したものの、その後は 1.26 前後と全国・府を下回って推移しており、令和 4 年（2022 年）には 1.18 に減少しています。



出典：人口動態統計（全国・大阪府）、大東市調べ

(6) 社会動態の状況

① 年別の社会増減の推移

転入から転出を差し引いた転入超過数（社会増減）は、マイナスが続いており、直近4年間では毎年300～400人程度の社会減となっています。

【社会動態の推移】

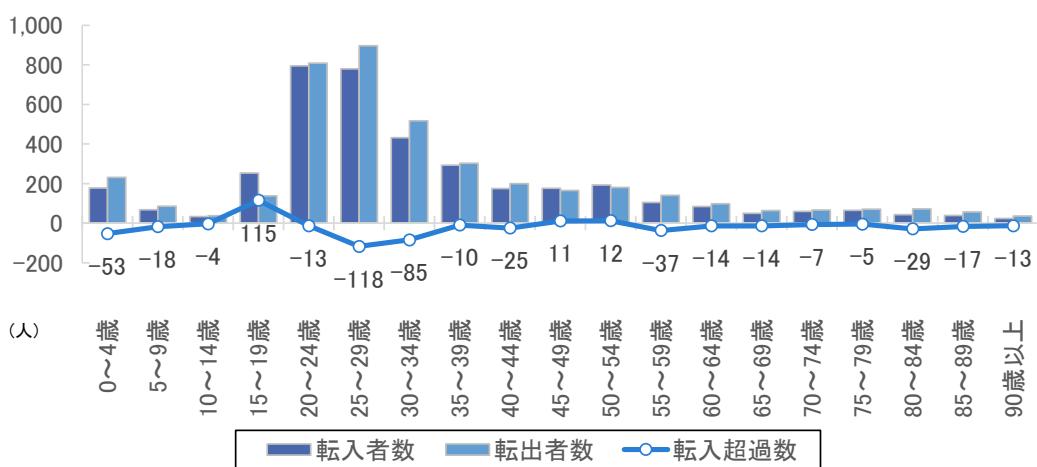


出典：住民基本台帳人口移動報告

② 年齢別の社会増減

年齢別の転入超過数（社会増減）をみると、15～19歳、45～54歳では転入が転出を上回るもの、その他のすべての年代で転出の方が多くなっています。

【年齢別-社会動態の状況：令和5年（2023年）】



出典：住民基本台帳人口移動報告

(7) 通勤・通学の状況

① 他市町村への通勤・通学

通勤・通学の状況については、本市から他市町村への通勤者の比率は 65.3%となっており、門真市、寝屋川市と同水準になっています。うち、大阪市への通勤者の比率は、24.9%となっており、市内常住の通勤者のうち、4人に1人が大阪市へ通勤していることがわかります。

また、本市から他市町村への通学者の比率は 27.7%となっており、東大阪市、寝屋川市に次いで低くなっています。

【通勤・通学の状況 他市町村への通勤・通学者の比率 周辺自治体との比較】

	市内常住 通勤者 計					市内常住 通学者 計		
	市外へ通勤		うち大阪市			市外へ通学		
大東市	48,182	31,479	65.3%	11,986	24.9%	13,453	3,730	27.7%
守口市	57,087	39,793	69.7%	18,040	31.6%	13,385	3,885	29.0%
門真市	46,639	30,221	64.8%	10,735	23.0%	11,219	3,483	31.0%
寝屋川市	88,773	59,409	66.9%	20,583	23.2%	24,098	6,367	26.4%
四條畷市	22,391	17,158	76.6%	5,410	24.2%	6,962	2,319	33.3%
交野市	30,807	23,349	75.8%	6,682	21.7%	9,762	3,348	34.3%
東大阪市	176,764	88,652	50.2%	47,122	26.7%	43,637	10,962	25.1%
八尾市	102,774	57,777	56.2%	28,107	27.3%	29,321	8,245	28.1%

出典：令和2年国勢調査

② 他市町村からの通勤・通学

他市町村から本市への通勤者の比率は 49.3%となっており、守口市、四條畷市と同水準となっています。

他市町村から本市への通学者の比率は、15歳以上で 73.5%、15歳未満で 8.9%となっており、周辺自治体と比較して高い割合となっています。

【通勤・通学の状況 他市町村からの通勤・通学者の比率 周辺自治体との比較】

	市内 従業者 計			市内 15歳以上通学者 計			市内 15歳未満通学者 計		
	市外から通勤			市外から通学			市外から通学		
大東市	44,899	22,152	49.3%	6,796	4,998	73.5%	8,780	785	8.9%
守口市	53,482	27,637	51.7%	4,651	3,130	67.3%	8,228	167	2.0%
門真市	62,628	38,767	61.9%	1,773	666	37.6%	6,786	22	0.3%
寝屋川市	68,382	26,789	39.2%	9,349	6,353	68.0%	15,627	760	4.9%
四條畷市	16,248	8,066	49.6%	3,098	2,401	77.5%	4,131	156	3.8%
交野市	18,690	7,835	41.9%	2,345	1,299	55.4%	5,903	411	7.0%
東大阪市	204,103	89,672	43.9%	25,171	16,423	65.2%	24,727	595	2.4%
八尾市	102,145	43,916	43.0%	5,960	2,451	41.1%	17,975	195	1.1%

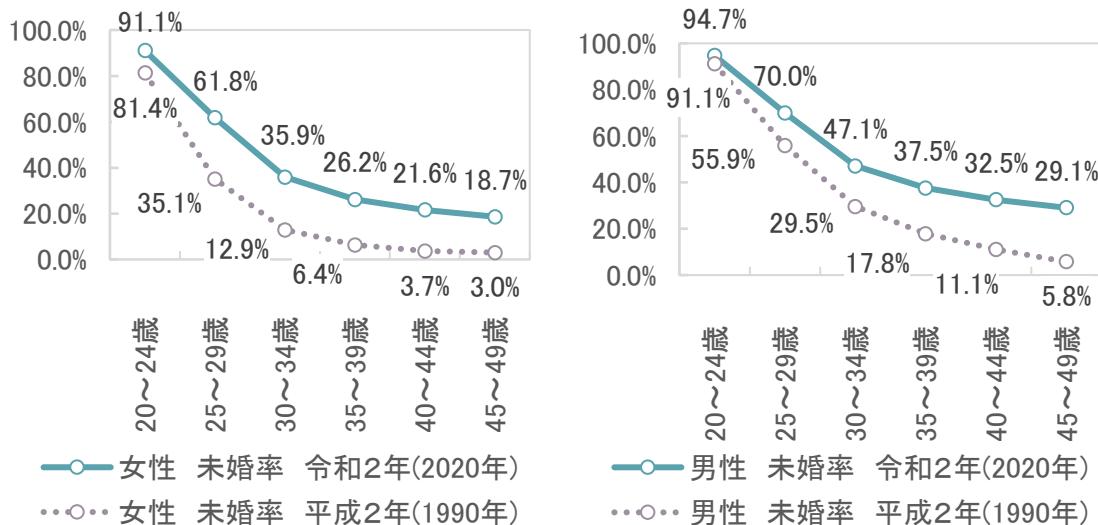
出典：令和2年国勢調査

(8) 婚姻の状況

① 性・年齢区分別の未婚率の推移

性・年齢区分別の未婚率については、全体を通じて、女性の方が男性と比べて未婚率が低いものの、平成2年（1990年）と比較すると令和2年（2020年）は各年齢区分において未婚率が上昇しています。

【性・年齢区分別の未婚率の比較】

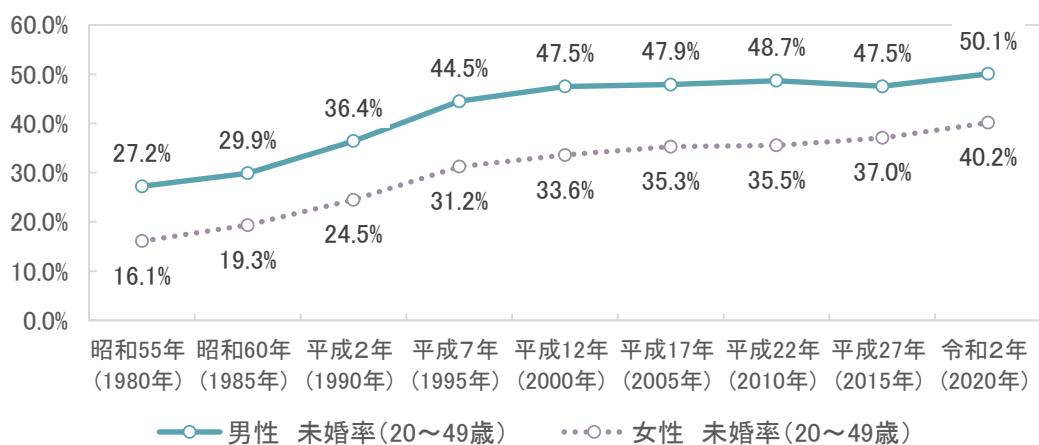


出典：国勢調査

② 性別未婚率の推移

20～49歳の未婚率は男女ともおむね増加し続けており、令和2年（2020年）では、男性は50.1%、女性は40.2%となっています。

【未婚率（20～49歳）の推移】



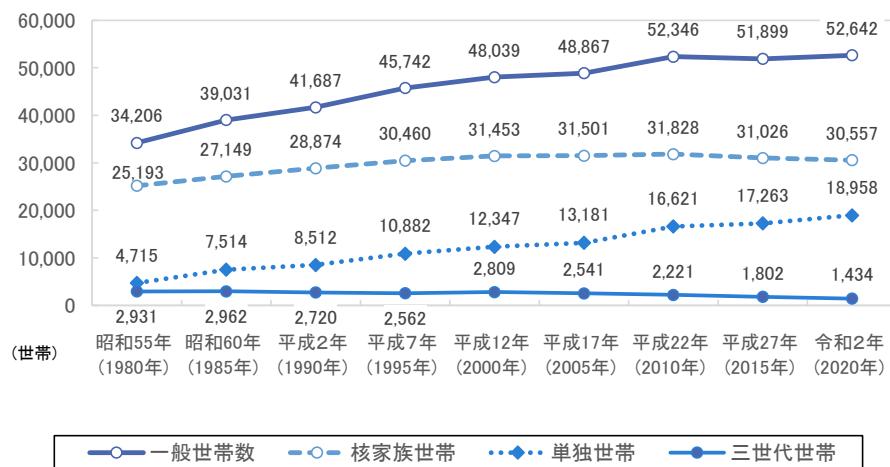
出典：国勢調査

(9) 世帯の状況

① 世帯数の推移

一般世帯数はおむね増加を続けており、令和2年（2020年）には52,642世帯に達しています。単独世帯は一貫して増加、三世代世帯は減少傾向にあり、核家族世帯は平成12年（2000年）以降おむね横ばいとなっています。

【世帯数の推移】

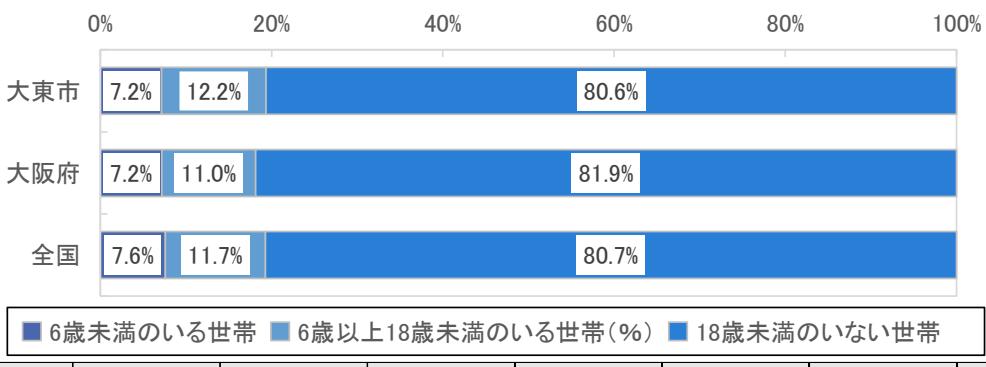


出典：国勢調査

② 子どものいる一般世帯

本市の一般世帯のうち、6歳未満の子どものいる割合は大阪府と同程度であり、6歳以上18歳未満の子どものいる割合は12.2%で大阪府と比べてやや高くなっています。また、ひとり親世帯は、6歳未満のいる世帯で132世帯、6歳以上18歳未満のいる世帯で582世帯となっています。

【子どものいる一般世帯（令和2年（2020年））】



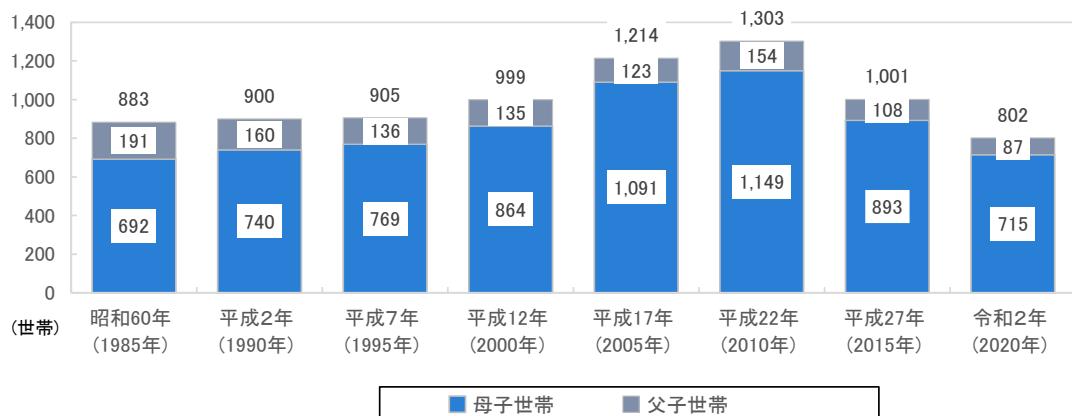
	総世帯数	6歳未満のいる世帯	6歳以上18歳未満のいる世帯	18歳未満のいない世帯	6歳未満のいる世帯 (%)	6歳以上18歳未満のいる世帯 (%)	18歳未満のいない世帯 (%)
総世帯数	52,642	3,771	6,421	42,450	7.2%	12.2%	80.6%
核家族世帯	30,557	3,502	5,791	21,264	11.5%	19.0%	69.6%
母子世帯	715	126	517	72	17.6%	72.3%	10.1%
父子世帯	87	6	65	16	6.9%	74.7%	18.4%

出典：令和2年国勢調査

③ひとり親世帯数の推移

ひとり親世帯数（母子世帯・父子世帯）は、平成22年（2010年）の1,303世帯をピークに減少に転じ、令和2年（2020年）では802世帯となっています。

【ひとり親世帯数の推移】

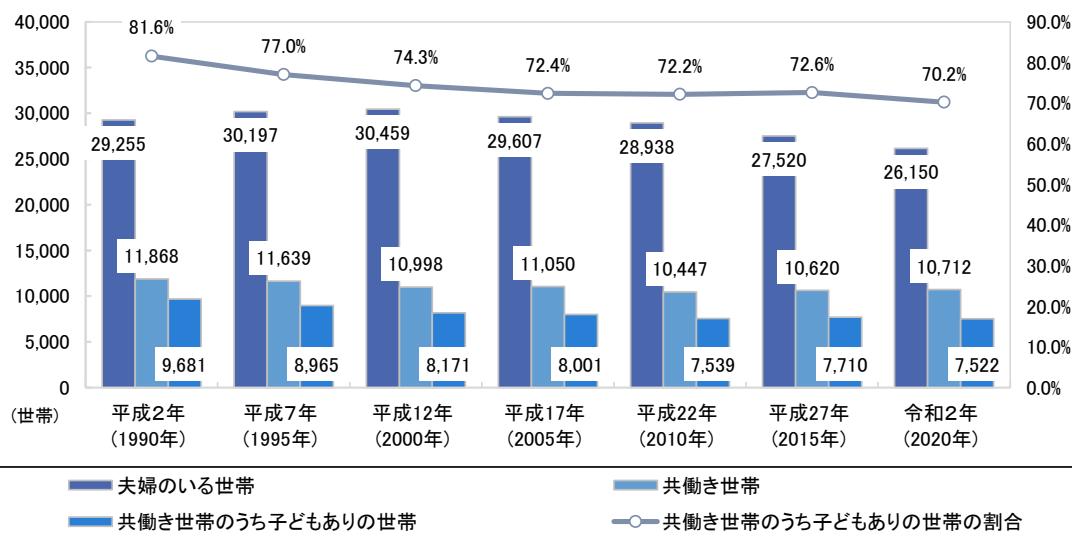


出典：国勢調査

④共働き世帯数の推移

共働き世帯数の推移をみると、おおむね横ばいとなっています。一方で共働き世帯のうち子どものいる世帯の割合は減少傾向となっており、令和2年（2020年）では70.2%（7,522世帯）となっています。

【共働き世帯の状況の推移】



出典：国勢調査

2. 子育て家庭の状況

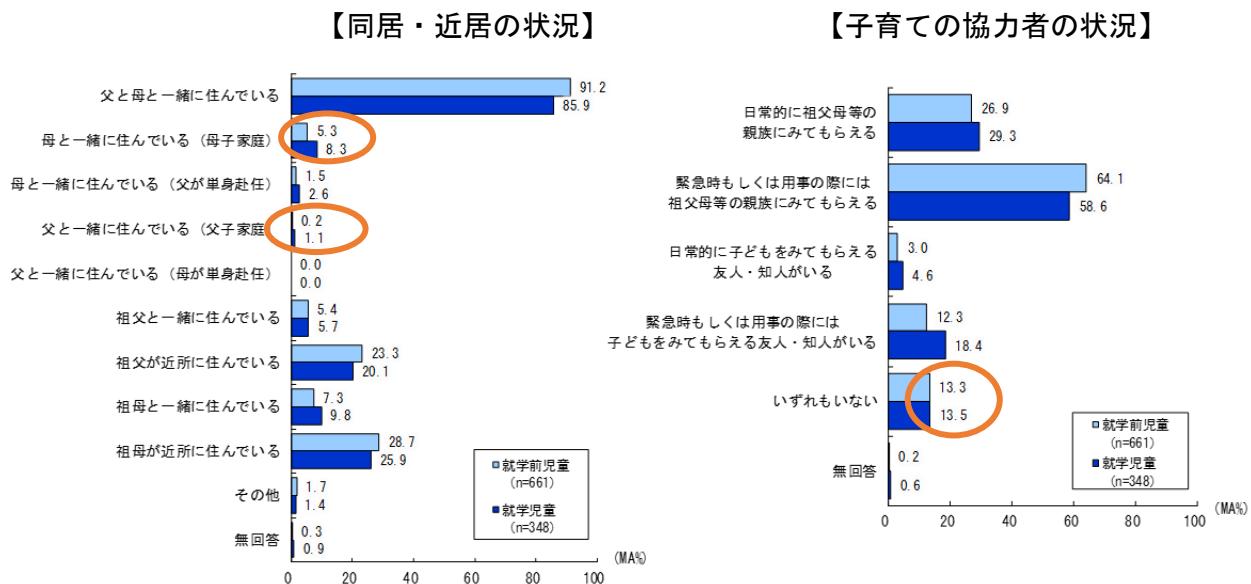
(1) 子育て世帯を取り巻く状況に関する市民の意見

① 親族の同居・近居の状況

世帯の状況について、就学前児童、就学児童ともに「母と一緒に住んでいる（母子家庭）」と「父と一緒に住んでいる（父子家庭）」を合わせたひとり親世帯が1割弱となっています。また、祖父母のいずれかと同居している割合は1割程度ですが、近居の状況をみると「近所に住んでいる」と回答した方がそれぞれ約2割から3割となっています。

親族・知人等の子育ての協力者については、就学前児童、就学児童ともに、日常的に約3割、緊急時に約6割の方が協力を得られる状況ですが、いずれについても「いない」人が1割を超えています。

ひとり親や身近に子育ての協力が得られない人など、子育てに携わる人が少なくなりがちな世帯に対し、より支援が届きやすい体制の検討が必要です。子どもの病気やけがをはじめとした緊急時の対応など、細かなニーズを拾い上げ、適切な支援を行うことが求められます。



※ nはその設問の回答数です（以下同様）。

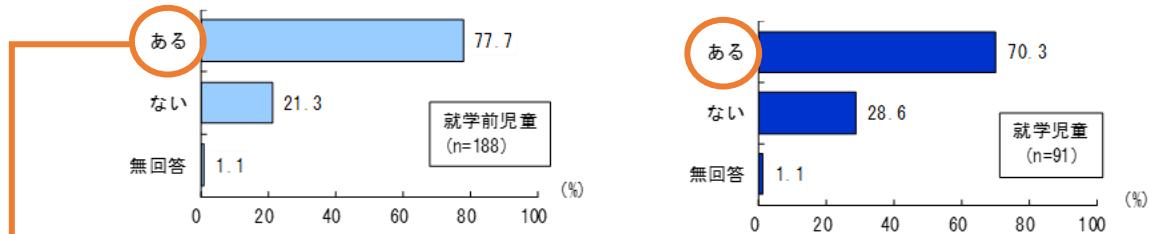
② 児童虐待の防止と相談体制の確保

自身の行動について虐待の心当たりがある人のうち、相談先がない人が、就学前児童の保護者で約2割、就学児童の保護者で約3割となっています。

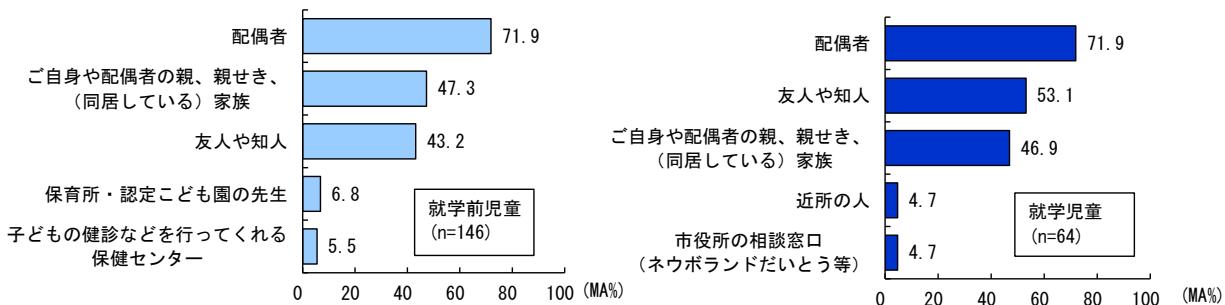
相談先があると回答した人については、相談先を「配偶者」、「ご自身や配偶者の親、親せき、（同居している）家族」、「友人や知人」と回答した人が多く、「大阪府子ども家庭センター」や「児童相談所虐待対応専用ダイヤル189番」など公的な相談窓口への相談は5%以下となっています（6位以下は図表から省略）。

児童虐待の背景には複合的かつ多様な問題があると考えられており、専門機関への相談は未然防止や早期対応において有効な取り組みとなります。必要とする人に適切な支援が届くよう、公的な相談窓口の周知啓発や、相談後の継続的な支援体制の構築が求められます。また、保育所等の公共施設への相談は5%程度とみられ、相談を受けた施設から適切な公的窓口につなぐなど、地域での支援のネットワークづくりの強化も求められます。

【自身に児童虐待の心当たりがある際に相談した相手や場所の有無】



→【自身に児童虐待の心当たりがある際に相談した相手や場所（上位5項目のみ掲載）】

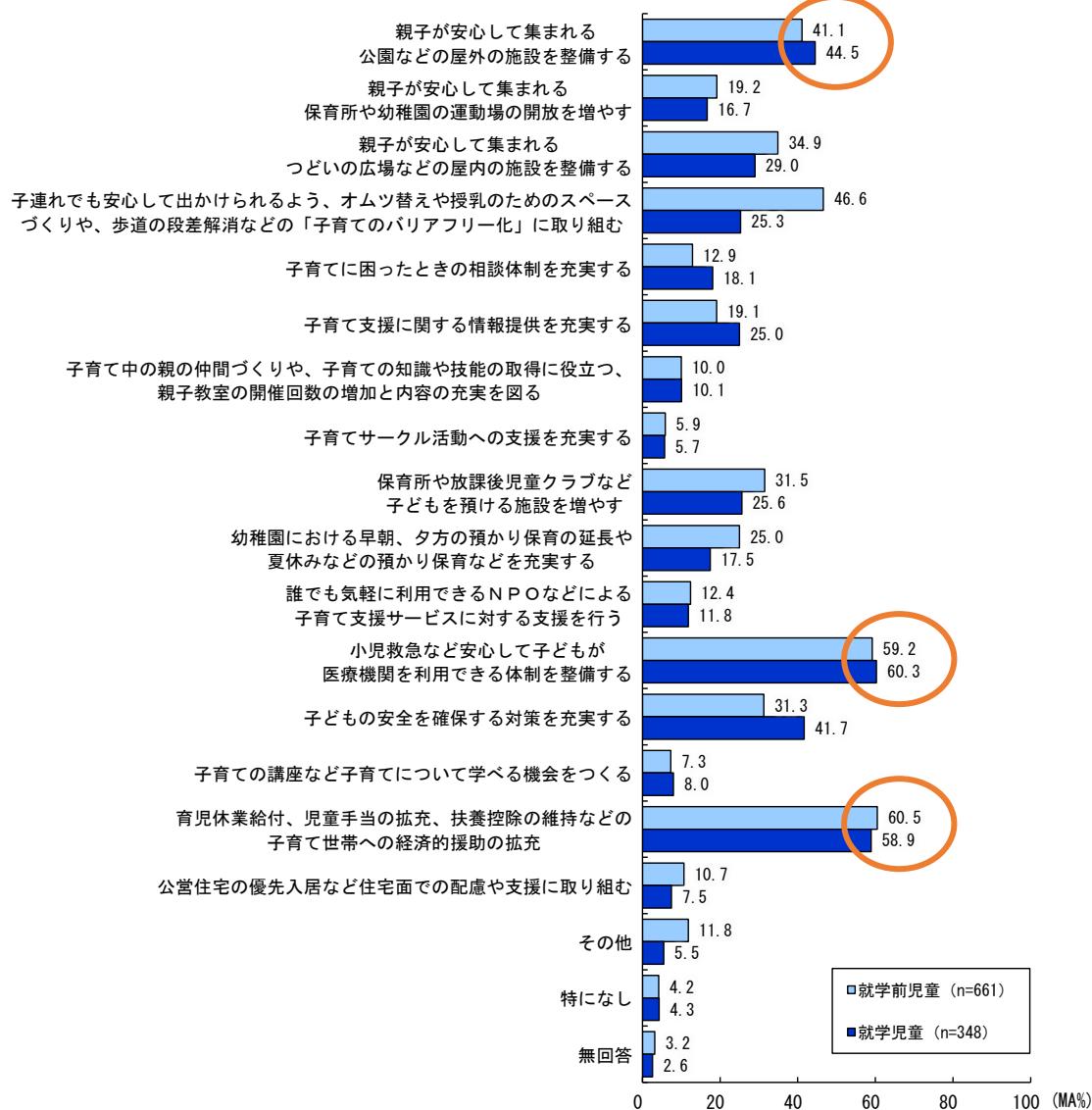


(2) 本市の子育て支援施策に関する市民の意見

子育てに関する支出が年々増大する中で、育児休業給付や児童手当など、経済的な支援への関心も高くなっています。本市においては、「子育てスマイルサポート事業」等、市独自の経済支援策を実施していますが、今後も子育て家庭の実情に応じた支援の充実と、利用促進に向けた周知啓発が必要となっています。

また、子育て安心のまちとして、家の外で子どもたちが安全に遊びまわれる場所や、いざという時に診察を受けられる場所が身近にある、利便性の高い住環境の整備が求められています。

【充実を希望する子育て支援サービス】

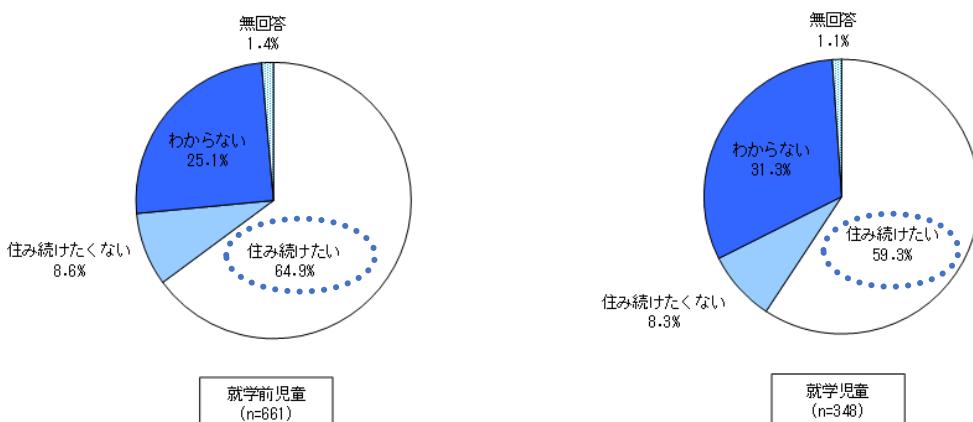


(3) 本市での居住の継続に関する子育て世帯の意見

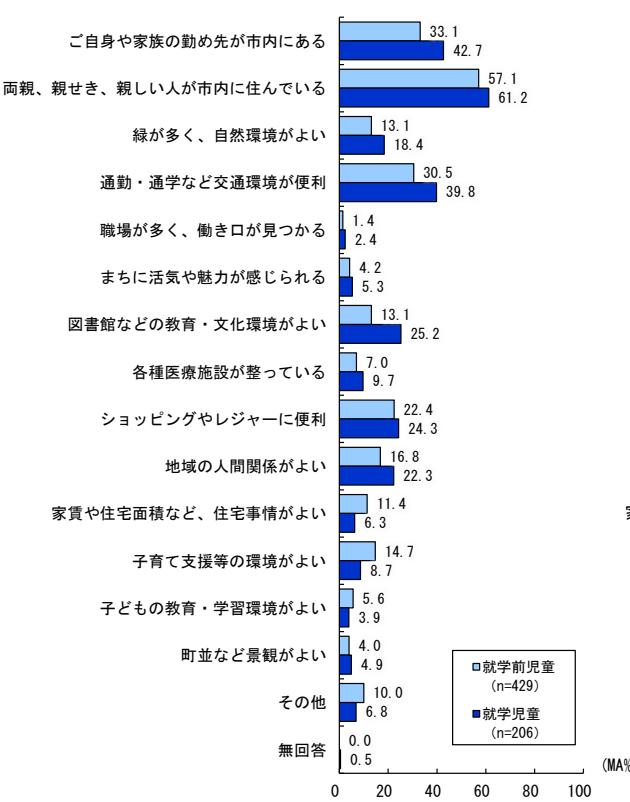
今後の本市への居住希望について、就学前児童、就学児童ともに「住み続けたい」人は約6割、「住み続けたくない」人は約1割となっています。

今後の居住を希望する理由については、親族や勤め先の存在や通勤先との関わりなど、市の特色や子育てとは直接関わりのない回答が多く、生活の状況が変われば市への居住希望も変わってしまう可能性が考えられます。一方で、住み続けたくない理由については、医療施設や子育て支援、学習環境など、子育て環境に関わる不満の回答割合が高くなっています。就学前から就学期に至るまでの関連施設等の充実が求められています。今後の居住希望を「わからない」と回答している約3割の人も含め、子育て世帯に積極的に住みたいと思っていただけるまちづくりが必要です。

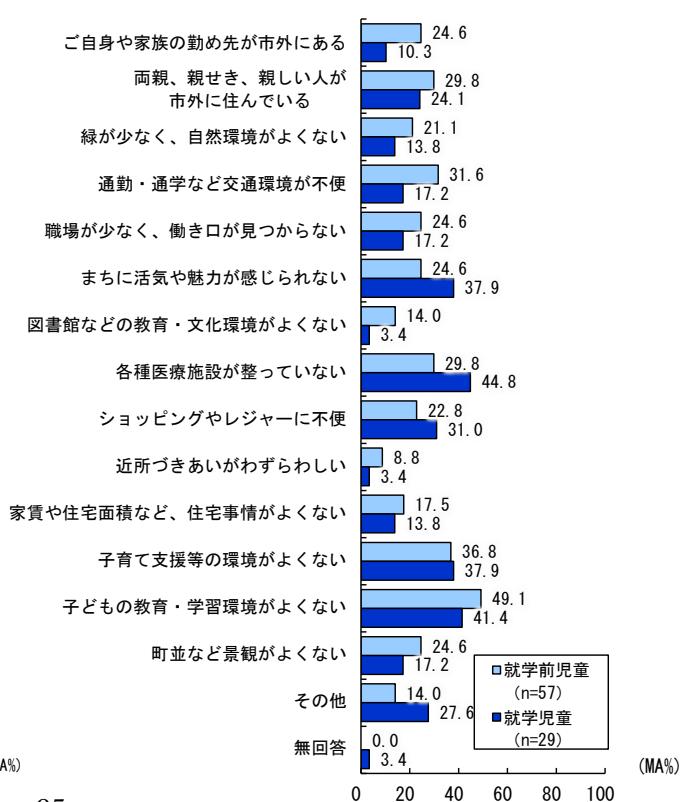
【今後の本市への居住希望】



【住み続けたいと感じる理由】



【住み続けたくないと感じる理由】



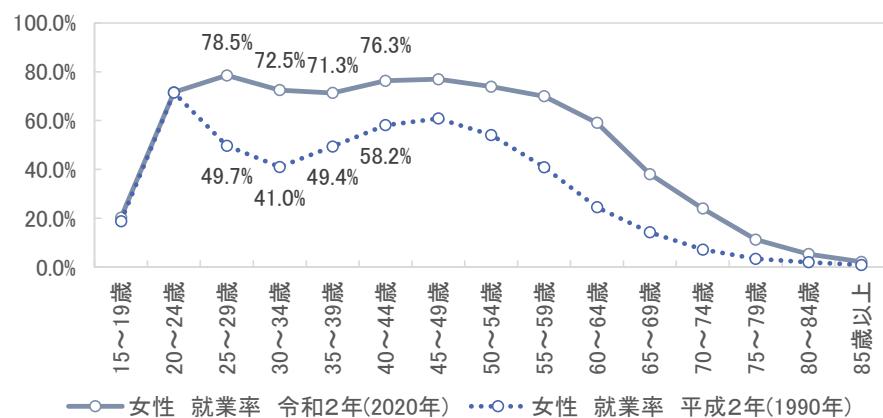
3. 就労状況について

(1) 女性の就業率

女性の就業率（15歳以上の人口に対する就業者の割合）をみると、平成2年（1990年）時点では25～34歳の区分において（結婚や出産などを理由に）就業率が低下するいわゆる「M字曲線」状の就業率となっていましたが、令和2年（2020年）では、20～24歳を除くすべての年齢区分において働く女性の割合が増えており、25～34歳での就業率の低下によるM字曲線が緩やかになっています。

アンケート調査結果によると、「育児休業を取った、あるいは今取っている」と答えた母親の割合は、第1期計画と本計画で比較すると25.4ポイント増加しているほか、「育児休業を取らずに離職した」と答えた割合は、7ポイント減少しています。また、育児休業取得後の職場復帰の状況で「育児休業中に離職した」と答えた割合は4.9ポイント減少するなどしており、M字曲線の鈍化は、社会全体として母親の育児休業の取得が進んできたことによるものであると考えられます。

【女性の就業率：令和2年（2020年）と平成2年（1990年）の比較】



出典：国勢調査

【育児休業について】

育児休業の利用状況	第1期	第2期	第3期
働いていなかった	57.5%	51.8%	38.0%
育児休業を取った、あるいは今取っている	22.4%	31.6%	47.8%
育児休業を取らずに働いた	2.3%	2.6%	2.4%
育児休業を取らずに離職した	15.5%	9.8%	8.5%
無回答	2.3%	4.2%	3.3%

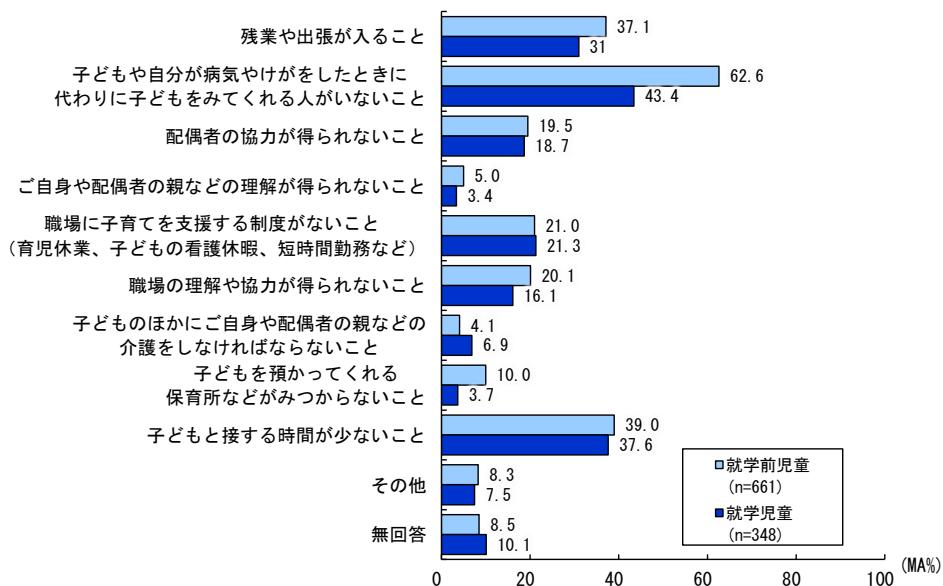
育児休業取得後の職場復帰の状況	第1期	第2期	第3期
育児休業取得後、職場に復帰した	78.4%	66.3%	76.6%
現在も育児休業中である	6.3%	21.9%	13.3%
育児休業中に離職した	12.5%	6.8%	7.6%
無回答	2.9%	5.0%	2.5%

(2) 仕事と子育ての両立に関する市民の意見

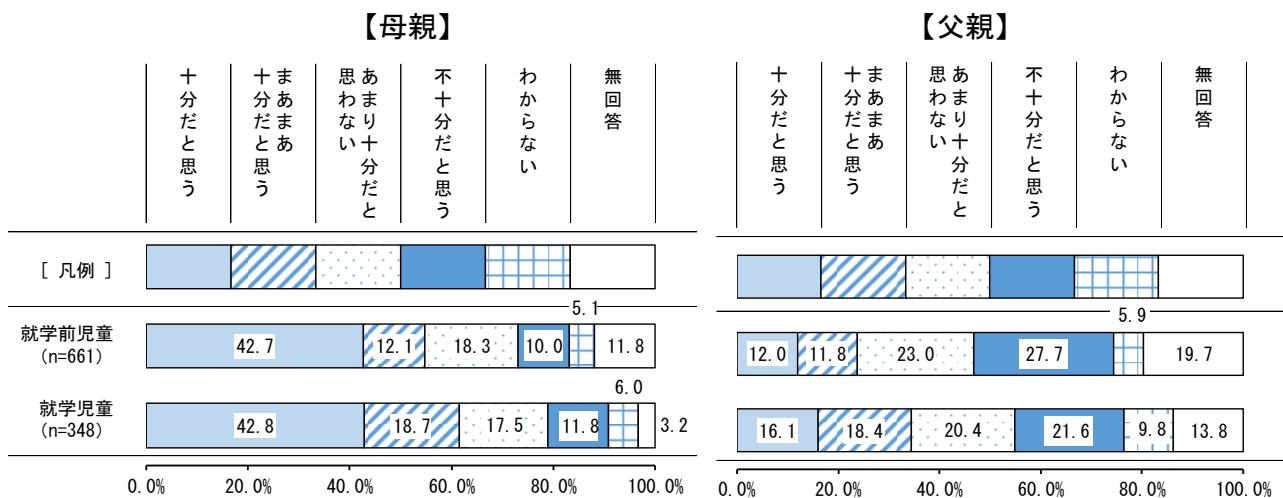
仕事と子育ての両立については、子どもが病気やけがをした時にそばについていたい、もっと子どもと一緒に過ごしたいと思っているにも関わらず、仕事のために子育てに携わる機会が減少していると感じていることへの不満が多くなっています。

子どもと一緒に過ごす時間については、特に父親で不十分だと思う人が多い傾向がみられ、長時間労働等が仕事と子育てを両立させるうえでの課題の1つになっていることがうかがわれます。適切なワーク・ライフ・バランスを推進し、働く親たちが家族とゆったりと過ごせる時間を持つことができる環境づくりが必要です。また、親子で過ごせる場所の整備や催しの企画など、子育て家庭が休日を楽しめる機会の創出についても検討が求められます。

【仕事と子育てを両立させる上の課題】



【平日に子どもと一緒に過ごす時間の満足度】



4. 教育・保育事業について

(1) 教育・保育の状況

本市の就学前教育・保育施設の設置状況は、平成 31 年度(2019 年度)および令和 6 年度(2024 年度)について、それぞれ下記のとおりとなっています。この間、幼稚園から認定こども園へ 1 施設が移行し、保育所から認定こども園へは 4 施設が移行しています。また、公立施設の北条保育所と北条幼稚園が施設統合し、公立幼保連携型認定こども園へ移行しました。



平成 31 年度(2019 年度) 4 月当初			令和 6 年度(2024 年度) 4 月当初				
幼稚園	公立	諸福幼稚園 北条幼稚園	幼稚園	公立	諸福幼稚園		
	私立	四條畷学園大学附属幼稚園 大東中央幼稚園		私立	大東中央幼稚園		
認定こども園	私立	愛真幼稚園 秀英幼稚園 朋来幼稚園 住道こども園 大東つくし保育園 ひとつぶ保育園 四条保育園 上三箇保育園 大東わかば保育園 聖心保育園 第 2 聖心保育園 あすなろこども園 あすなろこども園分園 若竹こども園 みのりこども園	認定こども園	私立	北条こども園		
		愛真幼稚園 秀英幼稚園 朋来幼稚園 住道こども園 大東つくし保育園 ひとつぶ保育園 四条保育園 上三箇保育園 大東わかば保育園 聖心保育園 第 2 聖心保育園 あすなろこども園 あすなろこども園分園 若竹こども園 みのりこども園					
		南郷保育所 野崎保育所 北条保育所			保育所	公立	四條畷学園大学附属幼稚園 氷野保育園 江ノ口保育園 新町保育園 新田保育園
		泉保育園 氷野保育園 灰塚保育園 江ノ口保育園 新町保育園 ひらりす保育園 津の辺保育園 新田保育園					
		聖心保育園分園 ひだまり保育園 わかたけ保育園 住道サンフレンズ保育園					
		聖心保育園分園 わかたけ保育園 住道サンフレンズ保育園					
		南郷保育所 野崎保育所					
		泉保育園 灰塚保育園 ひらりす保育園 津の辺保育園					
		聖心保育園分園 わかたけ保育園 住道サンフレンズ保育園					

※下線は、移行した認定こども園

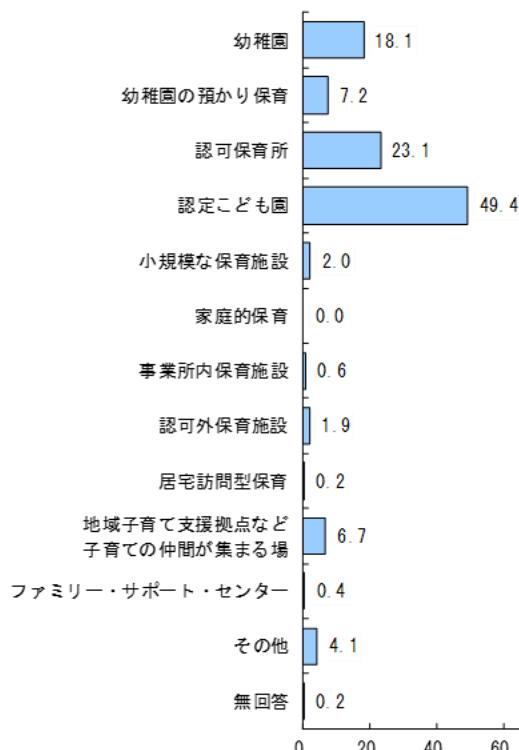
(2) 平日の定期的な教育・保育事業に関する市民の意見

平日の定期的な教育・保育事業に関して、保護者の利用希望が利用実態を特に上回っている事業をみると、「幼稚園の預かり保育」が12.9ポイント、「幼稚園」が12.5ポイント高くなっています、「ファミリー・サポート・センター」「地域子育て支援拠点など子育ての仲間が集まる場」についても5.0ポイント以上高くなっています。

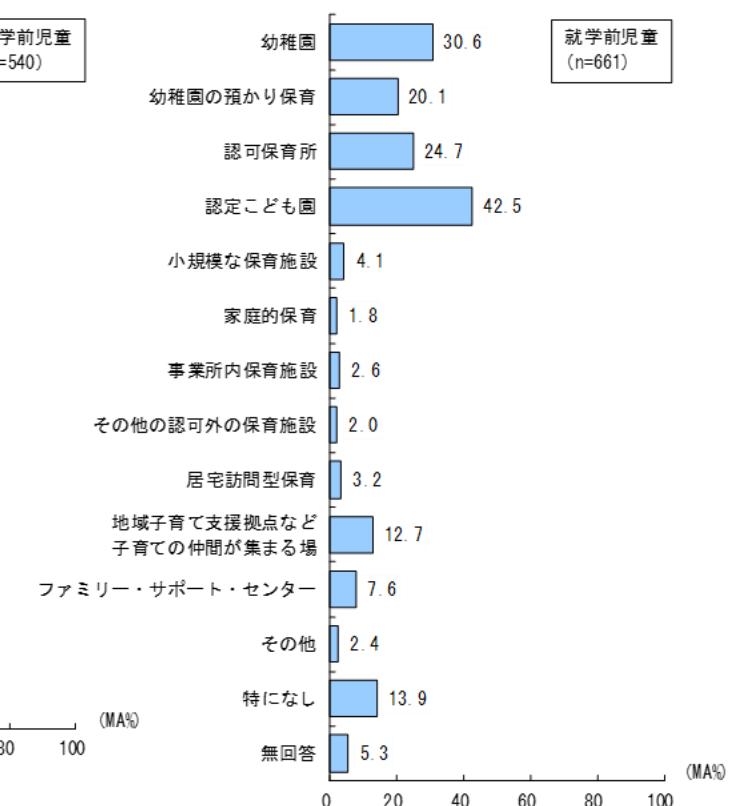
一方で、「認定こども園」については利用実態が利用希望を6.9ポイント上回っています。

就学前教育・保育施設については、子ども・子育て支援新制度の開始以降、施設形態の多様化が急速に進んでおり、利用者も個々の家庭の状況に応じた施設利用を求めていることがわかります。国においてもこども誰でも通園制度等、保育の必要性の有無によらない施設利用のあり方を検討する動きもあり、今後も利用者のニーズに応じた制度の検討が必要です。

【定期的に利用している事業<実際>】



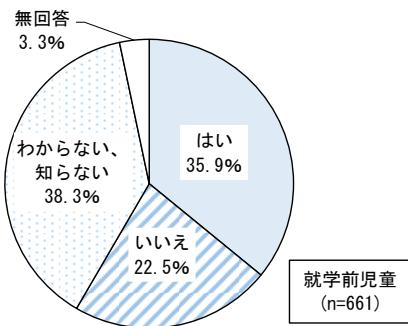
【定期的に利用したい事業<希望>】



(3) こども誰でも通園制度に関する市民の意見

こども誰でも通園制度の利用希望がある人（「はい」と回答）は35.9%で、利用希望がない人（「いいえ」と回答）に比べて高くなっていますが、「わからない・知らない」の回答が38.3%で最も高く、令和8年度（2026年度）の制度化に向け、制度の実施時期等を検討するともに、内容や利用方法について周知を進めていくことが必要と考えられます。

【こども誰でも通園制度の利用希望】



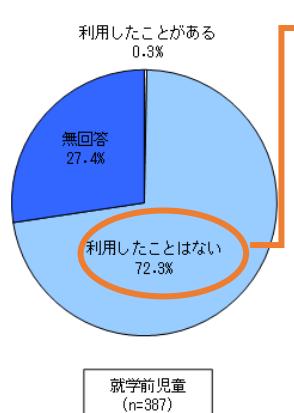
(4) 送迎保育ステーション事業に関する市民の意見

送迎保育ステーションについては、「利用したことがある」人が0.3%にとどまっており、逆に「利用したことはない」人は約7割となっています。その理由としては、「送迎対象の保育施設を利用していないため」が7割と最も高くなっています。

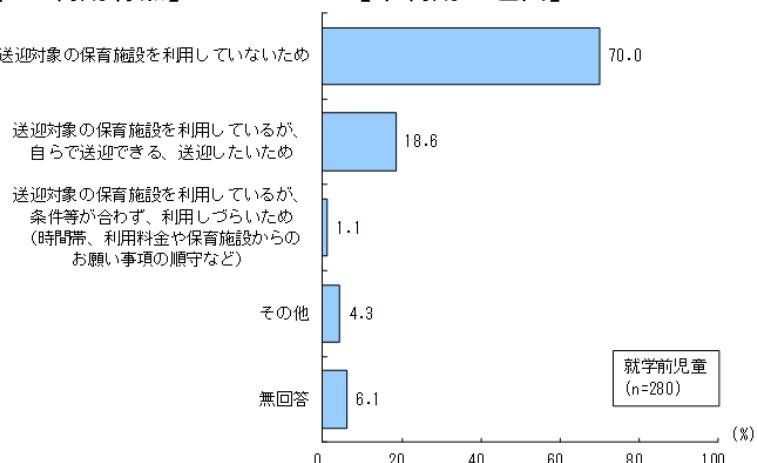
送迎保育ステーション事業については、住道駅周辺を中心とした高ニーズ地域の保育需要を他地域へ振り分け、需要と供給の均衡を図ることを目的とした事業として位置づけられています。このため、保育所等の通常利用が一定埋まった年度途中から、徐々に利用が増加する傾向があり、事業の周知についてはあまり進んでいない状況です。

一方で、駅周辺においてマンションの新築が進む等、送迎保育ステーション近隣における保育需要については、当面の間、高止まりが続くことが予想されます。このため、子育て家庭に対しては、送迎保育事業と送迎先保育関連施設に関する積極的な情報提供に努め、安心して子どもを預け、働くことのできる地域であることをアピールする必要があります。

【「送迎保育ステーション事業」の利用有無】



【未利用の理由】



(5) 子育て支援サービスに関する市民の意見

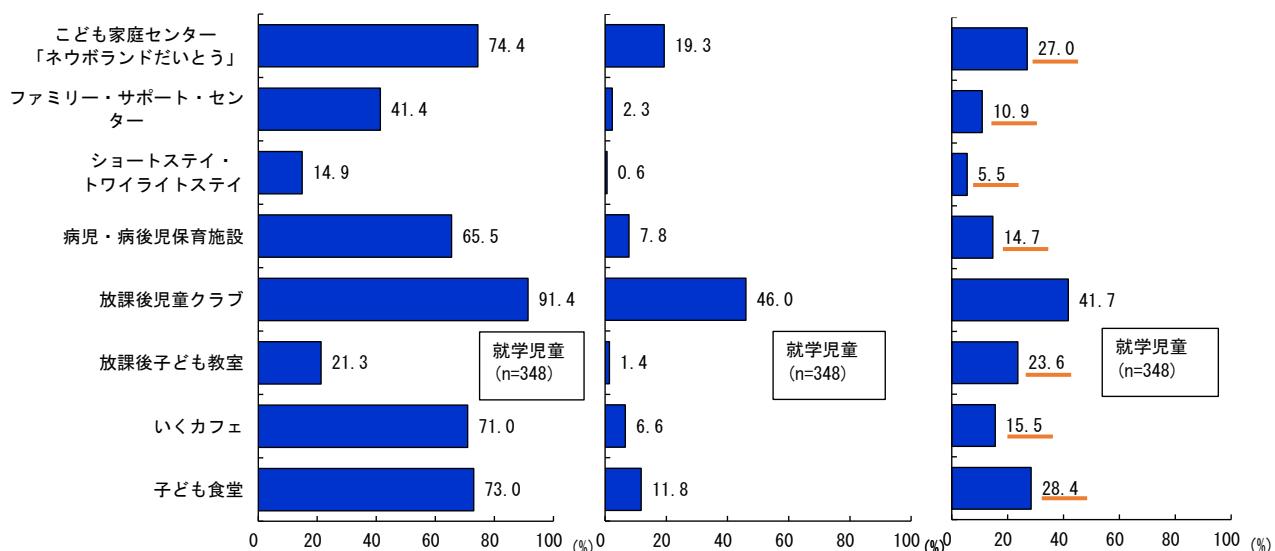
本市で実施されている子育て支援サービスには、就学前児童における「放課後デイサービス事業」「病児・病後児保育施設」「子ども食堂」、就学児童における「放課後子ども教室」など、実際の利用と利用ニーズの差が大きい事業があります。

現在利用が低調であるにも関わらず、今後のニーズが高くなっているサービスについては、病児保育やファミリー・サポート・センターのように、いざという時に必要とされるサービスであることや、子ども食堂や放課後子ども教室のように、今後の家庭の状況を鑑みて拡充を期待されているサービスであること等、様々な要因が考えられますが、すべての子どもたちが安心して生まれ育つことのできる子育て環境の実現を図る上で、今後も充実に取り組むべきものと考えられます。

こども家庭センター「ネウボランドだいとう」については、センター開設当初であった第2期計画策定時の調査では、「利用したことがある」人は就学前児童が3.2%、就学児童が1.5%でしたが（図表省略）、今回の調査では就学前児童が45.1%、就学児童が19.3%と、利用の大幅な拡大がみられます。

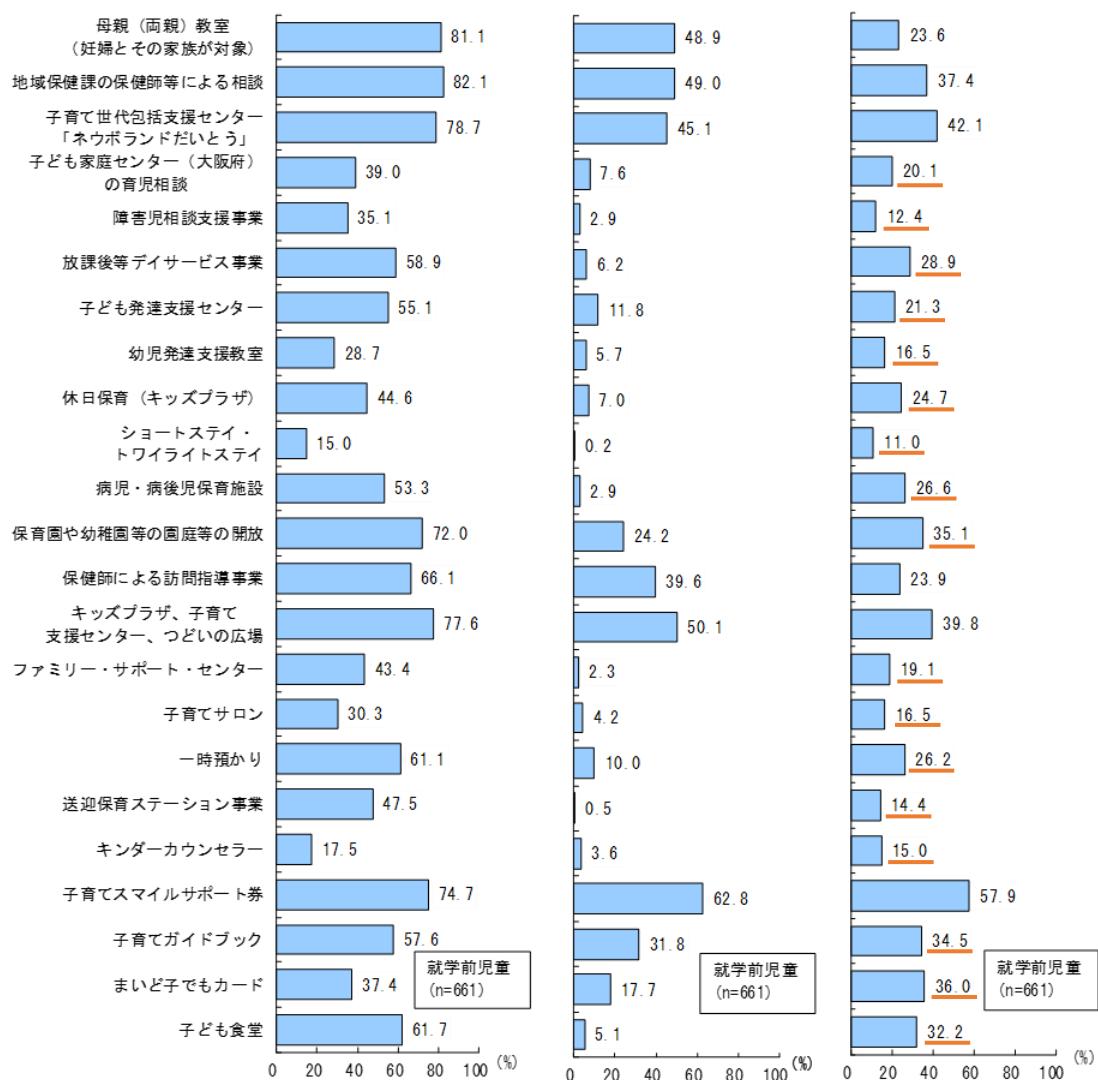
また、「ネウボランドだいとう」は、平成30年度（2018年度）の事業開始以降、子育て家庭への認知が大きく進んでいますが、妊娠・出産から18歳までを対象とした相談支援窓口として、継続的に利用されるサービスとなるよう、より身近で利便性の高い情報提供の場としての質的向上が期待されています。

【サービスの認知度】【サービスの利用の有無】【サービスの今後の利用意向】



※利用実態より利用意向が高い項目では、利用意向の割合に下線を引いている

【サービスの認知度】【サービスの利用の有無】【サービスの今後の利用意向】



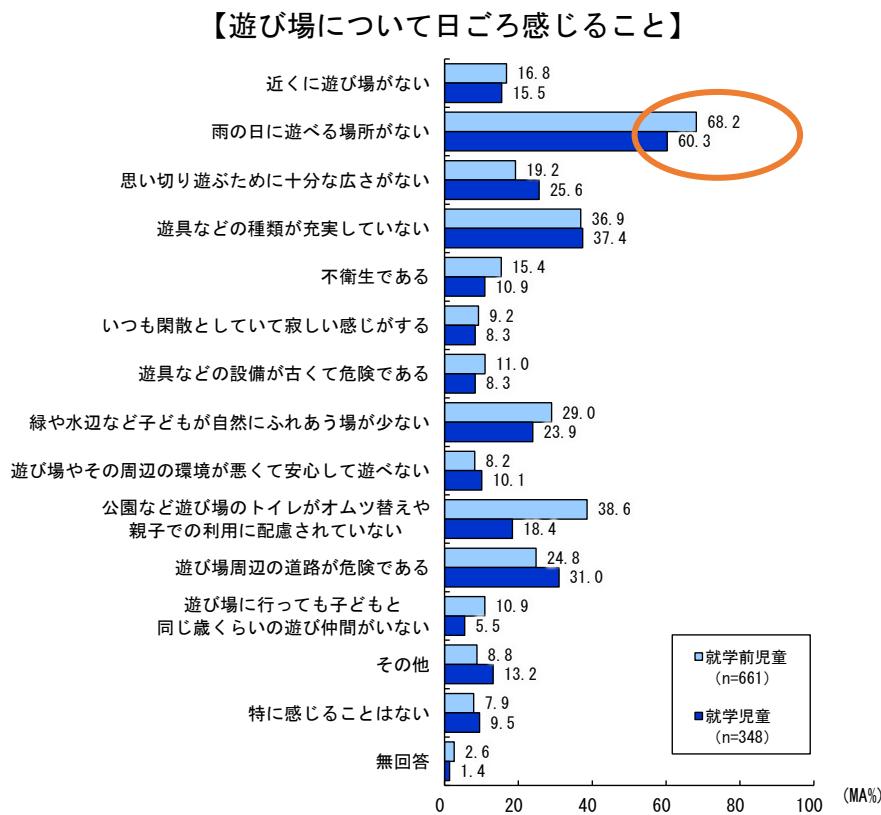
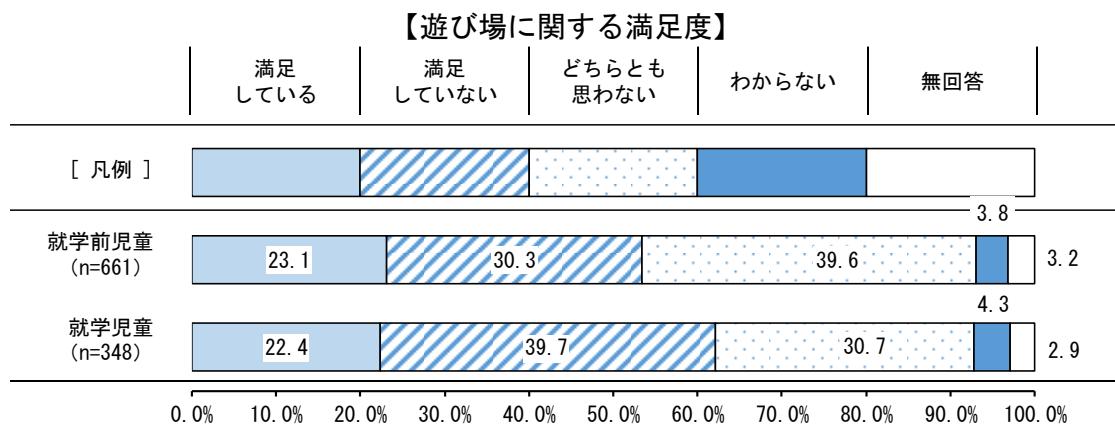
※利用実態より利用意向が高い項目では、利用意向の割合に下線を引いている

5. 生活環境等について

(1) 地域における子どもの遊び場に関する市民の意見

「遊び場」については、特に就学児童世帯で満足度が低い傾向がみられます。日ごろ感じことでは、「雨の日に遊べる場所がない」が6割以上と最も高く、就学前児童の保護者では、「公園など遊び場のトイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていない」の回答も多くなっています。

遊びは、子どもの心身の発達に大きな影響を及ぼします。本市には大小の公園が数多く整備されていますが、調査では公園における遊具の整備や、雨天でも楽しく過ごすことができる場所の確保を求める声が多く、これらの充実は子どもの健全な発達につながることから、期待する声が大きいものと考えられます。また、子どもたちが安心して遊べる環境づくりのためには、公園等の遊び場へのアクセスに係る周辺道路などの安全確保も重要です。



(2) 地域での活動に関する市民の意見

「参加したことがある地域での活動」や「今後参加したい地域での活動」については、「スポーツ活動」「体験学習活動（ものづくり体験など）」「野外活動（キャンプなど）」「地域の活動（地域のお祭りや運動会など）」といった回答割合が高くなっています。

また、「地域での交流や活動をさらに活発にするために必要だと思うこと」で回答割合の高い項目としては、「子どもにかかわる地域活動の情報を一元化する」「活動に地域の人が参加する機会を増やす」「子どもが意見を出し合い、子どもが中心になって行う活動を育成する」「自治会など地域組織で、子どもや子育てについての活動に力を入れる」が挙げられます。

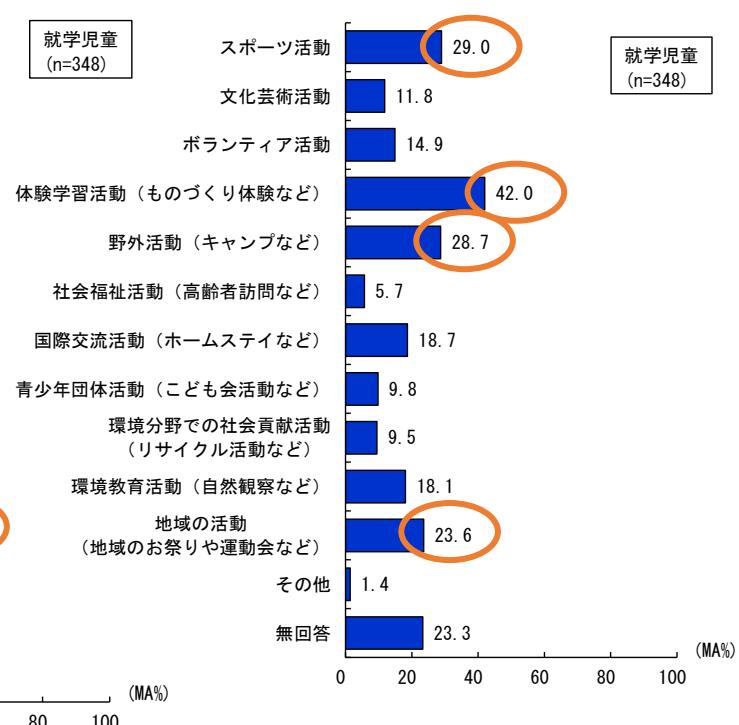
本市の子育て家庭においては、スポーツやお祭り等の催しに加え、ものづくり等の体験学習、野外活動など、家庭の外で地域の文化や自然にふれる活動への関心が高いものと考えられます。近年、少子高齢化の進展と並行して全国的に地縁の希薄化が指摘されており、地域活動の担い手の減少から、地域での交流や活動は減退傾向にありますが、地域活動の取り組みは子どもの社会性の向上や、地域への愛着の育みにつながるものであり、活動の活性化に向けた担い手の育成や、現代の地域社会のあり方に沿った、新たな地域活動の形成が求められています。

今後、地域での交流や活動をさらに活発にするための方法としては、情報提供体制の見直し、子ども主体での運営、地域の人の参画などが挙げられており、これらの項目についても検討を進めながら、家庭と地域、そして子どもが一体となった地域活動の推進が必要です。

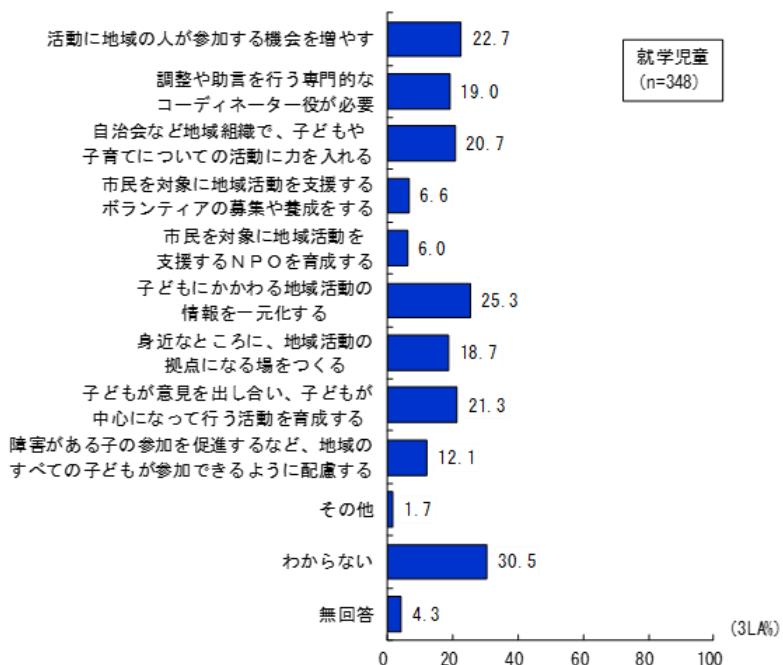
【参加したことがある地域での活動】



【今後参加したい地域での活動】



【地域での交流や活動をさらに活発にするために必要だと思うこと】



6. 個別施策の評価

第2期計画においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、5つの基本目標と18項目の施策項目に体系づけて、335の事業（再掲含む）を推進してきました。

このうち、計画通りに実施しており今後も継続する事業は286事業（85.4%）、今後さらなる充実を検討する事業は15事業（4.5%）、見直しや改善が必要な事業は26事業（7.7%）、完了した事業等（未実施含む）は8事業（2.4%）となっています。

【第2期計画に係る次世代育成支援施策の評価結果】

基本目標・取組施策等	継続	充実	見直し・改善	完了	未実施
基本目標1 子育てと仕事を両立できる社会づくり					
1 保育サービスの充実	15	-	-	-	-
2 子育てと仕事の両立のための環境整備	15	1	2	-	-
基本目標2 子どもが心豊かに育つ学習環境づくり					
1 就学前保育・教育の充実	8	-	-	-	-
2 学校教育の充実	13	3	-	-	-
3 学校・家庭・地域社会の連携	18	1	2	1	-
4 地域の子育て力向上への支援	4	-	1	-	-
基本目標3 子育てを支える体制づくり					
1 妊娠期からの切れ目のない支援	37	-	1	-	-
2 子育て支援サービスの充実	10	4	1	-	1
3 利用しやすいサービス体制	5	1	1	-	1
4 子育ての悩みや不安への対応	20	-	3	-	-
基本目標4 子どもが安全・安心に過ごせるまちづくり					
1 子育てしやすい生活環境の整備	8	-	3	-	-
2 子どもの安全・安心の確保	26	-	-	1	2
3 医療体制の整備	4	-	-	-	-
4 親子と健康の保持・増進	15	-	1	-	2
基本目標5 様々な家庭での子育てを支える体制づくり					
1 児童虐待への対応	15	-	6	-	-
2 障害のある子どもやその家庭への支援	19	2	3	-	-
3 ひとり親家庭への自立支援	11	-	-	-	-
4 子どもの将来のための支援(子どもの貧困対策)	43	3	2	-	-
合 計	286	15	26	2	6

7. 第2期計画の取り組みと課題

第2期計画では、子育て施策の推進のために、「親子の笑顔あふれるまち～みんなでつくる子育て安心のまち大東～」を基本理念と定め、実現に向けて分類された5つの基本目標と、「未来につながる子ども・子育て支援」を重点目標と設定し、子ども・子育てに携わる部署が様々な事業に取り組みました。

これらの取り組み実績とそこから見えてきた課題について整理し、継続的な子育て支援施策の実現に向けて、本計画の策定につなげていきます。

(1) 基本目標に関する取り組みと課題

基本目標1 子育てと仕事を両立できる社会づくり

- 「保育所等施設整備事業」保育施設等に通う子どもたちに快適な保育の場を提供できるよう、保育施設の整備を実施しました。また、民間事業者にご協力いただき、園舎の建て替えに合わせて利用定員の増員を行うことにより、待機児童の解消に取り組みました。
- 「保育士宿舎借り上げ支援事業」民間保育所等における保育士不足を解消するため、法人が借り上げる保育士向け賃貸住宅の家賃に対する補助を行いました。年々、補助申請申込件数が微増していることから、引き続き保育士確保策の一環として取り組みます。
- 「両親教室」夫婦で安心して出産を迎えることができるよう、妊娠・出産に関する情報提供や沐浴実習を行いました。実施にあたっては、平日コースや土曜日コースを設定することで、働いている人も参加しやすくなる工夫をしています。

基本目標2 子どもが心豊かに育つ学習環境づくり

- 「情報教育の充実」小・中学校においてG I G Aスクール構想に基づき、1人1台端末を活用し、インターネットによる情報収集や、他の児童・生徒との情報共有・意見交換に活用するなど、情報活用能力を育成する授業づくりを進めました。
- 「子ども食堂支援事業」子どもの居場所づくりの推進として、地域で子ども食堂を運営する団体に対し、必要経費の一部を補助しました。また、フードロスの観点から各種団体と協力し、子ども食堂への食品等の提供も行いました。
- 「いくカフェ」小学校の教室などを使用し、気軽に子育ての話などをしてほっと一息つける場所の提供を行うことにより、地域や保護者同士のつながりづくりの支援を実施しました。また、令和4年度（2022年度）より企業等のノウハウを生かした「企業版いくカフェ」も実施しています。

- 「**アウトリーチ型支援**」子育ての悩み等を把握するため、家庭教育に関する状況把握調査を公立小学校1年生と4年生の家庭に実施しました。公立小学校1年生の家庭には小学校区単位の相談・訪問チームにより電話連絡か家庭訪問を行い、保護者が安心して家庭教育を行えるようサポート体制の充実を図りました。
- 「**家庭教育応援企業等登録制度**」従業員の家庭教育応援や学校・地域社会への貢献活動に取り組み企業等と連携し、家庭・学校・地域が一体となって子どもたちを育てる環境づくりを推進するため、令和3年度に登録制度を設立しました。

基本目標3 子育てを支える体制づくり

- 「**子育て支援センター事業**」育児不安等についての相談や指導、子育てサークルへの支援、親子同士の交流活動等を実施しています。こども家庭センター「ネウボランドだいとう」と連携しながら、今後も利用促進を図ります。
- 「**保育所等地域活動事業**」在宅で子育てをしている親子を対象に、保育所等の園庭開放や、遊び教室を通して、子ども同士の交流や子育て支援を実施しました。特に参加希望が多い地域については、実施回数を多くしたり、公園等広い場所を活用したりするなど、開催方法を工夫して実施しました。
- 「**子育てスマイルサポート事業**」満3歳までの子どもがいる家庭に、子育てに係る消耗品の購入やタクシー乗車等に利用できるサポート券を交付しました。第2子・第3子への交付額の増額や、対象年齢の引き上げを行うなど、より利用しやすい事業になるよう見直しを行いました。

基本目標4 子どもが安全・安心に過ごせるまちづくり

- 「**交通安全教室**」四條畷警察署と連携し、保育所、幼稚園、小学校等において交通安全教室を実施し、正しい交通ルールを身に着ける取り組みを実施しました。子どもたちを交通事故から守るため、今後も継続的に実施していきます。
- 「**登下校時の見守り**」不審者などから登下校中の子どもの安全を確保するため、自治会、老人会、PTAなどのボランティアの方々による、通学路の見守り活動に対し、必要物品の提供支援を行いました。

基本目標5 様々な家庭での子育てを支える体制づくり

- 「**はろーべビィ訪問事業**」生後4か月までの乳児のいる家庭を保育士が訪問し、子育てに関する悩みを聞き、必要に応じて適切な機関につなぐなどの支援を行いました。伴走型相談支援「ネウボラ+ギフト」の実施により、子育て世帯の受入率も向上しており、対象となる家庭はほぼ100%訪問することができています。

- 「ひとり親家庭等就労支援事業」ひとり親家庭の保護者を対象に、就職、転職等に関する寄り添い型の支援を実施しています。当該事業における就職率・定着率は高水準を保っているため、引き続き事業周知を行い、ひとり親家庭の生活安定に努めます。
- 「保育所等巡回相談、学校巡回相談」発達相談員、理学療法士等の専門的知識を持った職員が保育所等を巡回し、集団保育への支援や障害児保育の実施などの支援を行っています。支援を必要とする子どもの増加に伴い、相談数は年々増加していることから、相談員の体制づくりが課題となっています。

(2) 重点目標に関する取り組みと課題

① 多様な子ども・子育てニーズへの支援に向けた取り組みの充実

こども家庭センター「ネウボランドだいとう」は、事業開始から6年を経過し、アンケート調査結果によると平成30年度(2018年度)調査では、「知っている」と答えた割合が27.9%、「利用したことがある」と答えた割合が3.2%であったのに対し、令和5年度(2023年度)調査では「知っている」が78.7%、「利用したことがある」は45.1%と、子育て家庭への認知が大きく進んでいます。第2期計画期間では、支援内容の充実を目指し、次のような新規事業に取り組むことにより、子どもの成長に応じた適切かつ切れ目のない継続的な支援に取り組みました。

●ネウボラ+ギフト

「ネウボランドだいとう」では、子育てにかかる孤立感や不安感を軽減するため、妊娠婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整備するため、伴走型支援として、妊娠届出時の面談や、妊娠中の家庭訪問・電話支援、出産後のはろーべビィ訪問等を実施し、妊娠婦や子育て世帯の状況の把握に取り組んでいます。

令和4年度（2022年度）からは、子育て世帯への経済的な支援および、伴走型支援をさらに充実させるため、面談や訪問の際にアンケートにお答えいただいた方に、給付金を支給する「ネウボラ+ギフト」を実施しています。

●5歳児大東っ子アンケート

小学校に入学する子どもが安心して学校生活を過ごせるように、来年新1年生になる子どもがいるすべての家庭にアンケートを実施し、回答した人には本市オリジナルの入学祝い品をプレゼントしています。

② 就学前教育・保育サービスの提供体制の再構築

I. 就学前教育・保育施設の利用定員の見直し

本市における地域的な保育需要の動向をみると、西部・南部地域では利用者数が定員を超過した時期もあった一方、北部・東部地域においては定員割れも生じています。このため、待機児童が発生しないように、一定のルールを定めた上で、保育ニーズに応じて利用定員の見直しを実施しました。今後も人口推移等を注視しながら、必要な保育利用枠

の確保を進めつつ、民間保育事業者の安定的な運営のために、実情に見合った利用定員の見直しを進めます。

地区	定員数・利用者数の推移						単位:人	
	平成27年 (2015年)		令和元年 (2019年)		令和5年 (2023年)			
	定員	利用者	定員	利用者	定員	利用者		
北部	459	416	461	435	504	488		
東部	510	535	710	597	669	659		
南部	409	421	536	547	558	553		
西部	820	888	863	885	864	791		

II. 公立施設の方向性の検討

本市北部地域に位置する北条幼稚園は、利用者数の減少傾向が続いていたことから、令和4年（2022年）4月1日に北条保育所と施設統合し、幼保連携型認定こども園北条こども園を開園しました。北条こども園は、多様な保育ニーズへの対応や、支援の必要な子どもの教育・保育の充実、養育に関する支援を必要とする子どもの保育など、市北部地域において安心して子どもを預けることができる、就学前教育・保育の拠点園として今後も運営していきます。

園児数の推移						単位:人
		平成27年 (2015年)	令和元年 (2019年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	
北条幼稚園		81	49	35		
北条保育所		86	88	90		
北条こども園	1号	—	—	—	37	29
	2・3号	—	—	—	90	97
合計		167	137	125	127	126

III. 送迎保育ステーションの利用拡大

送迎保育ステーションの利用者は4人～10人で推移しており、保育ニーズの高いJR住道駅周辺における利用の調整弁として機能していると考えられます。一方でアンケート調査結果によると当該事業の認知度は47.5%に留まっていることから、サービスが必要となった際には、適切な利用につながるよう、子育て家庭に対する積極的な情報提供に努めています。

8. 子育て支援に関する課題の整理

子育てに関するニーズ調査結果や、施策・事業評価等から、本計画の策定に向けた課題等の取りまとめを行い、以下のように整理しました。

課題1 孤立しがちな子育て家庭への支援の強化

アンケート結果では、親族や知人など子育ての協力者がいない人が1割以上みられました。また、自分の行為が虐待にあたるかもしれないと思っても、相談する先がない人が2～3割となっているほか、相談する先がある人の相談相手として多いのは、主に配偶者や友人・知人であり、公的な相談窓口への相談は5%程度となっています。公的・専門的機関の連携は、適切な子育て支援サービスへの利用につながる取り組みであり、「ネウボランドだいとう」等の窓口の周知や、ICTの活用を含めた相談受付体制の充実が必要です。また、保護者にとって身近な学校等の関係機関との支援ネットワークの強化も重要です。

課題2 教育・保育事業の充実

平成27年度（2015年度）の「子ども・子育て支援新制度」の開始以降、就学前教育・保育の多様化から、子育てニーズに柔軟に対応できる子育て支援サービスの提供体制の確保が求められており、民間施設においては幼稚園や保育所から保育の必要性の有無によらず、子どもの受け入れを行うことのできる、認定こども園への移行が進んでいます。

公立施設においても令和4年度に施設統合により北条こども園が開園しましたが、利用ニーズに見合った公立幼児教育・保育の提供体制の確保に向け、引き続き施設統合等の検討に取り組みます。

就学前教育・保育施設における保育士等の人材確保は、引き続き喫緊の課題となっており、必要な人材の確保に向けた支援に取り組みます。

また、令和8年度（2026年度）に制度化される予定の、こども誰でも通園制度については、今後、認知が進んでいくものと考えられ、制度化に向けた試行事業の取り組みを進めていきます。

課題3 子育てを取り巻く安心・安全な環境の整備

今後の居住意向において「住み続けたくない」と回答した方の理由には、子育て環境に関する様々な不満が挙げられていました。充実を希望する子育て支援サービスには、経済的な支援、小児救急などの、安心して子どもが医療を受けられる体制の整備や、親子が安心して利用できる公園等の屋外施設の整備が挙げられており、子育て世代の居住促進に向けた多角的な支援の充実に取り組むとともに、子育てガイドブック等の活用による既存のサービスの周知に努めます。

課題4 仕事と家庭の両立支援

女性の就業率の上昇に伴う、共働き家庭の増加を背景として、アンケート調査では、仕事と家庭の両立に係る課題として、「子どもや自分の病気やけがの際に代わりに子どもを見てくれる人がいないこと」や、「残業や出張が発生すること」などの回答割合が高くなっています。「病児・病後児保育」や「一時預かり」等、働きながら子育てをする家庭を支援するためのサービスの充実が必要です。

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

全国的に少子高齢化が進行する中、子どもを産み、育てやすい環境を整えるまちづくりの重要性が高まっています。生活様式の多様化、共働き世帯の増加、核家族化による子育て家庭の孤立化等、現代の子育て家庭は多くの課題を抱えており、それぞれの家庭の実情に合わせた多様な支援が求められています。

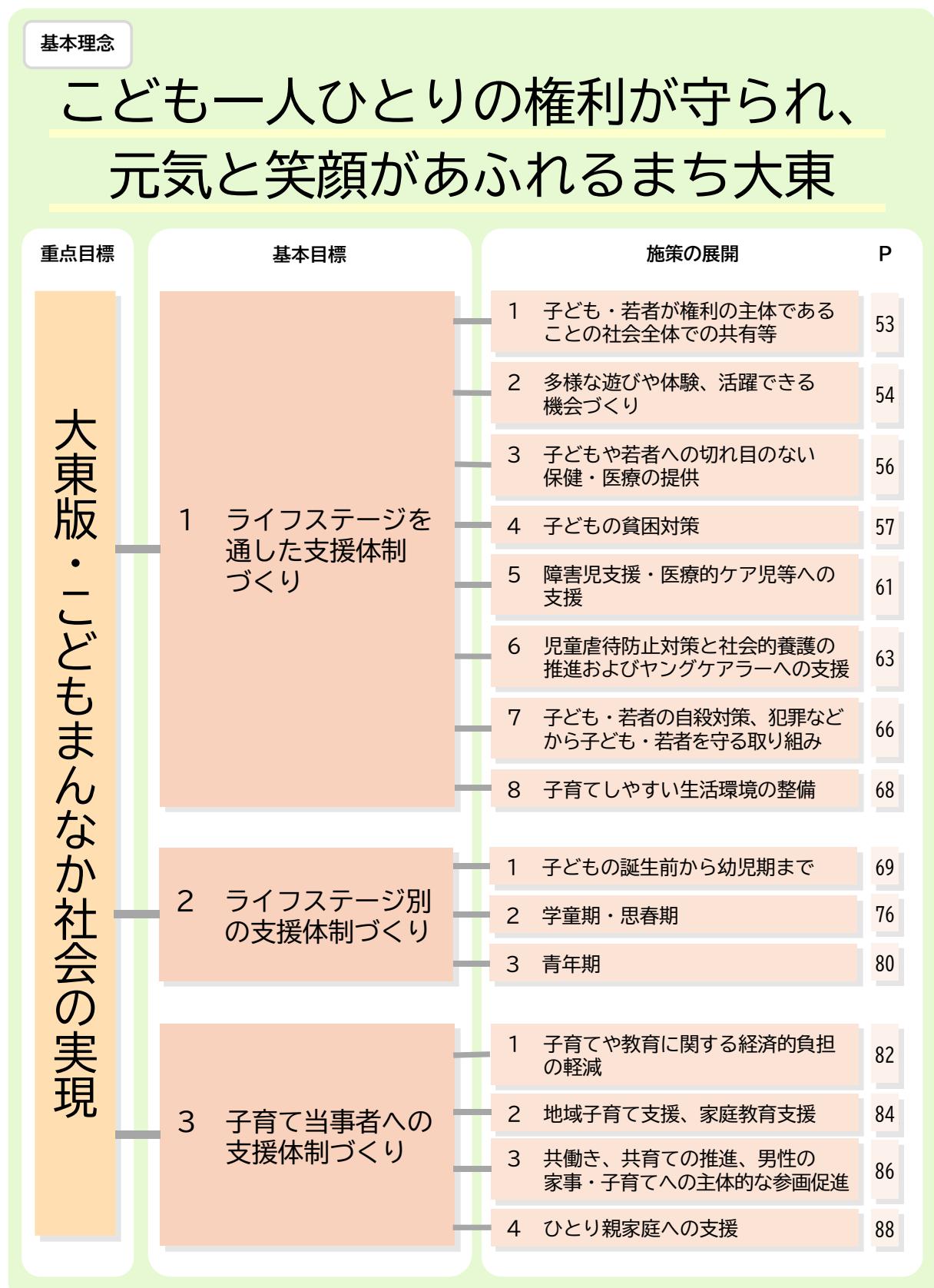
令和2年3月に策定した第2期計画は、「子ども・子育て支援法」の基本理念である、「子育てについての第一義的責任は、父母その他の保護者が有するという基本的な認識」のもと、『親子の笑顔あふれるまち～みんなでつくる子育て安心のまち大東～』を計画の基本理念としました。

本計画の策定にあたっては、本市で生まれた子どもたちが自らの権利を自覚しながら元気に育ち、成長していく環境づくりに積極的に取り組み、自分たちが暮らすまちに対する愛情を高められる社会を築くため、以下の基本理念を掲げ、施策を推進します。

基本理念

こども一人ひとりの権利が守られ、
元気と笑顔があふれるまち大東

2. 施策の体系



3. 基本目標

基本理念を実現するために必要となる視点を3つの基本目標として定め、施策を展開します。



基本目標1 ライフステージを通した支援体制づくり

子どもの誕生前から幼児期は、将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生のスタートを切るために重要な時期であることから、子どもたちが健康で元気に成長し、遊びや体験を通して様々なことを学ぶための環境を整備することが重要です。

障害のある子どもや医療的ケアが必要な子ども、ヤングケアラー、ひとり親家庭等の支援を必要とする子育て家庭に対しては、関係機関と地域とが連携し、適切な支援を実施します。

また、大東市こども家庭センター「ネウボランドだいとう」を中心とした、伴走型の相談支援や訪問等のアウトリーチ型の支援の実施により、児童虐待の早期発見・未然防止に取り組みます。



基本目標2 ライフステージ別の支援体制づくり

子どもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期において、様々な学びや体験を通じて成長していきます。成長の過程は、子ども一人ひとりの個性やもって生まれた資質、生活環境に大きく影響を受けるものであり、それぞれの子どもの状況に応じた必要な支援が、義務教育の開始・終了年齢や、18歳、20歳といった特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで、行政、地域、関係機関等が連携して切れ目なく支えていく取り組みが重要です。

就学前の育ちにおいては、待機児童対策に継続的に取り組むとともに、子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、就学前保育施設、地域子育て支援拠点など、地域の身近な場を通じた支援を充実します。

また、学童期、思春期、青年期の子どもに対しては、関係機関が連携し、情報の提供や相談体制の整備、学力向上や進路支援等、ライフステージに応じた、子どもの心と身体の成長に寄り添った支援に取り組みます。



基本目標3 子育て当事者への支援体制づくり

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、子育て家庭が祖父母や近隣住民からの協力や支援を得ることが難しくなっている状況にある中、子育て当事者が経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、健康で、気持ちにゆとりを持って子どもに向き合うことは、子どもの健やかな成長につながると考えられることから、子育て当事者への多様な支援が必要です。

子育て家庭にとって、子育てや教育にかかる費用は大きな負担となっており、希望する人数の子どもを持たない理由の1つにも挙げられていることから、「子育てスマイルサポート事業」などの子育て世帯への経済的支援の充実に取り組みます。また、「ネウボランドだいとう」を中心とした、子育て当事者に寄り添った切れ目のない相談支援の実施による子育て不安の軽減や虐待防止の取り組みを進めていきます。

また、ひとり親家庭の相対的貧困の度合いが深まる状況を鑑み、ひとり親家庭を対象とした、就労支援や情報提供等の多角的な支援の充実により、生活の安定を目指していきます。

4. 重点施策の取り組み

本市では、第2期計画において、『未来につながる子ども・子育て支援』を重点施策として、ニーズに対応した就学前教育・保育サービスの提供と、妊娠・出産から18歳までの切れ目のない相談支援体制の確立により、まちのどこに住んでいても安心して子どもを育てられる、子育て環境の安定化に取り組んできました。

本計画では、令和5年4月に施行された「こども基本法」の趣旨に基づき、子どもや若者の視点に立ち、子どもにとって最善の利益を第一に考える「大東版・こどもまんなか社会の実現」を重点目標とするとともに、第1期、第2期計画期間で進めてきた子ども・子育て支援事業についても、引き続き利用者ニーズの充足を目指し、子育てしやすいまちの実現に向けた取り組みを進めます。

重点目標「大東版・こどもまんなか社会の実現」

(1) 子ども・若者の意見聴取と政策への反映

こどもまんなか社会の実現のための基本的な方針は、施策の対象となる子ども・若者の意見を聴き、対話しながら社会とともにつくっていくことです。子ども・若者の意見を聴き、政策に反映していくことには、2つの意義があります。

1

子どもや若者の状況やニーズをより的確に把握することができ、施策がより実効性のあるものになる。

2

子どもや若者にとって、自らの意見が十分に聽かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

本市においても、直接的、間接的に子ども・若者の意見を聴取するための仕組みづくりに取り組み、こどもまんなか社会の主役である子どもたちが、自らの意見を社会にアピールする権利を保障することによって、多くの子どもたちが社会に関心を持てる環境を作り上げていきます。

(2) 「こどもまんなか社会」の実現に向けた理念の明文化

子どもの利益を最優先に考え、子どもや若者の視点から政策を立案し、実施する「こどもまんなか社会」の実現を重点目標として掲げることで、市としての子ども施策を進めていくとともに、庁内外における「こどもまんなか」の意識醸成を図ります。

「こどもまんなか社会」の実現には、すべての市民が子どもの権利を尊重する「こども基本法」の理念を理解し、共通の目標に向かって子育て支援の取り組みを進めるための、本市独自の基本理念の明文化が必要です。本市では、平成19年に「子ども基本条例」を制定し、大人が協力し合うことにより、すべての子どもが心豊かに育つまちづくりに取り組んできました。本計画では「子ども基本条例」を見直し、新たな時代に即した理念の明文化を図ります。

(3) 支援を必要とする子どもや家庭を支える取り組みの充実

① 大東市こども家庭センター「ネウボランドだいとう」の相談支援機能の充実

「ネウボランドだいとう」は、これまで子育て世代包括支援センターとして、妊娠・出産・子育てに関する総合窓口として、相談支援を行っていました。令和6年度からはこども家庭センターとして、子どもの育ちに対する支援強化を進めており、母子保健・児童福祉の機能の連携・協働強化や、虐待への対応、子育てに困難を抱える家庭への支援など、子育て家庭に対する一体的な相談支援を実施しています。また、関係機関・団体が連携し、市全体として包括的な支援体制を構築するための中核的な機能を担っています。

本計画では、支援の充実をさらに推し進め、子育て家庭が長期間にわたって関わり続けたいと思える、幅の広い相談支援サービスの提供に取り組みます。

また、妊娠・出産・育児期の家庭において、心身の不安や悩みから児童虐待に至ることのないよう、要保護児童対策地域協議会を中心とした子どもを守るネットワークを充実させます。

② すべての子どもの育ちを応援することも誰でも通園制度の具体化

令和8年度にスタートすることも誰でも通園制度は、親の就労状況等に関わらず、3歳未満で保育所等を利用していない子どもを対象として、月一定時間までの利用枠の中で、時間単位で施設を利用できる制度です。

子どもたちが家庭の外で多くの人と関わることは、心身の発達につながるとともに、保護者にとっては子どもの育ちに気づく機会となります。また、未就園児のいる家庭は孤立しやすい傾向にあるため、子どもに対する関わりなどについて専門的な理解を持つ人へ相談したり、助言を受けたりすることにより、孤立感や不安感の解消、育児の負担軽減が図られることが期待されます。

第4章

子育て支援施策の展開

第4章 子育て支援施策の展開

平成15年に施行された次世代育成支援対策推進法は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的に、平成26年度末までの期限法として制定されましたが、引き続き、子どもが健やかに生まれ、育成される環境をさらに改善し、充実させることが必要であると考えられることから、平成26年、令和6年に法の改正が行われ、法律の有効期限が令和17年度末まで延長されました。

これに伴い、第1期、第2期計画ではこれまで実施してきた次世代育成支援対策推進法に係る施策を見直しながら、ニーズに見合った施策を推進してきましたが、本計画においては、次世代育成支援対策推進法に基づく施策推進にあたり、大阪府の「こども計画」を視野に入れた施策体系の展開を図ります。総合的な少子化対策推進の一環として、引き続き子ども・子育て支援事業との調和を図りながら、次世代育成支援対策推進法に係る施策をより効果的に推進できるようこれまでの取り組みを評価し、基本目標に基づいた施策を第2期計画に引き続き体的に展開します。

基本目標 | ライフステージを通した支援体制づくり

1. 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

「こども基本法」や「子どもの権利条約」の趣旨や内容について、普及啓発に取り組むことにより、子どもが自らの権利を学び、自らを守る方法を学べるよう、子どもの権利に関する理解促進や人権教育を推進します。

主な取り組み	内 容	担当課	第2期計画との関連性
人権教育の推進	◆ 子どもが生命の大切さや多様性を認め合えるよう、また、子どもの人権を尊重し、一人ひとりの子どもの特性や発達段階での課題に対応できるよう、保育所、認定こども園や幼稚園での系統的な人権教育の研究と実践に努めます。	こども家庭室 保育幼稚園G	継続
	◆ 市の人権啓発基本方針に基づいて人権啓発を推進し、各人権課題についての啓発を関係各課に働きかけます。	指導・人権教育課	継続
子どもの人権問題に関する啓発	◆ 市の人権教育基本方針や各校の人権教育推進計画に基づいて人権教育を推進し、各人権課題についての啓発を行います。	人権室	継続
	◆ 「子どもの権利条約」や「大東市子ども基本条例」に定める行政の基本的政策について市民への普及・啓発に努めます。	指導・人権教育課	継続
		こども家庭室 子ども政策G	見直し・改善

※「G」は「グループ」の略(以下同様)

主な取り組み	内 容	担当課	第2期計画との関連性
職員研修の実施・参加	◆ 研修を通じ、保育所等において、子どもが生命の大切さや多様性を認め合えるように、多様な分野における研修を計画開催し、保育関係者への参加を呼びかけ、保育の質の向上を図ります。また、大阪府などが主催する研修に参加し発達段階の課題に対応するなど、子どもの人権を尊重する取り組みを進めます。	こども家庭室 保育幼稚園G	継続
	◆ 幼稚園の保育・教育内容の充実を図るため、幼稚園教員の各種研修会・研究会への参加を促進します。	教育研究所	継続
教職員、市職員等に対する研修の充実	◆ 児童虐待、いじめ、不登校、セクシュアル・ハラスメント、子どもの買売春、生徒指導上の課題など、子どもの人権問題に関する研修を行い、子どもの権利の視点に立った施策・事業など、取り組みの推進に努めます。	関係各課 (子ども支援G)	継続

2. 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

子どもの健全育成の観点から、学校・家庭・地域が連携を強化し、地域教育の活性化を図り、教育コミュニティづくりを推進します。

また、子どもが放課後に安全に過ごすことのできる環境形成に向け、学校や地域における居場所の確保や、学習環境の整備を進めます。

主な取り組み	内 容	担当課	第2期計画との関連性
幼稚園、保育所等と小学校との連携	◆ 就学前児童を小学校に招き、学校見学や在校生との交流等を通して、入学後のスムーズな学校生活の基盤づくりを図ります。	指導・人権教育課 教育研究所	継続
	◆ 「幼保小の架け橋プログラム」を策定し、5歳から小学1年生の子どもたちの学びや生活の基盤を保障するため、幼保小の教員等の連携、交流を進めます。	指導・人権教育課 こども家庭室 子ども政策G	新規
幼稚園児と地域との交流	◆ 内容の充実を図り、地域の小学生や高齢者等との交流を深めていきます。	指導・人権教育課	継続
クラブ・部活動の充実	◆ 各小・中学校において、地域人材の活用を推進し、クラブ・部活動の活性化を図ります。 ◆ 中学校では部活動指導員を配置し、効率的かつ効果的な指導を目指します。	指導・人権教育課	充実
休日部活動の地域移行	◆ 市立中学校から希望者を集めて、地域の指導者による専門的な指導を行います。	指導・人権教育課	新規

主な取り組み	内 容	担当課	第2期計画との関連性
各中学校における職場体験学習の充実	◆ 中学校において職場体験学習を実施し、キャリア教育を推進します。	指導・人権教育課	継続
放課後子ども教室推進事業	◆ 市内 12 小学校において、放課後に子どもたちが安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるように、地域のボランティアなどの協力を得て、放課後児童クラブの児童を含めた全児童を対象とした体験活動や学習活動等を実施します。	家庭・地域教育課	継続
安心の子ども遊び場調査・整備	◆ 親子が安心して利用できるよう、都市公園の計画的な改修を進めます。	みどり課	継続
ふれあい水泳教室	◆ 水泳を通して親と子、子ども同士、親同士の交流を図るとともに、楽しみながら水に慣れ親しみ、水泳の技術向上と参加者の健康の保持増進を図ります。	スポーツ振興課	継続
総合型スポーツクラブ事業の推進	◆ 地域で複数のスポーツを指導しながら、地域の子育てをともに考えたり、交流を深めるために実施します。	スポーツ振興課	継続
地域ファミリースポーツ大会	◆ スポーツに親しみながら地域での交流を深められるように、市域を4つ（南郷・住道・四条・深野）に分け、スポーツ推進委員を中心に、生涯スポーツの振興とニュースポーツを普及します。	スポーツ振興課	継続
生涯学習活動の充実	◆ 創意工夫や自由な表現力を養うとともに親子の交流、子ども同士の交流などを図るため、様々な活動を実施します。	生涯学習課	継続
学校施設の開放	◆ こども会や市民団体・サークル活動の場の提供として学校施設を開放します。	生涯学習課 学校管理課	継続
こども会育成連絡協議会の支援	◆ スポーツ（ソフトボール選手権大会、駅伝大会）、文化（こども会フェスティバル）活動、育成者研修会等への支援を行います。	生涯学習課	継続
青少年リーダーの育成	◆ 野外活動センターでのキャンプ等の活動を通して小学生から大学生まで異年齢による青少年リーダーを養成し、こども会活動の企画・運営等への青少年の参画を促進するとともに、まちづくり活動への参画を促進します。	生涯学習課	継続
小・中学生のボランティア参画の促進	◆ 各学校において、福祉教育の一環として、老人ホームや障害者施設等との交流・体験学習を通して、ボランティア参画の促進に努めます。	指導・人権教育課	継続

主な取り組み	内 容	担当課	第2期計画との関連性
交通安全教室	◆ 保育所、認定こども園、幼稚園、小・中学校で子どもの発達段階に応じた交通安全教育を実施し、交通ルールの遵守や正しい交通マナーを実践する態度を育成し、交通事故防止を推進します。	こども家庭室 保育幼稚園G	継続
		指導・人権教育課	継続
		市民政策課	継続
	◆ 小学校へ通う児童の交通安全を確保するため、通学路の交通安全対策と啓発事業を推進します。	指導・人権教育課	継続
		学校管理課	継続
		市民政策課	継続
防災教育・おおさか防災ネットの推進	◆ 子どもを災害から守るまちづくりの推進に向けて、保育所や認定こども園、幼稚園、学校、子ども発達支援センターにおける避難訓練や防災教育を進めます。	消防署	継続
		危機管理室	継続
		こども家庭室 保育幼稚園G	継続
		指導・人権教育課	継続
食育推進事業	◆ 市民一人ひとりが生涯を通じて健康で心豊かな生活が送れるように、学校、幼稚園、保育所、認定こども園、地域等関係機関が連携し、食に関する正しい知識等を普及し、実践へつなげます。	関係各課	継続

3. 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

子どもが病気になった時に適切な医療が受けられるよう、医療体制の整備を進めていきます。また、病気を未然防止するための各種検診の実施や、健康相談等についても取り組みます。

主な取り組み	内 容	担当課	第2期計画との関連性
40歳未満健康診査	◆ 15歳以上40歳未満の市民（障害者含む）で健診を受ける機会がない人（定員あり）を対象に、早期からの生活習慣病予防のための健康づくりを支援するため、身体計測や血圧・血液検査、医師の診察、健診結果の説明および指導を行います。	地域保健課	継続
各種検診の実施	◆ 対象年齢の市民に対し、各種がん検診（胃がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がん・肺がん）、成人歯科検診、骨粗しょう症検診等を実施し、受診率の向上と各種疾病の早期発見・早期治療等に努めます。	地域保健課	継続

主な取り組み	内 容	担当課	第2期計画との関連性
健康教育・健康相談	◆出前講座として生活習慣病予防などをテーマに行うとともに、育児相談会や乳幼児健診などの場を活用し、保護者に対して各種検診案内や予防活動を行います。	地域保健課	継続
医療体制の充実	◆乳幼児が病気になったときに適切な対応と適切な医療が受けられるよう医療体制の整備を進めます。 ◆医師会や大阪府内医療機関との連携を強化し、疾患に応じた医療機関の紹介ができるように努めます。	地域保健課	継続
救急診療体制の充実	◆休日や診療時間以外の突発的な子どもの病気・けがなどに対し、安心して医療が受けられる体制の維持に努めます。	地域保健課	継続
応急手当法の普及	◆子どもがかかりやすい病気や家庭内で起こりやすい事故等に関する知識や、応急手当法について、両親教室や4か月児健診、健康教育実施時に普及を図ります。	地域保健課	継続

4. 子どもの貧困対策

子どもの将来が、子どもの生まれ育った環境によって左右されることのないよう、就学児童や家庭を対象とした相談事業や学力向上の取り組みを進めるほか、日常生活面における課題の解決に向けた、相談や経済的支援を展開し貧困家庭の自立に取り組みます。

主な取り組み	内 容	担当課	第2期計画との関連性
保育料等適正化事業	◆2人以上の子どもが保育所、認定こども園、幼稚園、子ども発達支援センターに同時に入所している場合に、保育料を軽減します。 ◆失業等により収入が大幅に減少する世帯に対し、保育料等の減額制度を実施します。 ◆保育料等の収納について、保護者負担の適正化を図ります。	こども家庭室 保育幼稚園G	継続
教育・保育事業の充実	◆保護者が就労や病気により、家庭において十分に保育することができない子どもを、家庭の保護者に代わって保育します。 ◆子どもが豊かな感性や創造力を養えるように、また社会性や主体性を育めるように、教育・保育内容を充実します。	こども家庭室 保育幼稚園G	継続
スクールカウンセラーアセスメント配置事業	◆学校指導体制の中に、スクールカウンセラーを効果的に位置づけ、児童・生徒、保護者、教職員に対して、有効な相談活動を展開します。	指導・人権教育課	継続

主な取り組み	内 容	担当課	第2期計画との関連性
確かな学力の向上	<p>◆ 確かな学力を育てるため、「だいとう教育ビジョン 2025」に基づいて授業改善を進めるとともに、全国学力・学習状況調査等の結果を踏まえ、学校の実情に応じた教育活動の充実を図ります。</p> <p>◆ 教職員の授業力向上を図るため、大東教員スキルアップ講座を実施します。</p>	教育研究所	継続
大東・まなび舎事業	◆ 中学校に学習支援アドバイザーを配置し、放課後の自習教室を開設して、生徒の学習習慣や自学自習力の育成を図ります。	教育研究所	継続
奨学貸付業務	◆ 高等学校等において修学する志望を持ちながら、経済的理由により修学が困難な人に対して学資の貸し付けを行い、教育の機会均等を図り、社会有用の人材を育成します。	学校管理課	見直し・改善
未来人材奨学金返還支援補助金	◆ 貸与型奨学金を利用された方で、市内の中小企業等に就職し、市内に居住した場合、奨学金の返還額の一部を助成します。	産業経済室	継続
特別支援教育就学奨励費	◆ 特別支援学級在籍等の児童・生徒の家庭に対し、特別支援教育就学奨励費による教育扶助を行います。	指導・人権教育課	継続
就学援助事業	◆ 義務教育の円滑な実施に資するため、経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に援助を行います。	学校管理課	継続
地域教育協議会活動の促進	◆ 学校・家庭・地域等が相互に連携し、多くの人々が子どもに関わることで子どもの健全育成を図ります。	教育企画室	継続
スクールソーシャルワーカーの配置	◆ 問題を抱えた児童・生徒に対して、置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図ります。	家庭・地域教育課	継続
放課後子ども教室推進事業（再掲）	◆ 市内 12 小学校において、放課後に子どもたちが安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるように、地域のボランティアなどの協力を得て、放課後児童クラブの児童を含めた全児童を対象とした体験活動や学習活動等を実施します。	家庭・地域教育課	継続
総合型スポーツクラブ事業の推進（再掲）	◆ 地域で複数のスポーツを指導しながら、地域の子育てをともに考えたり、交流を深めたりするために実施します。	スポーツ振興課	継続
学力向上ゼミ	◆ 小学校 4 年生から中学校 3 年生までを対象として、希望参加制（有料）の学力向上ゼミを開講し、土曜日の学習機会の拡充と確かな基礎学力の定着を図ります。	教育研究所	継続
各中学校における職場体験学習の充実（再掲）	◆ 中学校において職場体験学習を実施し、キャリア教育を推進します。	指導・人権教育課	継続

主な取り組み	内 容	担当課	第2期計画との関連性
利用者支援事業（こども家庭センター）	◆妊娠・出産期から就学期に至る情報提供窓口において、教育・保育所等や地域子育て支援事業等の利用を始めとした、子育てに関する様々な悩みにアドバイスを行う支援員を配置することにより、切れ目のない相談支援を行います。	こども家庭室 子ども支援G	継続
		地域保健課	継続
		家庭・地域教育課	継続
妊産婦訪問指導	◆健康診査に基づき、必要に応じて訪問し、相談希望者やハイリスク妊婦に対して、助産師や保健師など専門職による指導・助言を実施し、安心した妊娠期から出産・産じょく期の健康管理や子育て支援を行います。	地域保健課	継続
生活困窮者自立支援制度	◆相談支援員が生活上の困りごとや不安を抱えている方々の相談に応じます。また、支援プランの作成や他機関との連携により、解決に向けた支援を行います。	福祉政策課	充実
一時預かり事業	◆おおむね生後6か月以上の就学前児童を対象とし、保護者の疾病・就労等に伴う一時的な保育を希望される人を対象に保育を行います。	こども家庭室 保育幼稚園G	継続
ファミリー・サポート・センター事業	◆保護者の多様なニーズに対応していくため、援助を受けたい人と援助を行いたい人がともに会員となり、援助を行いたい人が援助を受けたい人に対して一定の報酬で保育、一時預かり、送迎等のサービスを提供します。	こども家庭室 子ども支援G	充実
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	◆保護者が疾病等により家庭において子どもを養育することが一時的に困難な場合や、保護者が平日の夜間または休日に仕事等により不在となり、家庭において子どもを養育することが困難な場合等に、児童養護施設等において、一定期間、養育・保護を行います。	こども家庭室 子ども支援G	継続
子ども食堂支援事業	◆地域において子ども食堂の運営に取り組む団体に対し、必要経費の一部を補助します。	こども家庭室 子ども支援G	継続
養育支援訪問事業	◆出産後間もない時期に育児不安を抱える養育者や、その他不適切な養育状態にある家庭、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭、また児童養護施設等の退所により子どもの家庭復帰が適切に行われるための相談・支援を実施します。 ◆ヤングケアラーのいる家庭への家事支援を通じた、子どもの負担軽減を進めます。	こども家庭室 子ども支援G	継続
就学児童エンパワメント育成事業	◆地域住民等の協力を得て、安全で安心して就学児童が自由に遊べる場所を設け、体験活動等の活性化を図ることにより、地域社会全体で就学児童が持つエンパワメントを育成します。	こども家庭室 子ども支援G	継続
食育推進事業（再掲）	◆市民一人ひとりが生涯を通じて健康で心豊かな生活が送れるように、学校、幼稚園、保育所、認定こども園、地域等関係機関が連携し、食に関する正しい知識等を普及し、実践へつなげます。	関係各課	継続

主な取り組み	内 容	担当課	第2期計画との関連性
進学、就職等の適切な指導	◆生徒および保護者へ適切な助言、指導が行えるよう、関係機関との連携を強化し、進路説明会および進路相談を行い、進路指導の充実を図ります。	指導・人権教育課	継続
公営住宅の確保	◆障害のある子どもを持つ世帯、ひとり親世帯の住宅を確保するため、障害のある方がいる世帯に対し、市営住宅の福祉世帯向け住宅の募集を行います。 ◆裁量世帯として収入基準の緩和を行います。	市営住宅管理課	継続
家庭児童相談事業	◆本人または保護者から18歳未満の子どもに関する相談を受け付け、子どもおよび家族の問題解決を図ります。	こども家庭室 子ども支援G	継続
	◆家庭児童相談員の研修の充実や増員、スーパーバイザーの確保に努めます。		見直し・改善
母子生活支援施設	◆母子家庭で、母親が自立できるまで母子が生活できるように、母子生活支援施設への入所を支援します。	こども家庭室 子ども支援G	継続
母子・父子自立支援員	◆ひとり親家庭の保護者を対象とし、離婚前後の相談に応じるほか、自立に向けた情報提供等の支援を行います。	こども家庭室 子ども政策G	継続
ワーク・ライフ・バランスの重要性についての意識啓発	◆一人ひとりの潤いのある生活の実現に向けて、市民をはじめ事業主に対して、ワーク・ライフ・バランスの重要性についての意識啓発を進めます。	産業経済室	継続
		人権室	継続
労働時間の短縮など労働形態についての要請	◆ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、多様な働き方を支援するため、また、ひとり親や高齢者、障害者が就労の拡大ができ、ゆとりを持てる生活の確保を目指し、在宅勤務、労働時間の短縮、ワークシェアリングやジョブシェアリングなどを企業が導入しやすいよう、制度的な支援を国へ要請するとともに、事業主への働きかけを行います。	産業経済室	継続
ひとり親家庭等就労支援事業	◆ひとり親家庭の保護者等を対象に就労相談から、就職、転職に至るまで、寄り添い型の支援を行います。	こども家庭室 子ども政策G	継続
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	◆ひとり親家庭の保護者が自立に向けた職業能力の開発を行えるよう、事前相談を通じて教育訓練講座の指定・認定を行い、講座受講終了後に、受講のために支払った金額の一部を支給します。	こども家庭室 子ども政策G	継続
母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業	◆ひとり親家庭の保護者に対し、経済的に自立するための資格取得を促すため、経済的な支援を行います。 ◆看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等の養成機関において6か月以上のカリキュラムを受講し対象資格の取得が見込まれ、就業または育児と修業の両立が困難であると認められる人が対象となります。	こども家庭室 子ども政策G	継続

主な取り組み	内 容	担当課	第2期計画との関連性
くらしサポート大東 (大東市総合就労支援事業)	◆生活困窮者、生活保護受給者を対象に、専門の就労支援員が一人ひとりに応じた就労相談や支援を行います。	福祉政策課	充実
地域就労支援事業	◆地域就労支援センターにおいて、中途退学者や卒業後未就職の若年者・中高年齢者・ひとり親家庭の保護者・障害者等の就職困難者に対し、就労に関する相談を行います。	産業経済室	継続
児童手当の支給	◆18歳到達後の3月31日までの間にある子ども（高校生年代修了前の子ども）を養育している保護者等に対し、手当を支給します。	こども家庭室 子ども政策G	継続
児童扶養手当の支給	◆ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童扶養手当の支給を行います。 ◆子どもの父親、または母親に重度の障害がある場合、子どもの父親または母親、父母代わりの養育者に対し、経済的負担を軽減するため支給します。	こども家庭室 子ども政策G	継続
養育費確保支援事業	◆子どもの健全育成と親と子の豊かな人生を築くことを目的に、養育費の取決めに関する公正証書の作成費用や、養育費保証契約締結時の保証会社への保証料等を補助します。	こども家庭室 子ども政策G	新規
親子交流事業	◆離婚によって暮らす場所が離れてしまった親子が適切に交流できる機会を確保し、子どもと親の絆を育みます。	こども家庭室 子ども政策G	新規

5. 障害児支援・医療的ケア児等への支援

障害のある子どもや家庭に対し、発達相談員・理学療法士等による巡回相談や訪問支援事業を実施します。就学前の子どもに対しては、乳幼児健診等で支援の必要性を見極め、年齢・発達に応じた療育や訓練につなげます。

各校で支援を必要とする児童・生徒の状況を適切に把握し、個別の指導計画を作成し、より効果的な支援を実施していきます。

主な取り組み	内 容	担当課	第2期計画との関連性
巡回発達相談、 保育所等訪問支援	◆巡回発達相談事業では、発達に配慮を要する児童並びに保護者や教職員に対し、発達相談員による発達検査および保育観察を実施し、助言や育児支援等を行います。必要に応じて医療機関や子ども発達支援センター等との関係機関とも連携します。	こども家庭室 保育幼稚園G	充実
	◆発達相談員が発達に配慮を要する児童、児童および学生の在籍施設に対して、専門的な視点から保育および教育内容への助言を行います。	子ども発達支援センター	充実

主な取り組み	内 容	担当課	第2期計画との関連性
乳幼児健康診査・すこやか健診	◆乳幼児健診やすこやか健診において支援の必要性を見極め、各機関と連携の上、速やかに療育につながるよう支援を行います。	地域保健課	継続
親子教室	◆乳幼児健診等で発達支援が必要とされた乳幼児に対し、親子で一緒に遊びながら育児の方法を学び、安心して子育てができるように支援します。	地域保健課	継続
障害児保育	◆保育に欠ける障害のある子どもであって、集団保育が可能で日々通所できる子どもの保育を行います。	こども家庭室 保育幼稚園G	継続
障害児福祉手当の支給	◆重度障害のために、日常生活において常時介護を要する在宅の20歳未満の人に、経済的負担を軽減するため支給します（支給要件や所得制限があります）。	障害福祉課	継続
特別児童扶養手当の支給	◆日本国内に住所があって、20歳未満で、中程度以上の障害のある子どもを養護している保護者等に対し、経済的負担を軽減するため支給します。	こども家庭室 子ども政策G	継続
大阪府重度障害者在宅介護支援給付金	◆身体障害者手帳1・2級と療育手帳Aを併せ持つ重度障害者（児）と同居する介護者に対し、経済的負担を軽減するため支給します（支給要件があります）。	障害福祉課	継続
特別支援教育就学奨励費（再掲）	◆特別支援学級在籍等の児童・生徒の家庭に対し、特別支援教育就学奨励費による教育扶助を行います。	指導・人権教育課	継続
療育・訓練・相談事業	◆障害のある子どもとその家族の相談を随時受け付けるとともに、必要に応じて訪問または通所による療育支援につなげます。 ◆子ども発達支援センターは事業所の指定を受け、保健医療、福祉、教育等の関連機関と緊密な連携を図りつつ、利用者の障害の特性その他の事情に応じ、適正かつ効果的な支援に努めます。	こども家庭室 保育幼稚園G	見直し・改善
子ども発達支援センター・幼児発達支援事業	◆就学前の障害のある乳幼児に対して、年齢・発達に応じて療育や訓練を行い、発達を促します。また、保護者への子育て支援もあわせて行います。	こども家庭室 保育幼稚園G	継続
	◆発達相談員による保育・授業観察および発達検査を実施し、保護者および関係者の相談に応じて助言を行います。		見直し・改善
放課後活動の充実	◆学齢障害児に対し、集団的な遊びや生活を提供して、放課後支援を行います。	こども家庭室 保育幼稚園G	継続
巡回発達相談	◆発達に配慮を要する児童・生徒および保護者や教職員に対し、発達相談員による保育・授業観察および発達検査を実施し、助言等を行います。	指導・人権教育課	継続

主な取り組み	内 容	担当課	第2期計画との関連性
保育所、認定こども園、幼稚園との連携	◆円滑な就学が図られるよう、関係機関との連携を密にする中で就学相談を実施していきます。	こども家庭室 保育幼稚園G	継続
	◆現状の支援サービスを継続するとともに、相談窓口の周知に努めます。	指導・人権教育課	継続
在宅福祉サービスの充実	◆障害児支援利用計画の策定の実施により、障害のある子どもの在宅福祉サービスの充実を図ります。	障害福祉課	継続
関係各課の相互連携	◆障害のある子どもの成長に応じて療育が途切れることなく提供されるよう、関係機関および関係各課の連携を強化します。	関係各課	見直し・改善
就学相談・支援の充実	◆関係機関との連携を強化し、障害の状況、発達段階、教育ニーズに応じた適切な教育・支援が受けられるよう相談体制の充実に努めます。	指導・人権教育課	継続
特別支援教育の充実	◆障害のある子どもがその持てる可能性を最大限に伸ばし、将来自らの選択に基づき自立した生活を送ることができるよう、個別の指導計画に基づき、きめ細かな教育・支援の充実に努めます。	指導・人権教育課	継続
特別支援教育に関する教職員研修の実施	◆障害の状況や発達の段階に応じて、一人ひとりの可能性を伸ばし、生きる力を育めるよう特別支援教育に関する研修を実施します。	指導・人権教育課	継続
障害についての理解・認識の啓発	◆多様化・複雑化する障害や心の健康について、学校等の保護者会活動や講演会等を通じて啓発を図ります。	指導・人権教育課	継続

6. 児童虐待防止対策と社会的養護の推進およびヤングケアラーへの支援

子どもへの虐待の防止や早期発見の取り組みとして、子どものいる家庭へ訪問を行い、保護者に寄り添いながら子育てに対する不安や悩みを聞き、行政と地域が一体となって子育て家庭を見守る体制をつくります。また、支援の必要な家庭の早期把握によるハイリスク化の未然防止に努めます。

主な取り組み	内 容	担当課	第2期計画との関連性
子どもの人権問題に関する啓発（再掲）	◆市の人権啓発基本方針に基づいて人権啓発を推進し、各人権課題についての啓発を関係各課に働きかけます。	人権室	継続
	◆市の人権教育基本方針や各校の人権教育推進計画に基づいて人権教育を推進し、各人権課題についての啓発を行います。	指導・人権教育課	継続
	◆「子どもの権利条約」や「大東市子ども基本条例」に定める行政の基本的政策について市民への普及・啓発に努めます。	こども家庭室 子ども政策G	見直し・改善
教職員、市職員等に対する研修の充実（再掲）	◆児童虐待、いじめ、不登校、セクシュアル・ハラスメント、子どもの買売春、生徒指導上の課題など、子どもの人権問題に関する研修を行い、子どもの権利の視点に立った施策・事業など、取り組みの推進に努めます。	関係各課 (子ども支援G)	継続
児童虐待防止事業	◆市民を対象に予防や早期発見を促すため、啓発講座の開催やリーフレットによる周知に努めます。 ◆通告受理後、関係機関とのネットワーク支援体制を組み、早期対応を図ります。	こども家庭室 子ども支援G	継続
関係機関等による虐待発見の徹底	◆保育所、認定こども園、幼稚園、学校、子ども発達支援センター、青少年教育センター、医療機関等施設や関係機関、乳幼児健診時などの虐待の早期発見に努め、未然防止を図ります。 ◆乳幼児健診未受診者に対して、全数訪問等を行います。連絡がつかなかった場合は、関係機関と連携し、所在の確認を行います。	関係各課 (子ども支援G)	継続
家庭支援推進事業	◆配慮を必要とする在宅・在園の保護者・子どもについて、家庭訪問、出前相談等を行い、子どもの健全育成を図り、虐待の予防に努めます。	こども家庭室 子ども支援G	継続
家庭児童相談事業（再掲）	◆本人または保護者から18歳未満の子どもに関する相談を受け付け、子どもおよび家族の問題解決を図ります。	こども家庭室 子ども支援G	継続
	◆家庭児童相談員の研修の充実や増員、スーパーバイザーの確保に努めます。		見直し・改善
育児相談等事業	◆保育所や認定こども園、子育て支援センター等において、育児不安等についての相談を行い、育児不安の解消や負担の軽減を図ります。	こども家庭室 保育幼稚園G	継続
はろーべビィ訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	◆生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対し適切なサービスを提供することにより、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。	こども家庭室 子ども支援G	継続
面接・訪問	◆虐待家庭について、虐待行為の防止、軽減を図るための面接、家庭訪問を行います。	こども家庭室 子ども支援G	継続

主な取り組み	内 容	担当課	第2期計画との関連性
研修の強化	◆ 大東市児童虐待防止連絡会議において、児童虐待に関する発見・対応に関する研修を実施し、対応のスキルの向上に努めます。	関係各課 (子ども支援G)	継続
養育支援訪問事業 (再掲)	◆ 出産後間もない時期に育児不安を抱える養育者や、その他不適切な養育状態にある家庭、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭、また児童養護施設等の退所により子どもの家庭復帰が適切に行われるための相談・支援を実施します。 ◆ ヤングケアラーのいる家庭への家事支援を通じた、子どもの負担軽減を進めます。	こども家庭室 子ども支援G	継続
就学児童エンパワメント育成事業（再掲）	◆ 地域住民等の協力を得て、安全で安心して就学児童が自由に遊べる場所を設け、体験活動等の活性化を図ることにより、地域社会全体で就学児童が持つエンパワメントを育成します。	こども家庭室 子ども支援G	継続
民生委員児童委員の見守り活動の推進	◆ 地域での困りごとや生活に関する相談に応じ、助言その他の援助などを行います。	福祉政策課	見直し・改善
校区（地区）福祉委員会活動の推進	◆ 校区（地区）福祉委員会活動への支援を通じて、子育てサロンや小学校での給食交流会、世代間交流の実施など、身近な地域で住民同士の交流を促進します。	福祉政策課	継続
利用者支援事業（こども家庭センター） (再掲)	◆ 妊娠・出産期から就学期に至る情報提供窓口において、教育・保育所等や地域子育て支援事業等の利用を始めとした、子育てに関する様々な悩みにアドバイスを行う支援員を配置することにより、切れ目のない相談支援を行います。	こども家庭室 子ども支援G 地域保健課 家庭・地域教育課	継続 継続 継続
コミュニティソーシャルワーカーによる支援	◆ 地域住民が安心して暮らし続けられるよう、市内8か所で設置しているコミュニティソーシャルワーカーによる活動を通じて、制度の狭間にいる要援護者の支援の強化などに努めます。	福祉政策課	充実
親支援事業	◆ 困難な課題を抱える保護者に対し、子育てに関する心理教育プログラムを実施し、保護者自身が養育の問題点に気づくことで、虐待の改善・未然防止へつながることを目的とします。	こども家庭室 子ども支援G	継続
にこにこ子育て訪問支援事業	◆ 生後6～8か月の第1子の乳児に対し、身近な地域で活動する民生委員児童委員・主任児童委員と子育て家庭とが訪問活動をきっかけに顔見知りになり、子育て家庭に寄り添い、不安や悩みを相談できる相手のいる安心感を提供し、孤立化の防止を目的としています。 また、民生委員児童委員・主任児童委員の認知度を高め、地域全体で子育て家庭を支え見守る体制をつくり、支援が必要な家庭を早期に把握し、適切な支援を行います。	こども家庭室 子ども支援G	見直し・改善

主な取り組み	内 容	担当課	第2期計画との関連性
スクールソーシャルワーカーの配置(再掲)	◆問題を抱えた児童・生徒に対して、置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図ります。	家庭・地域教育課	継続

7. 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取り組み

児童・生徒へ日常的な安全指導を行うとともに、登下校の見守りや防犯設備等の整備により、子どもたちを事件の被害から守るまちづくりを進めます。

また、インターネットの普及や低年齢化に伴い、SNSを利用した犯罪も多様化していることから、子どもたちへの情報提供やインターネットを使う上での注意点などを啓発することにより、子どもたちを犯罪から守る取り組みを行います。

SNS等を活用した児童・生徒が相談しやすい窓口を、薬剤師会等の協力を得て周知するとともに、子育てや教育に関わる取り組みを通じて、自殺リスクの軽減を図ります。

主な取り組み	内 容	担当課	第2期計画との関連性
防犯意識の啓発強化および防犯指導の推進	◆各校において防犯教室や訓練の実施、校区安全マップの活用による安全指導を実施し、子どもを巻き込む事件等の背景や事件を防ぐための注意点などについての啓発を進めます。	指導・人権教育課	継続
	◆保育所、認定こども園、幼稚園、学校等において、防犯教室や防犯訓練を実施し、子どもの防犯指導を推進します。	指導・人権教育課 こども家庭室	継続 継続
登下校時の見守り	◆不審者などから、登下校中の子どもの安全を確保するため、地域住民、PTA、団体等と連携し、見守り活動を継続して実施します。	生涯学習課	継続
こども110番の家運動の推進	◆こども110番の家について、市民に周知を図ります。 ◆地域の子どもたちの安全確保のために、こども110番の家運動協力家庭・店舗の拡充を図ります。	生涯学習課	継続
防犯ネットワークの確立	◆子どもたちの安全対策を強化するため、地域安全センターを全市立小学校に設置し、各防犯関連団体の活動の促進と、情報の共有を図ります。	生涯学習課 市民政策課	継続 継続
防犯設備等の整備	◆大東市防犯カメラ設置補助金を活用し、防犯カメラの設置を促進し、街頭犯罪の減少につなげます。	市民政策課	継続
LED防犯灯の整備	◆大東市LED防犯灯設置等補助金を活用し、LED防犯灯の整備を促進します。	市民政策課	継続

主な取り組み	内 容	担当課	第2期計画との関連性
データDVの防止	◆学校教室などを通じて、若年層を対象にデータDVの認知と、データDVに対する正しい理解を促す学習機会を提供します。	人権室	継続
		指導・人権教育課	継続
メディアを活用する能力の向上	◆子どもがメディアを有効活用できる能力を育成するため、学校のICT活用教育を充実させるとともに、ネット依存の予防等情報モラル教育を推進します。 ◆スマートフォン等の所持率の高まりとインターネットトラブルの低年齢化が進んでいることから、家庭と連携してルールづくりや啓発活動を継続します。	I C T 教育戦略課	継続
大東・四條畷学警連絡会	◆月1回、大東市・四條畷市の中学校の生徒指導主事と四條畷警察、子ども家庭センター等の関係機関が集まり、校区を越えた生徒同士のつながりからの問題行動について、情報交換を行います。	指導・人権教育課	継続
非行などの問題行動や有害環境についての啓発・研修会の開催	◆子どもの生活指導・生徒指導上の様々な問題行動について関係機関等との連携を強化し、市民や団体などへの啓発を進めるとともに、薬物乱用防止教室、非行防止教室、エンパワメント研修等の充実と、日々の教育活動の中で継続的な指導につなげます。	指導・人権教育課	継続
教育アドバイザー巡回訪問	◆教育アドバイザー（警察OB）が小・中学校を訪問し、トラブルの加害者にも被害者にもならないよう指導・助言します。	指導・人権教育課	新規
各校における健康教育の充実	◆小・中学校において薬物乱用防止教室を開催し、健康の維持への意識啓発を今後も行います。	学校管理課	継続
思春期ヘルスケアの推進	◆思春期の子どもやその保護者等に対して、喫煙、飲酒、薬物、性感染症など心身に悪影響を及ぼす行動について、その影響についての正しい知識の普及・啓発を進めます。	指導・人権教育課	継続
教職員、市職員等に対する研修の充実（再掲）	◆児童虐待、いじめ、不登校、セクシュアル・ハラスメント、子どもの買売春、生徒指導上の課題など、子どもの人権問題に関する研修を行い、子どもの権利の視点に立った施策・事業など、取り組みの推進に努めます。	関係各課 (子ども支援G)	継続
青少年健全育成市民大会	◆本市の青少年に関わる関係機関、団体、地域住民が青少年健全育成に対して、共通の理解と認識を深める場とするために開催します。	生涯学習課	見直し・改善
自殺対策の推進	◆自殺対策推進連絡会議を開催し、府内・府外の横断的な体制を整え、医療・保健・生活・教育・労働等に関する様々な関係機関と情報共有するとともに、定期的な相談先の啓発に努めます。	関係各課	新規

8. 子育てしやすい生活環境の整備

道路上の安全確保のため、ガードレール等の交通安全施設の整備や維持を行います。

イベントを通じた啓発活動を行い、子どもたちが将来、快適で潤いのある豊かな環境で生活できるよう継続的な施策を推進します。

主な取り組み	内 容	担当課	第2期計画との関連性
託児付イベントの推進	◆講演会や講座等に参加しやすいように、ボランティア等の協力を得て、託児付き講座を充実します。	関係各課	継続
手続き等のオンライン化	◆申請、届出その他手続等のオンライン化を進め、利便性の向上を図ります。	関係各課 (行政サービス向上室)	充実
バリアフリー推進事業	◆大東市バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路および準生活関連経路に定められた路線について、計画的に整備を進めます。	道路課	継続
道路整備	◆市道における車両通行の円滑化や歩行者の安全確保を図るため、継続して整備を進めます。	道路課	継続
交通安全施設の整備	◆ガードレール等の交通安全施設の整備を行うとともに、維持を進めます。	道路課	継続
利用しやすい移動手段の確保	◆コミュニティバス等の利用を促進するとともに、環境の維持・改善に努めます。	交通政策課	見直し・改善
利用しやすい快適な施設づくり	◆民間・公益施設についての改善を推進するため、大阪府の「福祉のまちづくり条例」の普及・啓発を進めます。	開発指導課	継続
公営住宅の整備・改修	◆「市営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的な整備・改修を進め、良質な住宅・居住環境を提供します。	市営住宅管理課	継続
定住の促進	◆「大東市住宅マスタープラン」に基づき、住宅政策の方針や施策の展開方向を定め、今後の住まい・まちづくり政策を総合的に進めます。	都市政策課	見直し・改善
環境の保全	◆自然環境の保全に努めるとともに、地球温暖化防止、環境美化や公害防止の取り組みを進めます。	環境室	継続
住宅改造助成事業	◆住宅改造によって安全で自立した生活の確立、介護者の介護負担の軽減を目的に重度身体障害および重度知的障害児・者に対して改造にかかる費用を助成します（所得制限があります）。	高齢介護室	継続
地域における防災活動の促進	◆地域での防災訓練や出前講座の開催を進め、自主防災組織への啓発を行い、組織の強化に努めます。	危機管理室	継続
公共施設の防災対策の推進	◆保育所や認定こども園、幼稚園、学校、子ども発達支援センター等において耐震設備の整備等を進めます。 ◆緊急時に慌てることがないよう、避難訓練を実施します。	関係各課 (保育幼稚園G)	継続

基本目標Ⅱ ライフステージ別の支援体制づくり

1. 子どもの誕生前から幼児期まで

子育て支援、母子保健、家庭教育支援の推進により、大東市こども家庭センター「ネウボランドだいとう」を中心とした、妊娠・出産期から就学期までの切れ目のない支援を進めます。

乳幼児の健康を確保するため、定期的な健康診査や予防接種を実施し、健康状態の把握に努めるとともに、就学前の子どもたちが安心して保育を受けられる環境を維持するため、保育施設の整備や保育士の確保等に取り組みます。

主な取り組み	内 容	担当課	第2期計画との関連性
教育・保育事業の充実 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ◆保護者が就労や病気により、家庭において十分に保育することができない子どもを、家庭の保護者に代わって保育します。 ◆子どもが豊かな感性や創造力を養えるように、また社会性や主体性を育めるように、教育・保育内容を充実します。 	こども家庭室 保育幼稚園G	継続
地域型保育事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◆3号認定の保育ニーズに対応するため、小規模保育を中心とした地域型保育事業を実施します。 	こども家庭室 子ども政策G	継続
認定こども園事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆幼稚園および保育所において、可能な限り幼保連携認定こども園への移行を進め、利用定員の拡充に努めます。 	こども家庭室 子ども政策G	継続
病児・病後児保育	<ul style="list-style-type: none"> ◆保育所等に通っている子どもで、集団保育ができる病気・病気回復期にあって、かつ、保護者の勤務(就労)の都合により、家庭で育児を行うことが困難な子どもを、保護者に代わって保育します。 	こども家庭室 保育幼稚園G	継続
障害児保育 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ◆保育に欠ける障害のある子どもであって、集団保育が可能で日々通所できる子どもの保育を行います。 	こども家庭室 保育幼稚園G	継続
時間外保育	<ul style="list-style-type: none"> ◆午後6時から7時まで延長保育を行い、保護者の就労を支援します。 	こども家庭室 保育幼稚園G	継続
休日保育	<ul style="list-style-type: none"> ◆満1歳以上の就学前の子を対象に土曜日・日曜日および国民の祝日の午前9時から午後5時に保育を行います。 	こども家庭室 保育幼稚園G	継続
一時預かり事業 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ◆おむね生後6か月以上の就学前児童を対象とし、保護者の疾病・就労等に伴う一時的な保育を希望される人を対象に保育を行います。 	こども家庭室 保育幼稚園G	継続
情操教育、体験学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆各幼稚園において、「教育要領」に基づき、子どもが豊かな感性や創造力を養うとともに、社会性や主体性を育める保育・教育を推進します。 	指導・人権教育課	継続

主な取り組み	内 容	担当課	第2期計画との関連性
認可外保育所支援事業	◆認可外保育施設において実施している事業について、利用者や事業者に対する情報の提供に努めます。	こども家庭室 子ども政策G	継続
事業所内託児施設の設置促進	◆子育て家庭の仕事と家庭の両立を支援するため、事業所に対して事業所内託児施設助成金についての周知を行います。	産業経済室	継続
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）（再掲）	◆保護者が疾病等により家庭において子どもを養育することが一時的に困難な場合や、保護者が平日の夜間または休日に仕事等により不在となり、家庭において子どもを養育することが困難な場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行います。	こども家庭室 子ども支援G	継続
ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	◆保護者の多様なニーズに対応していくため、援助を受けたい人と援助を行いたい人がともに会員となり、援助を行いたい人が援助を受けたい人に対して一定の報酬で保育、一時預かり、送迎等のサービスを提供します。	こども家庭室 子ども支援G	充実
送迎保育ステーション事業	◆JR住道駅南側に設置した送迎保育ステーションで児童をお預かりし、専用バスで市東部・北部の保育所等までの送迎を行います。	こども家庭室 子ども政策G	継続
保育所等における苦情処理体制の確立等	◆保育サービスの質の向上を図るため、苦情相談窓口の充実に努めます。	こども家庭室 保育幼稚園G	継続
外国語の通訳支援	◆海外からの帰国児童、外国籍の児童の保育所等の入所等に際しての説明会などに通訳を依頼し支援します。	関係各課 (保育幼稚園G)	継続
保育所等地域活動事業	◆地域の在宅親子に対し、園庭解放や遊び教室等で子ども同士の交流や子育て支援を行います。また、園の行事等で異年齢児との交流を行います。 ◆老人クラブ等における高齢者との交流を促進します。	こども家庭室 保育幼稚園G	継続
私立幼稚園健康診断助成事業	◆園児の健康診断を実施した市内私立幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）に対し、支給します。	こども家庭室 保育幼稚園G	継続
保育所等施設整備事業	◆保育所等について、快適な保育の場を提供できるよう施設の整備・維持管理に努めます。	こども家庭室 子ども政策G	継続
保育士宿舎借り上げ支援事業	◆民間保育所等における保育士不足を解消するため、法人が借り上げる保育士向け賃貸住宅の家賃の補助を行います。	こども家庭室 子ども政策G	継続

主な取り組み	内 容	担当課	第2期計画との関連性
幼稚園、保育所等と小学校との連携（再掲）	◆就学前児童を小学校に招き、学校見学や在校生との交流等を通して、入学後のスムーズな学校生活の基盤づくりを図ります。	指導・人権教育課 教育研究所	継続
	◆「幼保小の架け橋プログラム」を策定し、5歳から小学1年生の子どもたちの学びや生活の基盤を保障するため、幼保小の教員等の連携、交流を進めます。	指導・人権教育課 こども家庭室 子ども政策G	新規
保育料等適正化事業（再掲）	◆2人以上の子どもが保育所、認定こども園、幼稚園、子ども発達支援センターに同時に入所している場合に、保育料を軽減します。 ◆失業等により収入が大幅に減少する世帯に対し、保育料等の減額制度を実施します。 ◆保育料等の収納について、保護者負担の適正化を図ります。	こども家庭室 保育幼稚園G	継続
子ども医療費助成	◆市内に住所を有する0歳～18歳到達後の3月31日までの通院・入院にかかる医療費自己負担分の一部を助成します。	こども家庭室 子ども政策G	継続
未熟児養育医療給付	◆身体の発育が未熟なままで生まれた乳児に対して、保険診療の範囲内で入院医療の給付を行います（支給要件や負担金の徴収がありますが、子ども医療費助成等との同時適用が可能です）。	こども家庭室 子ども政策G	継続
ひとり親家庭医療費助成	◆子どもと父親または母親、両親のいない子どもと養育者、両親のいずれかまたは両親が重度障害者の世帯について、18歳到達後の3月31日までの子ども、父親、母親、養育者の通院・入院にかかる医療費自己負担分の一部を助成します（支給要件や所得制限があります）。	こども家庭室 子ども政策G	継続
家庭児童相談事業（再掲）	◆本人または保護者から18歳未満の子どもに関する相談を受け付け、子どもおよび家族の問題解決を図ります。	こども家庭室 子ども支援G	継続
	◆家庭児童相談員の研修の充実や増員、スーパーバイザーの確保に努めます。		見直し・改善
利用者支援事業（こども家庭センター）（再掲）	◆妊娠・出産期から就学期に至る情報提供窓口において、教育・保育所等や地域子育て支援事業等の利用を始めとした、子育てに関する様々な悩みにアドバイスを行う支援員を配置することにより、切れ目のない相談支援を行います。	こども家庭室 子ども支援G	継続
		地域保健課	継続
		家庭・地域教育課	継続
母子保健相談支援事業	◆妊娠婦等の相談に対応し、妊娠婦等が抱える悩み等を把握するとともに、母子の状態にあった支援計画を作成します。	地域保健課	継続
妊娠出産包括支援事業	◆産後の体調不良や育児不安の軽減を図るために、心身のケアや休養などを要する人への支援を行います。	地域保健課	継続

主な取り組み	内 容	担当課	第2期計画との関連性
親子（母子）健康手帳の交付	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 親子（母子）健康手帳を交付し、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及と情報の提供を行います。 ◆ すべての妊婦に専門職が面接・相談を行います。 	地域保健課	継続
妊婦健康診査事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 安心・安全な出産を迎えるために、出産までに必要とされる健診を、費用の心配なく受診していただけるよう制度を整え、積極的に受診を促します。 	地域保健課	継続
妊産婦訪問指導（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 健康診査に基づき、必要に応じて訪問し、相談希望者やハイリスク妊婦に対して、助産師や保健師など専門職による指導・助言を実施し、安心した妊娠期から出産・産じょく期の健康管理や子育て支援を行います。 	地域保健課	継続
妊婦歯科健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 口の中の環境や歯肉などにも変化が現れやすい妊婦を対象に、歯科健診の費用を助成します。 	地域保健課	継続
妊婦およびその家族の喫煙と受動喫煙に関する啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 親子（母子）健康手帳交付時に妊婦とその家族、また、両親教室参加者に対して、妊婦の喫煙および受動喫煙が胎児や妊婦におよぼす影響や、喫煙による健康に対する影響について正しい知識を普及・啓発します。 ◆ 親子（母子）健康手帳交付時に、喫煙者にはその場で禁煙相談に応じます。 	地域保健課	継続
不妊に関する周知	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 府のドーンセンターで実施している専門的な不妊相談の周知・勧奨を図ります。また、府の特定不妊治療費助成制度の周知を行います。 	地域保健課	継続
産婦健康診査事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 出産後間もない時期のお母さんの心の健康状態の確認や検尿・診察などの健診費用を助成します。 	地域保健課	継続
新生児聴覚検査	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、生後1か月以内の新生児を対象に、聴覚スクリーニング検査費用を助成します。 	地域保健課	継続
1か月児健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 1か月児健康診査として、個別に医療機関で受診します。出生後27日を超え、生後6週まで健康診査として1回受診することができます。 	地域保健課	継続
不育症検査・治療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 不育に悩む夫婦が負担する不育検査・治療に要する費用の一部（支給要件あり）を助成します。 	地域保健課	新規
4か月児健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 身体測定をはじめ、医師による診察、集団指導、個別指導、ベビーマッサージの指導を行います。 ◆ 専門職が保護者の健康面や子育ての相談を行い、疾患の早期発見や予防、子育て支援、虐待予防に努めます。 	地域保健課	継続
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 図書館職員によるブックスタート事業を同時実施します。 		見直し・改善

主な取り組み	内 容	担当課	第2期計画との関連性
乳児後期健康診査	◆ 生後 10 か月頃の健診で、個別に医療機関で受診します。	地域保健課	継続
1歳10か月児健康診査	◆ 身体計測をはじめ、医師・歯科医師による診察、各専門職による個別相談を行います。 ◆ 保護者の健康面や子育てや発達の相談を行い、疾患の早期発見や予防、子育て支援、虐待予防に努めます。	地域保健課	継続
2歳6か月歯科教室	◆ 歯科健診や口腔衛生指導などを行います。	地域保健課	継続
3歳6か月児健康診査	◆ 身体計測をはじめ、医師、歯科医師による診察・尿検査、各専門職による個別相談を行います。 ◆ 保護者の健康面や子育てや発達の相談を行い、疾患の早期発見や予防、子育て支援、虐待予防に努めます。	地域保健課	継続
医療機関等との連携	◆ 乳幼児健診やすこやか健診において、必要時専門医療機関へ紹介し、その結果の把握、事後フォロー等を行います。 ◆ 未熟児等、継続して医療を受ける児について、地域で安心して生活するために、出生直後から必要に応じて医療機関等との連携を行います。	地域保健課	継続
予防接種	◆ 感染症の予防および症状軽減を図るとともに、保護者への啓発や相談に応じます。	地域保健課	継続
離乳食体験会	◆ 子どもの月齢や離乳進行状況に応じた献立・食品の選択・調理法などについて具体的に指導し、正しい食習慣の形成・家庭の食生活の見直しにつなげます。	地域保健課	継続
健診未受診者への対策強化	◆ 乳幼児健康診査未受診者に対し、電話や訪問等により受診を進め、必要時は保護者の相談に応じます。 ◆ 関係機関と連携し、子どもの所在の確認をします。	地域保健課	継続
新生児・未熟児訪問	◆ 赤ちゃんの発育発達・授乳・病気の予防や育儿について、保護者の体調管理についてなど、保健師や助産師が訪問し相談や助言を行います。	地域保健課	継続
乳幼児訪問	◆ 乳幼児健診や保護者からの相談等から、保健師が訪問し相談や助言を行い、安心した乳幼児期の成長発達および子育て支援を行います。	地域保健課	継続

主な取り組み	内 容	担当課	第2期計画との関連性
健康増進事業	◆保育所や認定こども園、幼稚園、家庭等との連携を強化し、インフルエンザ対策、衛生管理、食事等についての情報提供を行い、意識啓発を進めます。 ◆保育士や幼稚園教諭、子ども発達支援センター職員に対する子どもの事故防止やアレルギー、健康問題等に対する研修の充実に努めます。	こども家庭室 保育幼稚園G	継続
	◆すべての乳幼児健診において、タバコの害に関する啓発を行います。	地域保健課	継続
幼稚園における子育て支援	◆公立幼稚園での園庭開放、未就学児との交流遊び、子育て講演会、親子や高齢者等とのふれあい交流などを行います。	指導・人権教育課	継続
	◆私立幼稚園での入園前親子教室、地域子育て講演会、子育て相談、カウンセリング、幼稚園開放、地域小学校や高齢者との交流などを行います。	こども家庭室 保育幼稚園G	継続
はろーべビィ訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業) (再掲)	◆生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対し適切なサービスを提供することにより、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。	こども家庭室 子ども支援G	継続
にこにこ子育て訪問支援事業 (再掲)	◆生後6～8か月の第1子の乳児に対し、身近な地域で活動する民生委員児童委員・主任児童委員と子育て家庭とが訪問活動をきっかけに顔見知りになり、子育て家庭に寄り添い、不安や悩みを相談できる相手のいる安心感を提供し、孤立化の防止を目的としています。 また、民生委員児童委員・主任児童委員の認知度を高め、地域全体で子育て家庭を支え見守る体制をつくり、支援が必要な家庭を早期に把握し、適切な支援を行います。	こども家庭室 子ども支援G	見直し・改善
乳幼児健康診査・すこやか健診 (再掲)	◆乳幼児健診やすこやか健診において支援の必要性を見極め、各機関と連携の上、速やかに療育につながるよう支援を行います。	地域保健課	継続
親子教室 (再掲)	◆乳幼児健診等で発達支援が必要とされた乳幼児に対し、親子で一緒に遊びながら育児の方法を学び、安心して子育てができるように支援します。	地域保健課	継続
健康相談	◆妊娠婦、乳幼児（新生児を含む）を持つ保護者に対して、保健師・管理栄養士・看護師などが、予防接種や離乳食、育児や発育・発達などについて、それぞれの専門性を活かし、相談に応じます。	地域保健課	継続
各健診時における相談	◆乳幼児健診において個別相談を行い、保健師・管理栄養士・看護師・発達相談員などが、予防接種や離乳食、育児や発育・発達など、それぞれの専門性を活かし、相談に応じます。	地域保健課	継続

主な取り組み	内 容	担当課	第2期計画との関連性
医療体制の充実（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 乳幼児が病気になったときに適切な対応と適切な医療が受けられるよう医療体制の整備を進めます。 ◆ 医師会や大阪府内医療機関との連携を強化し、疾患に応じた医療機関の紹介ができるように努めます。 	地域保健課	継続
救急診療体制の充実（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 休日や診療時間以外の突発的な子どもの病気・けがなどに対し、安心して医療が受けられる体制の維持に努めます。 	地域保健課	継続
応急手当法の普及（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子どもがかかりやすい病気や家庭内で起こりやすい事故等に関する知識や、応急手当法について、両親教室や4か月児健診、健康教育実施時に普及を図ります。 	地域保健課	継続
赤ちゃんの駅	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 保育所、認定こども園、幼稚園などの公共施設や民間の登録施設に、授乳やおむつ替えができるスペースを設け、乳幼児のいる保護者が安心して外出できる環境づくりを行います。 	こども家庭室 子ども政策G	継続
子育てサロン	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子育てをしている保護者やその子どもが同じような仲間と交流できる憩いの場を提供し、子育ての悩みを相談できる保護者同士の仲間づくり等を促進します。校区（地区）福祉委員会や民生委員児童委員・主任児童委員が主体的に実施します。 	こども家庭室 子ども支援G	継続
助産施設	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 妊産婦が保健上必要にも関わらず、経済的理由で入院助産を受けることができないとき、助産施設への入所を支援します。 	こども家庭室 子ども支援G	継続
防災教育・おおさか 防災ネットの推進（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子どもを災害から守るまちづくりの推進に向けて、保育所や認定こども園、幼稚園、学校、子ども発達支援センターにおける避難訓練や防災教育を進めます。 	消防署	継続
		危機管理室	継続
		こども家庭室 保育幼稚園G	継続
		指導・人権教育課	継続

2. 学童期・思春期

パソコン機器やネットワークを活用した情報教育や、体育の授業におけるめあて学習を通じた仲間意識の向上など、多様な授業の実施による教育の充実を図ります。また、教員の資質向上を進めるとともに、小中連携教育の推進や学力向上に取り組み、総合的な学校力の底上げを図ります。

子どもの生活指導上の様々な問題行動について、警察や子ども家庭センター等との関係機関と情報共有し、連携を強化して対応します。

主な取り組み	内 容	担当課	第2期計画との関連性
確かな学力の向上 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 確かな学力を育てるため、「だいとう教育ビジョン2025」に基づいて授業改善を進めるとともに、全国学力・学習状況調査等の結果を踏まえ、学校の実情に応じた教育活動の充実を図ります。 ◆ 教職員の授業力向上を図るため、大東教員スキルアップ講座を実施します。 	教育研究所	継続
情報教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ G I G Aスクール構想による1人1台端末を活用し、児童・生徒の情報活用能力を育成します。 	I C T教育戦略課	継続
体育授業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ めあて学習を推進するとともに、友だちのめあてを知り、ともに学習することで仲間意識の向上につなげます。 ◆ 小・中学校研究会体育部会と連携し、体育授業の充実に向けた研究を推進します。 	指導・人権教育課	継続
メディアを活用する能力の向上（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子どもがメディアを有効活用できる能力を育成するため、学校のI C T活用教育を充実させるとともに、ネット依存の予防等情報モラル教育を推進します。 ◆ スマートフォン等の所持率の高まりとインターネットトラブルの低年齢化が進んでいることから、家庭と連携してルールづくりや啓発活動を継続します。 	I C T教育戦略課	継続
道徳教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 特別の教科道徳および教育活動全般を通しての道徳教育の充実を図り、倫理観や豊かな心の育成に努めます。 ◆ 教育内容の充実のため、教職員等に対し、道徳教育に関する研修会を実施します。 	指導・人権教育課	継続
英語教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 中学校を中心/A E T（アシスタント・イングリッシュ・ティーチャー）を配置し、「話す」「聞く」力の向上に努めます。 ◆ Daito English Trialの取り組みにより、中学3年生で英検3級相当レベルの生きた英語力を培います。 	指導・人権教育課	新規

主な取り組み	内 容	担当課	第2期計画との関連性
男女平等教育	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 次代を担う子どもたちに対して、キャリア教育と関連づけながら発達段階に応じた男女平等教育を推進します。 ◆ 小学校では家族の一員としての仕事調べから性別役割分担を考え、「男らしく、女らしく」から「自分らしく」の取り組みへと進めます。 ◆ 中学校では2年生の職場体験学習や職業観にある性差の問題や、将来、子育てをしながらも仕事を続けることができるための社会的なシステム等について学習を進めます。 	指導・人権教育課	継続
人権教育の推進（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子どもが生命の大切さや多様性を認め合えるよう、また、子どもの人権を尊重し、一人ひとりの子どもの特性や発達段階での課題に対応できるよう、保育所、認定こども園や幼稚園での系統的な人権教育の研究と実践に努めます。 	こども家庭室 保育幼稚園G	継続
		指導・人権教育課	継続
放課後児童健全育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 昼間、就労等の理由により保護者のいない児童に対して、健全育成が図れるよう、衛生および安全が確保された施設を備えた適切な遊び場や生活の場を全小学校敷地内で提供します。 	家庭・地域教育課	継続
放課後子ども教室推進事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市内12小学校において、放課後に子どもたちが安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるように、地域のボランティアなどの協力を得て、放課後児童クラブの児童を含めた全児童を対象とした体験活動や学習活動等を実施します。 	家庭・地域教育課	継続
学校支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 小・中学生の学習意欲を高め、学校のニーズに応じた支援を行うために、地域人材を活用し学校の総合的な教育力の向上を図ります。 	指導・人権教育課	充実
学力向上ゼミ（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 小学校4年生から中学校3年生までを対象として、希望参加制（有料）の学力向上ゼミを開講し、土曜日の学習機会の拡充と確かな基礎学力の定着を図ります。 	教育研究所	継続
小中一貫教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 全中学校区において、中学校区として目指す子ども像を描き、その実現に向け、9年間で学び、育っていく観点を持ち、小中一貫教育を推進・発展させていきます。 	教育企画室	充実
労働観や自立心の育成	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 小・中学校において、児童・生徒の発達段階に応じて、教育活動全体を通じたキャリア教育を推進します。 	指導・人権教育課	継続
大東・まなび舎事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 中学校に学習支援アドバイザーを配置し、放課後の自習教室を開設して、生徒の学習習慣や自学自習力の育成を図ります。 	教育研究所	継続
クラブ・部活動の充実（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 各小・中学校において、地域人材の活用を推進し、クラブ・部活動の活性化を図ります。 ◆ 中学校では部活動指導員を配置し、効率的かつ効果的な指導を目指します。 	指導・人権教育課	充実

主な取り組み	内 容	担当課	第2期計画との関連性
中学生に対する保健指導	◆ 各校において、保健の授業等を通じ、また、家庭との連携も十分図りながら、生徒が生涯を通じて自分の心や体を大切にできるような態度を養います。	指導・人権教育課	継続
思春期ヘルスケアの推進（再掲）	◆ 思春期の子どもやその保護者等に対して、喫煙、飲酒、薬物、性感染症など心身に悪影響を及ぼす行動について、その影響についての正しい知識の普及・啓発を進めます。	指導・人権教育課	継続
進学、就職等の適切な指導（再掲）	◆ 生徒および保護者へ適切な助言、指導が行えるよう、関係機関との連携を強化し、進路説明会および進路相談を行い、進路指導の充実を図ります。	指導・人権教育課	継続
性教育の推進	◆ 各校において、学習指導要領に基づき、児童・生徒の発達段階を考慮するとともに、養護教諭とも連携しながら性教育を推進します。	指導・人権教育課	継続
自立に向けての総合的な教育の推進	◆ 各学校において、将来の進路を展望したキャリア教育の推進に努めます。	指導・人権教育課	継続
各中学校における職場体験学習の充実（再掲）	◆ 中学校において職場体験学習を実施し、キャリア教育を推進します。	指導・人権教育課	継続
教員評価育成システム	◆ 教員一人ひとりの能力や実績等を適正に評価し、個々の目標に基づき取り組みを進め、自身の資質向上を図りながら、子どもの教育・指導に活かします。	教職員課	継続
スクールカウンセラ一配置事業（再掲）	◆ 学校指導体制の中に、スクールカウンセラーを効果的に位置づけ、児童・生徒、保護者、教職員に対して、有効な相談活動を展開します。	指導・人権教育課	継続
健康管理の充実	◆ 健康診断、健康教育を推進するとともに、健康相談や心の健康相談の充実に努めます。 ◆ 養護教諭による健康相談を今後も実施します。	学校管理課	継続
相談の実施	◆ 教育相談室の相談員による相談や各校における教育相談担当者およびスクールカウンセラーによる相談を行うとともに、大東市こども家庭センター「ネウボランドだいとう」をはじめとする関係機関との連携を強化し、適切な対応が図れるよう相談体制の充実を図ります。	関係各課 (子ども支援G)	継続
学校施設・設備の改修	◆ 施設・設備の改修は、必要に応じ、実施することに努めます。	学校管理課	継続
不登校児童に対する訪問支援	◆ 不登校児童・生徒に校内教育支援ルーム等での支援および家庭訪問指導を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、不登校支援員等による相談・支援活動を行います。	指導・人権教育課	充実

主な取り組み	内 容	担当課	第2期計画との関連性
教職員、市職員等に対する研修の充実（再掲）	◆児童虐待、いじめ、不登校、セクシュアル・ハラスメント、子どもの買売春、生徒指導上の課題など、子どもの人権問題に関する研修を行い、子どもの権利の視点に立った施策・事業など、取り組みの推進に努めます。	関係各課 (子ども支援G)	継続
非行などの問題行動や有害環境についての啓発・研修会の開催（再掲）	◆子どもの生活指導・生徒指導上の様々な問題行動について関係機関等との連携を強化し、市民や団体などへの啓発を進めるとともに、薬物乱用防止教室、非行防止教室、エンパワメント研修等の充実と、日々の教育活動の中で継続的な指導につなげます。	指導・人権教育課	継続
各校における健康教育の充実（再掲）	◆小・中学校において薬物乱用防止教室を開催し、健康の維持への意識啓発を今後も行います。	学校管理課	継続
利用者支援事業（こども家庭センター）（再掲）	◆妊娠・出産期から就学期に至る情報提供窓口において、教育・保育所等や地域子育て支援事業等の利用を始めとした、子育てに関する様々な悩みにアドバイスを行う支援員を配置することにより、切れ目のない相談支援を行います。	こども家庭室 子ども支援G	継続
	◆本人または保護者から18歳未満の子どもに関する相談を受け付け、子どもおよび家族の問題解決を図ります。	地域保健課	継続
	◆家庭児童相談員の研修の充実や増員、スーパーバイザーの確保に努めます。	家庭・地域教育課	継続
家庭児童相談事業（再掲）	◆本人または保護者から18歳未満の子どもに関する相談を受け付け、子どもおよび家族の問題解決を図ります。	こども家庭室 子ども支援G	継続
子ども食堂支援事業（再掲）	◆地域において子ども食堂の運営に取り組む団体に対し、必要経費の一部を補助します。	こども家庭室 子ども支援G	継続
医療体制の充実（再掲）	◆乳幼児が病気になったときに適切な対応と適切な医療が受けられるよう医療体制の整備を進めます。 ◆医師会や大阪府内医療機関との連携を強化し、疾患に応じた医療機関の紹介ができるように努めます。	地域保健課	継続
救急診療体制の充実（再掲）	◆休日や診療時間以外の突発的な子どもの病気・けがなどに対し、安心して医療が受けられる体制の維持に努めます。	地域保健課	継続
応急手当法の普及（再掲）	◆子どもがかかりやすい病気や家庭内で起こりやすい事故等に関する知識や、応急手当法について、両親教室や4か月児健診、健康教育実施時に普及を図ります。	地域保健課	継続
就学児童エンパワメント育成事業（再掲）	◆地域住民等の協力を得て、安全で安心して就学児童が自由に遊べる場所を設け、体験活動等の活性化を図ることにより、地域社会全体で就学児童が持つエンパワメントを育成します。	こども家庭室 子ども支援G	継続
青少年健全育成市民大会（再掲）	◆本市の青少年に関わる関係機関、団体、地域住民が青少年健全育成に対して、共通の理解と認識を深める場とするために開催します。	生涯学習課	見直し・改善

主な取り組み	内 容	担当課	第2期計画との関連性
大東・四條畷学警連絡会（再掲）	◆月1回、大東市・四條畷市の中学校の生徒指導主事と四條畷警察、子ども家庭センター等の関係機関が集まり、校区を越えた生徒同士のつながりからの問題行動について、情報交換を行います。	指導・人権教育課	継続
防災教育・おおさか防災ネットの推進（再掲）	◆子どもを災害から守るまちづくりの推進に向けて、保育所や認定こども園、幼稚園、学校、子ども発達支援センターにおける避難訓練や防災教育を進めます。	消防署 危機管理室 こども家庭室 保育幼稚園G 指導・人権教育課	継続 継続 継続 継続
地域就労支援事業（再掲）	◆地域就労支援センターにおいて、中途退学者や卒業後未就職の若年者・中高年齢者・ひとり親家庭の保護者・障害者等の就職困難者に対し、就労に関する相談を行います。	産業経済室	継続

3. 青年期

青年期の若者が、大学等への進学や就職等、ライフイベントに係る大きな選択を行うことができるよう、相談支援等に取り組みます。

主な取り組み	内 容	担当課	第2期計画との関連性
起業支援	◆大東ビジネス創造センターD-Bizと連携し、企業支援を行います。	産業経済室	充実
雇用・就労情報の提供と再就職支援	◆関係機関と連携し、雇用や就労関係の情報提供に努めるとともに、子育て中の親が再就職しやすいよう、セミナーや面接会を実施します。	産業経済室	継続
労働相談	◆女性を含む労働者の労働条件の改善等について、随時相談を実施します。	産業経済室	継続
奨学貸付業務（再掲）	◆高等学校等において修学する志望を持ちながら、経済的理由により修学が困難な人に対して学資の貸し付けを行い、教育の機会均等を図り、社会有用の人材を育成します。	学校管理課	見直し・改善
未来人材奨学金返還支援補助金（再掲）	◆貸与型奨学金を利用された方で、市内の中小企業等に就職し、市内に居住した場合、奨学金の返還額の一部を助成します。	産業経済室	継続
自立に向けての総合的な教育の推進（再掲）	◆各学校において、将来の進路を展望したキャリア教育の推進に努めます。	指導・人権教育課	継続
地域就労支援事業（再掲）	◆地域就労支援センターにおいて、中途退学者や卒業後未就職の若年者・中高年齢者・ひとり親家庭の保護者・障害者等の就職困難者に対し、就労に関する相談を行います。	産業経済室	継続

主な取り組み	内 容	担当課	第2期計画との関連性
生活困窮者自立支援制度（再掲）	◆相談支援員が生活上の困りごとや不安を抱えている方々の相談に応じます。また、支援プランの作成や他機関との連携により、解決に向けた支援を行います。	福祉政策課	充実
労働時間の短縮など労働形態についての要請（再掲）	◆ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、多様な働き方を支援するため、また、ひとり親や高齢者、障害者が就労の拡大ができ、ゆとりを持てる生活の確保を目指し、在宅勤務、労働時間の短縮、ワークシェアリングやジョブシェアリングなどを企業が導入しやすいよう、制度的な支援を国へ要請するとともに、事業主への働きかけを行います。	産業経済室	継続
くらしサポート大東（大東市総合就労支援事業）（再掲）	◆生活困窮者、生活保護受給者を対象に、専門の就労支援員が一人ひとりに応じた就労相談や支援を行います。	福祉政策課	充実
コミュニティソーシャルワーカーによる支援（再掲）	◆地域住民が安心して暮らし続けられるよう、市内8か所で設置しているコミュニティソーシャルワーカーによる活動を通じて、制度の狭間にいる要援護者の支援の強化などに努めます。	福祉政策課	充実

基本目標Ⅲ 子育て当事者への支援体制づくり

1. 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

高校終了までの子どもに対する児童手当や、ひとり親家庭などの経済的不安の軽減を目的として支給する児童扶養手当等、家庭や子どもの状況に応じて必要な手当の支給や医療費の助成を行い、子育て家庭への経済的な負担感の軽減に取り組みます。

主な取り組み	内 容	担当課	第2期計画との関連性
児童手当の支給（再掲）	◆ 18歳到達後の3月31日までの間にある子ども（高校生年代修了前の子ども）を養育している保護者等に対し、手当を支給します。	こども家庭室 子ども政策G	継続
児童扶養手当の支給（再掲）	◆ ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るために、児童扶養手当の支給を行います。 ◆ 子どもの父親、または母親に重度の障害がある場合、子どもの父親または母親、父母代わりの養育者に対し、経済的負担を軽減するため支給します。	こども家庭室 子ども政策G	継続
特別児童扶養手当の支給（再掲）	◆ 日本国内に住所があって、20歳未満で、中程度以上の障害のある子どもを養護している保護者等に対し、経済的負担を軽減するため支給します。	こども家庭室 子ども政策G	継続
子ども医療費助成（再掲）	◆ 市内に住所を有する0歳～18歳到達後の3月31日までの通院・入院にかかる医療費自己負担分の一部を助成します。	こども家庭室 子ども政策G	継続
ひとり親家庭医療費助成（再掲）	◆ 子どもと父親または母親、両親のいない子どもと養育者、両親のいずれかまたは両親が重度障害者の世帯について、18歳到達後の3月31日までの子ども、父親、母親、養育者の通院・入院にかかる医療費自己負担分の一部を助成します（支給要件や所得制限があります）。	こども家庭室 子ども政策G	継続
障害児福祉手当の支給（再掲）	◆ 重度障害のために、日常生活において常時介護を要する在宅の20歳未満の人に、経済的負担を軽減するため支給します（支給要件や所得制限があります）。	障害福祉課	継続
大阪府重度障害者在宅介護支援給付金（再掲）	◆ 身体障害者手帳1・2級と療育手帳Aを併せ持つ重度障害者（児）と同居する介護者に対し、経済的負担を軽減するため支給します（支給要件があります）。	障害福祉課	継続
未熟児養育医療給付（再掲）	◆ 身体の発育が未熟なままで生まれた乳児に対して、保険診療の範囲内で入院医療の給付を行います（支給要件や負担金の徴収がありますが、子ども医療費助成等との同時適用が可能です）。	こども家庭室 子ども政策G	継続

主な取り組み	内 容	担当課	第2期計画との関連性
子育てスマイルサポート事業	◆満3歳までの子どもがいる家庭を対象に、地域の子育てサービス、子育てに関する消耗品の購入、タクシー乗車に利用できる子育てスマイルサポート券を交付します。	こども家庭室 子ども政策G	見直し・改善
保育料等適正化事業（再掲）	◆2人以上の子どもが保育所、認定こども園、幼稚園、子ども発達支援センターに同時に入所している場合に、保育料を軽減します。 ◆失業等により収入が大幅に減少する世帯に対し、保育料等の減額制度を実施します。 ◆保育料等の収納について、保護者負担の適正化を図ります。	こども家庭室 保育幼稚園G	継続
就学援助事業（再掲）	◆義務教育の円滑な実施に資するため、経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に援助を行います。	学校管理課	継続
奨学貸付業務（再掲）	◆高等学校等において修学する志望を持ちながら、経済的理由により修学が困難な人に対して学資の貸し付けを行い、教育の機会均等を図り、社会有用の人材を育成します。	学校管理課	見直し・改善
特別支援教育就学奨励費（再掲）	◆特別支援学級在籍等の児童・生徒の家庭に対し、特別支援教育就学奨励費による教育扶助を行います。	指導・人権教育課	継続
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業（再掲）	◆ひとり親家庭の保護者が自立に向けた職業能力の開発を行えるよう、事前相談を通じて教育訓練講座の指定・認定を行い、講座受講終了後に、受講のために支払った金額の一部を支給します。	こども家庭室 子ども政策G	継続
母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業（再掲）	◆ひとり親家庭の保護者に対し、経済的に自立するための資格取得を促すため、経済的な支援を行います。 ◆看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等の養成機関において6か月以上のカリキュラムを受講し、対象資格の取得が見込まれ、就業または育児と修業の両立が困難であると認められる人が対象となります。	こども家庭室 子ども政策G	継続
府母子父子寡婦福祉資金貸付制度	◆ひとり親家庭の保護者が新しく仕事を始めたり、子どもの高校・大学進学などに利用できるように、貸付を行います。	こども家庭室 子ども政策G	継続
母子生活支援施設（再掲）	◆母子家庭で、母親が自立できるまで母子が生活できるように、母子生活支援施設への入所を支援します。	こども家庭室 子ども支援G	継続
各種制度導入奨励金の周知・活用の促進	◆育児・介護費用助成金、看護休暇制度導入奨励金、育児両立支援奨励金、育児休業代替要員確保等助成金、育児休業取得促進奨励金、育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金制度等について、市民および事業所に周知し、活用の促進を図ります。	産業経済室	継続
養育費確保支援事業（再掲）	◆子どもの健全育成と親と子の豊かな人生を築くことを目的に、養育費の取決めに関する公正証書の作成費用や、養育費保証契約締結時の保証会社への保証料等を補助します。	こども家庭室 子ども政策G	新規

2. 地域子育て支援、家庭教育支援

学校・家庭・地域が一体となって子どもを育てる環境を形成することにより、子育て家庭の孤立化を防ぐ取り組みを進めます。

主な取り組み	内 容	担当課	第2期計画との関連性
子育て支援センター事業	◆子育て家庭に対する育児不安等についての相談や指導および子育てサークルへの支援、親子同士の交流活動等を実施します。	こども家庭室 子ども支援G	充実
つどいの広場事業	◆主に0～3歳の乳幼児を持つ子育て中の保護者の集いの場を設け、悩みや不安を取り除く手助けを行います。	こども家庭室 子ども支援G	充実
保育所等地域活動事業（再掲）	◆地域の在宅親子に対し、園庭解放や遊び教室等で子ども同士の交流や子育て支援を行います。また、園の行事等で異年齢児との交流を行います。 ◆老人クラブ等における高齢者との交流を促進します。	こども家庭室 保育幼稚園G	継続
育児相談等事業（再掲）	◆保育所や認定こども園、子育て支援センター等において、育児不安等についての相談を行い、育児不安の解消や負担の軽減を図ります。	こども家庭室 保育幼稚園G	継続
育児相談	◆乳幼児を対象とした市内各機関・団体の子育てサロン等に保健師・管理栄養士・看護師などを派遣し、子どもの成長・発達や子育て、予防接種などについて相談を受け、安心した子育てを行うことができるよう支援します。	地域保健課	継続
身近な地域での子育て相談等の実施	◆保育所等における子育て講演会、育児相談会、健診時の相談等を実施するとともに、これら相談事業等の周知を広報誌や「子育てガイドブック」「暮らしのガイドブック」等を活用して進めます。	こども家庭室 保育幼稚園G	継続
子育て関連施設と地域・市の連携の促進	◆保育所、認定こども園、幼稚園、学校、子育て支援センター、青少年教育センターなど子どもに関する関連施設がネットワークを構築し、地域の自主的な子育て支援活動や子育て家庭に対して、情報提供や相談支援などに努めます。	関係各課	充実
	◆ボランティアグループへの積極的な活動の支援を行うとともに、子育て団体のネットワーク化を図り、子育て世帯に効果的なサービスを提供できる体制を検討します。		見直し・改善
家庭教育への関心の喚起	◆P T A活動と連携して、家庭教育に関する啓発を行います。	家庭・地域教育課	継続
地域教育協議会活動の促進（再掲）	◆学校・家庭・地域等が相互に連携し、多くの人々が子どもに関わることで子どもの健全育成を図ります。	教育企画室	継続

主な取り組み	内 容	担当課	第2期計画との関連性
地域で子育てを支える環境づくり	◆ 地域全体で子育てを支え、子どもが次代を担う自立した大人として成長できるよう支援体制の充実を図ります。	教育企画室	継続
公立小学校1年生全家庭へのアウトリーチ型支援	◆ 公立小学校1年生全保護者に対して家庭教育に関する状況把握調査を実施し、小学校区単位で編成し、スクールソーシャルワーカーがチーフを務める相談・訪問チームがアウトリーチ型支援（電話連絡か家庭訪問）により、地域とのつながりづくりや家庭教育に関する情報の提供、子育ての様子や困りごと等の話を聞き、保護者が安心して家庭教育を行えるようサポートする支援体制の充実を図ります。	家庭・地域教育課	継続
いくカフェ	◆ 小学校の教室など身近な場所で、保護者がお茶を飲みながら気軽に子育ての話などをしてほっと一息つける場所の提供を行なながら、地域や保護者同士のつながりづくりを支援しています。 ◆ 家庭教育応援企業等登録制度に登録いただいている企業等に、それぞれの強みを活かした企業版いくカフェを実施していただき、市内各地で保護者がほっと一息つける場所を提供します。	家庭・地域教育課	継続
子育てガイドブックの活用	◆ 保育所、認定こども園、幼稚園をはじめ、他の公共機関や、こんにちは赤ちゃん訪問事業等を通じて、子育てガイドブックを配布し、子ども・子育て施策の周知を図り、育児の不安感の軽減につなげます。	こども家庭室 子ども政策G	継続
情報提供事業	◆ 各施設からのたより、ホームページ、広報誌、フェイスブック等を活用し、情報を提供します。	こども家庭室 子ども政策G	継続
わかりやすい情報の提供	◆ 情報が行き届きにくい人にもわかりやすいサービス情報の提供に努めます。	関係各課	継続
子育てサロン（再掲）	◆ 子育てをしている保護者やその子どもが同じような仲間と交流できる憩いの場を提供し、子育ての悩みを相談できる保護者同士の仲間づくり等を促進します。校区（地区）福祉委員会や民生委員児童委員・主任児童委員が主体的に実施します。	こども家庭室 子ども支援G	継続

3. 共働き、共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、多様な働き方を支援するため、各種制度について市民や事業主に対して情報提供を行います。

また、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進を目指し、学校等におけるジェンダー平等教育の取り組みを進めます。

主な取り組み	内 容	担当課	第2期計画との関連性
ワーク・ライフ・バランスの重要性についての意識啓発（再掲）	◆一人ひとりの潤いのある生活の実現に向けて、市民をはじめ事業主に対して、ワーク・ライフ・バランスの重要性についての意識啓発を進めます。	産業経済室	継続
	◆人権室	人権室	継続
育児休業法の周知徹底	◆育児休業について、取得率の向上や男性の取得促進などに向けて、情報提供を行うとともに、事業主へ働きかけます。	産業経済室	継続
労働時間の短縮など労働形態についての要請（再掲）	◆ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、多様な働き方を支援するため、また、ひとり親や高齢者、障害者が就労の拡大ができ、ゆとりを持てる生活の確保を目指し、在宅勤務、労働時間の短縮、ワークシェアリングやジョブシェアリングなどを企業が導入しやすいよう、制度的な支援を国へ要請するとともに、事業主への働きかけを行います。	産業経済室	継続
各種制度導入奨励金の周知・活用の促進（再掲）	◆育児・介護費用助成金、看護休暇制度導入奨励金、育児両立支援奨励金、育児休業代替要員確保等助成金、育児休業取得促進奨励金、育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金制度等について、市民および事業所に周知し、活用の促進を図ります。	産業経済室	継続
起業支援（再掲）	◆大東ビジネス創造センターD-Bizと連携し、企業支援を行います。	産業経済室	充実
雇用・就労情報の提供と再就職支援（再掲）	◆関係機関と連携し、雇用や就労関係の情報提供に努めるとともに、子育て中の親が再就職しやすいよう、セミナーや面接会を実施します。	産業経済室	継続
労働相談（再掲）	◆女性を含む労働者の労働条件の改善等について、随時相談を実施します。	産業経済室	継続
男女共同参画意識の啓発	◆男女共同参画社会についての啓発と固定的性別役割分担意識の解消、家庭生活への男性の参画についての意識啓発を進めます。	人権室	継続
	◆市立小中学校園においてジェンダー平等教育の研究と実践、学校間の情報交流を通して男女共同参画意識の醸成を図ります。	指導・人権教育課	継続

主な取り組み	内 容	担当課	第2期計画との関連性
育児休業制度の周知徹底	◆職業生活と家庭生活との両立の推進のため、男女がともに子育てに関わり、女性だけが子育てに負担を感じないよう、男性も取得できる育児休業制度等について広報誌や講座での周知を図ります。	人権室	見直し・改善
		産業経済室	継続
両親教室	◆夫婦で安心して出産が迎えられるような情報提供や人形を使っての沐浴実習、アドバイスを行います。 ◆出産後の健康や父親も参画する子育てについて楽しく学びます。平日コースや土曜日コースなど、夫婦で参加しやすい日程を設定し、父親も子育てに参加する意識を妊娠期から持てるように支援します。	地域保健課	継続
男女平等教育（再掲）	◆次代を担う子どもたちに対して、キャリア教育と関連づけながら発達段階に応じた男女平等教育を推進します。 ◆小学校では家族の一員としての仕事調べから性別役割分担を考え、「男らしく、女らしく」から「自分らしく」の取り組みへと進めます。 ◆中学校では2年生の職場体験学習や職業観にある性差の問題や、将来、子育てをしながらも仕事を続けることができるための社会的なシステム等について学習を進めます。	指導・人権教育課	継続
家庭教育応援企業等登録制度	◆従業員の家庭教育応援や学校・地域社会への貢献活動に取り組む企業（団体）を「大東市家庭教育応援企業等」として登録し、連携することで、家庭・学校・地域が一体となって子どもたちを育てる環境づくりを推進します。	家庭・地域教育課	新規

4. ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の自立のため、地域就労支援センターにて随時相談を行うほか、資格取得や教育訓練の受講費に対する支援等、多様な経済的支援を行います。

主な取り組み	内 容	担当課	第2期計画との関連性
ひとり親家庭等就労支援事業（再掲）	◆ひとり親家庭の保護者等を対象に就労相談から、就職、転職に至るまで、寄り添い型の支援を行います。	こども家庭室 子ども政策G	継続
ひとり親家庭支援ハンドブックの活用	◆ひとり親家庭に関する支援事業等の情報を集約することにより、適切な支援が適切なタイミングでつながることを促進します。	こども家庭室 子ども政策G	新規
地域就労支援事業（再掲）	◆地域就労支援センターにおいて、中途退学者や卒業後未就職の若年者・中高年齢者・ひとり親家庭の保護者・障害者等の就職困難者に対し、就労に関する相談を行います。	産業経済室	継続
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業（再掲）	◆ひとり親家庭の保護者が自立に向けた職業能力の開発を行えるよう、事前相談を通じて教育訓練講座の指定・認定を行い、講座受講終了後に、受講のために支払った金額の一部を支給します。	こども家庭室 子ども政策G	継続
母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業（再掲）	◆ひとり親家庭の保護者に対し、経済的に自立するための資格取得を促すため、経済的な支援を行います。 ◆看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等の養成機関において6か月以上のカリキュラムを受講し対象資格の取得が見込まれ、就業または育児と修業の両立が困難であると認められる人が対象となります。	こども家庭室 子ども政策G	継続
児童扶養手当の支給（再掲）	◆ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るために、児童扶養手当の支給を行います。 ◆子どもの父親、または母親に重度の障害がある場合、子どもの父親または母親、父母代わりの養育者に対し、経済的負担を軽減するため支給します。	こども家庭室 子ども政策G	継続
ひとり親家庭医療費助成（再掲）	◆子どもと父親または母親、両親のいない子どもと養育者、両親のいずれかまたは両親が重度障害者の世帯について、18歳到達後の3月31日までの子ども、父親、母親、養育者の通院・入院にかかる医療費自己負担分の一部を助成します（支給要件や所得制限があります）。	こども家庭室 子ども政策G	継続
府母子父子寡婦福祉資金貸付制度（再掲）	◆ひとり親家庭の保護者が新しく仕事を始めたり、子どもの高校・大学進学などに利用できるように、貸付を行います。	こども家庭室 子ども政策G	継続
助産施設（再掲）	◆妊娠婦が保健上必要にも関わらず、経済的理由で入院助産を受けることができないとき、助産施設への入所を支援します。	こども家庭室 子ども支援G	継続

主な取り組み	内 容	担当課	第2期計画との関連性
母子生活支援施設（再掲）	◆母子家庭で、母親が自立できるまで母子が生活できるように、母子生活支援施設への入所を支援します。	こども家庭室 子ども支援G	継続
母子・父子自立支援員（再掲）	◆ひとり親家庭の保護者を対象とし、離婚前後の相談に応じるほか、自立に向けた情報提供等の支援を行います。	こども家庭室 子ども政策G	継続
公営住宅の確保（再掲）	◆障害のある子どもを持つ世帯、ひとり親世帯の住宅を確保するため、障害のある方がいる世帯に対し、市営住宅の福祉世帯向け住宅の募集を行います。 ◆裁量世帯として収入基準の緩和を行います。	市営住宅管理課	継続
養育費確保支援事業（再掲）	◆子どもの健全育成と親と子の豊かな人生を築くことを目的に、養育費の取決めに関する公正証書の作成費用や、養育費保証契約締結時の保証会社への保証料等を補助します。	こども家庭室 子ども政策G	新規
親子交流事業（再掲）	◆離婚によって暮らす場所が離れてしまった親子が適切に交流できる機会を確保し、子どもと親の絆を育みます。	こども家庭室 子ども政策G	新規

第5章

教育・保育および
地域子ども・子育て支援事業の
量の見込みと確保方策

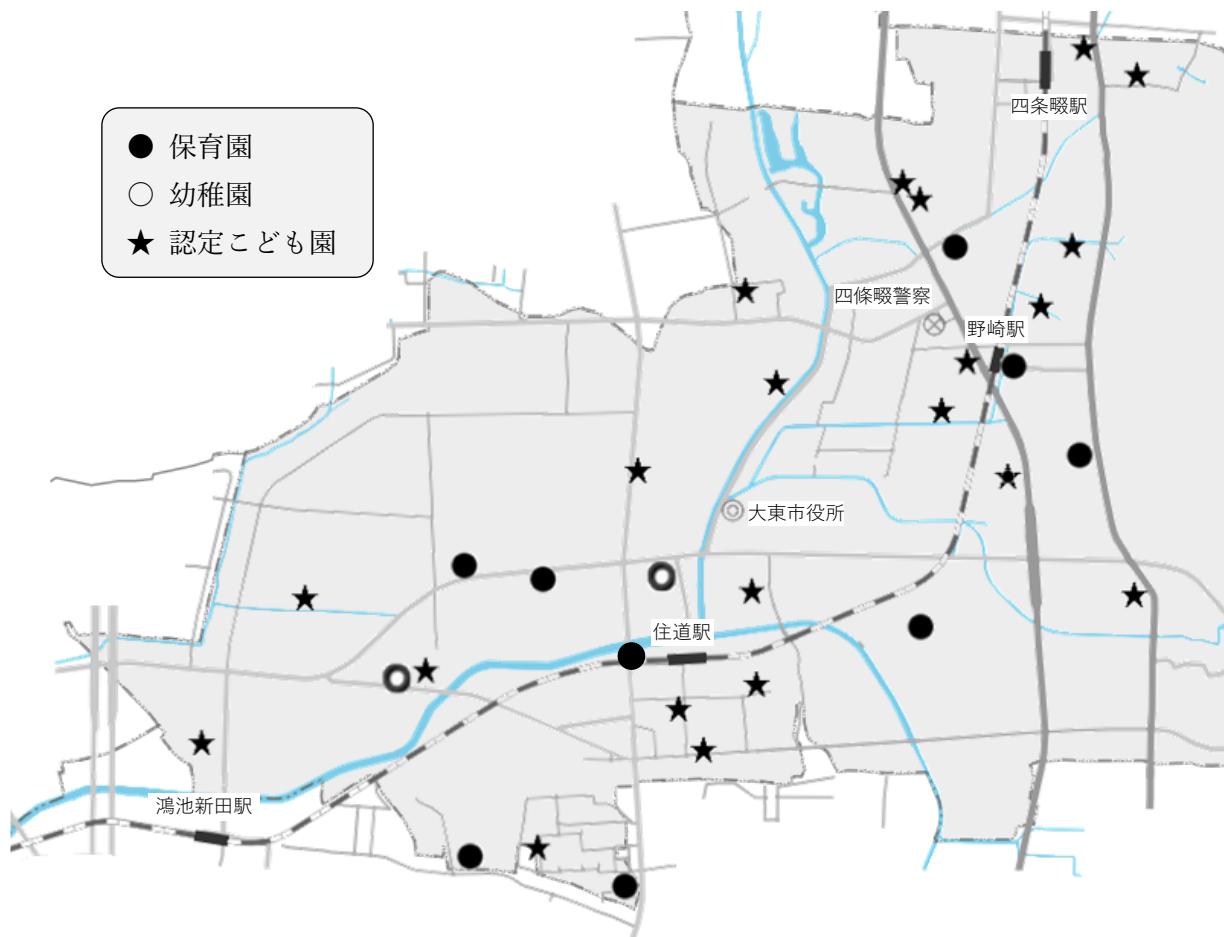
第5章 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1. 教育・保育の提供区域

「子ども・子育て支援法」第61条第2項では、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を設定するための施設の整備の状況その他の状況を総合的に勘案して教育・保育の提供区域を設定するとされています。

本市では、第2期計画に引き続き、市全体を1つの区域として設定します。

【教育・保育施設等の配置図】

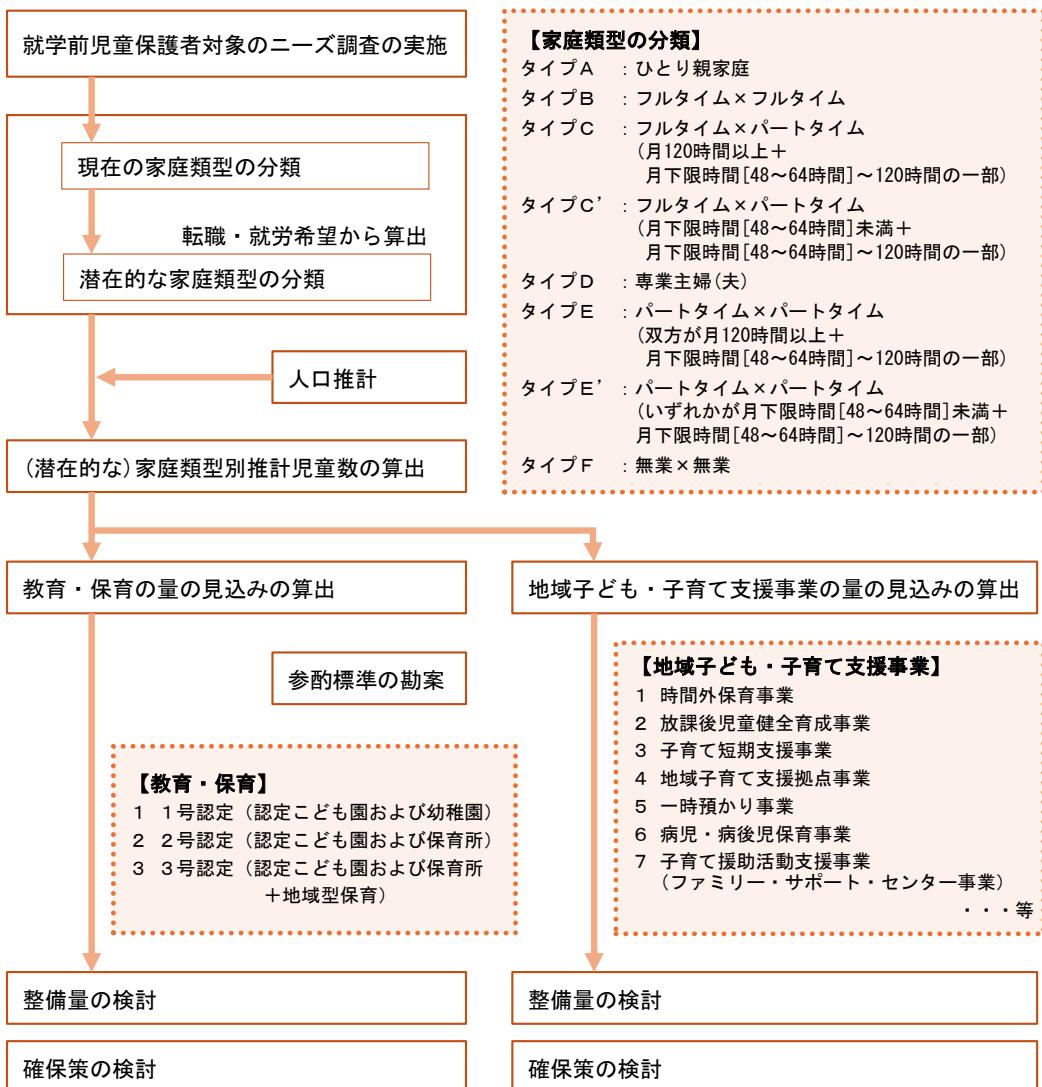


2. 子育て支援に関する量の見込みの推計方法等について

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ調査の結果をもとに、国が示した「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver. 1）」の手順に沿って算出し、その後、これまでの事業の利用状況や本市の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

【教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー】



※潜在的な家庭類型：母親の就労希望を考慮した家庭類型。例えば、母親が「現在無業」→「フルタイムへの就労希望あり」であれば、父親がフルタイムの場合、現在の家庭類型はタイプD、潜在的な家庭類型はタイプBになる。

(2) 人口推計（推計児童数の算出）

人口推計については、住民基本台帳の人口を用いて、コーホート変化率法により算出しました。推計値については、本計画の計画期間において減少傾向となっていますが、将来的にバランスの取れた社会を維持するため、子ども・子育て支援施策に引き続き注力し、就学前人口の増加に取り組みます。

【子ども人口の推計】

	実績値			推計値					単位:人
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	
0～11歳	10,406	10,035	9,805	9,567	9,338	9,114	8,869	8,600	
0歳	761	699	700	680	665	650	637	625	
1歳	768	762	725	719	699	683	668	655	
2歳	804	755	751	719	713	694	678	663	
3歳	835	781	754	741	709	703	685	669	
4歳	814	836	780	753	740	708	702	684	
5歳	901	809	832	778	752	739	707	701	
0～5歳	4,883	4,642	4,542	4,390	4,278	4,177	4,077	3,997	
6歳	885	882	816	827	773	747	734	703	
7歳	864	884	891	816	827	773	747	734	
8歳	892	874	882	894	819	830	776	749	
9歳	921	895	873	882	894	819	830	776	
10歳	945	913	889	869	878	890	815	826	
11歳	1,016	945	912	889	869	878	890	815	
6～11歳	5,523	5,393	5,263	5,177	5,060	4,937	4,792	4,603	

【子ども人口の推計】



出典：実績値…住民基本台帳（各年4月1日時点）

推計値…コーホート変化率法による推計

(3) 家庭類型（現在・潜在的）別児童数の算出

家庭類型（現在・潜在的）別児童数の算出では、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現状割合とともに、今後1年以内の転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出します。

【児童（0～5歳）の家庭類型（現在・潜在）の割合】

家庭類型	現在	潜在的
タイプA ひとり親	5.6%	5.9%
タイプB フルタイム×フルタイム	38.7%	44.4%
タイプC フルタイム×パートタイム (月120時間以上+下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	23.4%	19.9%
タイプC' フルタイム×パートタイム (下限時間[48～64時間]未満+ 下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	7.1%	9.4%
タイプD 専業主婦(夫)	24.5%	19.9%
タイプE パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+ 下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.3%	0.2%
タイプE' パートタイム×パートタイム (いずれかが下限時間[48～64時間]未満+ 下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0%	0.0%
タイプF 無業×無業	0.5%	0.3%
全体	100.0%	100.0%

※今後の転職・就労希望の設問で無回答がみられたため、現在の家庭類型と潜在的な家庭類型では母数が異なります。

【推計年度別の児童数（0～5歳）】

家庭類型	潜在的な家庭類型の割合	児童数（人）				
		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
タイプA	5.9%	255	247	242	237	231
タイプB	44.4%	1,950	1,901	1,855	1,809	1,775
タイプC	19.9%	874	852	832	812	795
タイプC'	9.4%	406	395	385	376	369
タイプD	19.9%	883	861	841	821	805
タイプE	0.2%	7	7	7	7	7
タイプE'	0.0%	0	0	0	0	0
タイプF	0.3%	15	15	15	15	15
全体	100.0%	4,390	4,278	4,177	4,077	3,997

3. 教育・保育に関する実績と量の見込みおよび提供体制の確保方策

(1) 教育・保育事業

① 幼稚園・認定こども園

幼稚園は、学校教育法に基づく教育機関（学校）で、保護者の就労に関わらず3歳から入園できますが、3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持った施設で、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4類型があり、いずれも都道府県の認可・認定を受けた施設です。

【教育施設（幼稚園、認定こども園）の利用状況】

単位：人

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①園児数	1,010	980	917	833	771
②定員数	1,876	1,826	1,684	1,699	1,644
乖離（②－①）	866	846	767	866	873

【教育施設（幼稚園、認定こども園）の量の見込みと確保方策】

単位：人

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	721	668	617	572	531
1号認定	502	465	429	398	370
2号認定	219	203	188	174	161
②確保の内容	1,635	1,626	1,616	1,611	1,603
認定こども園・幼稚園	1,635	1,626	1,616	1,611	1,603
乖離（②－①）	914	958	999	1,039	1,072



確保方策	○子育て家庭における共働きの割合が上昇したことに伴い、1号認定の子どもの人数は大きく減少しています。
	○今後も、社会情勢等の影響による利用ニーズの動向を継続的に把握し、実情に応じた定員の見直しを行っていきます。
	○公立施設については、令和3年度末に北条幼稚園と北条保育所の施設統合を行っており、引き続き利用ニーズに見合った公立幼児教育の提供に向けた、施設の見直しを進めていきます。

② 保育所・認定こども園および地域型保育事業

認可保育所は、保護者の就労や親族の介護などで、家庭で保育ができない保護者に代わって保育を提供する施設で、都道府県の認可を受けています。また、地域型保育事業（小規模保育事業）は、主に0歳から2歳の保育を行う、定員19人以下の認可保育施設です。

【保育施設（認定こども園、認可保育所）の利用状況】

単位：人

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①園児数	2,584	2,566	2,523	2,491	2,511
2号認定	1,534	1,531	1,520	1,496	1,502
3号認定	1,050	1,035	1,003	995	1,009
②定員数	2,635	2,589	2,595	2,595	2,573
特定教育・保育施設	2,565	2,519	2,534	2,534	2,524
2号認定	1,565	1,514	1,523	1,523	1,515
3号認定	1,000	1,005	1,011	1,011	1,009
小規模保育	70	70	61	61	49
乖離（②－①）	51	23	72	104	62

【保育施設（認定こども園、認可保育所）の量の見込みと確保方策】

単位：人

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,493	2,475	2,464	2,458	2,444
2号認定	1,494	1,485	1,477	1,472	1,464
3号認定	999	990	987	986	980
②確保の内容	2,573	2,573	2,573	2,573	2,573
特定教育・保育施設	2,524	2,524	2,524	2,524	2,524
2号認定	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515
3号認定	1,009	1,009	1,009	1,009	1,009
小規模保育	49	49	49	49	49
乖離（②－①）	80	98	109	115	129



確保方策	○社会情勢等の影響により、変化する保育ニーズに継続して対応できるよう、適切な保育利用枠確保の取り組みを推進します。
	○民間施設の改修が進む一方で、公立保育施設の老朽化が進んでおり、安全・安心な保育の提供に向けた計画的な改修等の取り組みを検討していきます。

4. 地域子ども・子育て支援事業に関する実績と量の見込み および提供体制の確保方策

(1) 時間外保育事業

就労形態の多様化等に伴い、保育所等において通常の保育時間を超えて保育を実施する事業です。

【延長保育事業（時間外保育事業）の利用状況】

実績値		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位：人
①総利用者数		922	925	1,009	956	968	
②提供量		921	945	966	991	1,002	
乖離 (②-①)		△1	20	△43	35	34	

【延長保育事業（時間外保育事業）の量の見込みと確保方策】

推計値		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位：人
①量の見込み		936	912	890	869	852	
②確保の内容		936	912	890	869	852	
乖離 (②-①)		0	0	0	0	0	



確保方策	○時間外保育は全園で提供体制が整っているため、これまでどおり利用希望に対応していきます。
------	--

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の利用状況】

実績値		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位：人
①登録児童数	低学年	1,003	917	900	927	981	
	高学年	254	274	245	216	254	
②提供量	低学年	972	971	977	973	974	
	高学年	284	305	335	364	396	
乖離 (②-①)	低学年	△31	54	77	46	△7	
	高学年	30	31	90	148	142	

① 低学年の場合

【放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと確保方策】

単位：人

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,005	1,027	1,024	1,004	992
1年生	411	390	383	384	377
2年生	339	368	349	343	343
3年生	255	269	292	277	272
②確保の内容	1,005	1,027	1,024	1,004	992
1年生	411	390	383	384	377
2年生	339	368	349	343	343
3年生	255	269	292	277	272
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

② 高学年の場合

【放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと確保方策】

単位：人

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	272	263	266	281	280
4年生	172	156	165	179	170
5年生	73	76	69	73	79
6年生	27	31	32	29	31
②確保の内容	272	263	266	281	280
4年生	172	156	179	179	170
5年生	73	76	73	73	79
6年生	27	31	29	29	31
乖離（②－①）	0	0	0	0	0



確保方策	○市内12小学校放課後児童クラブでは、社会情勢等の影響による利用ニーズの動向を継続的に把握し、利用者数の推移を分析するとともに、灰塚小学校、住道北小学校放課後児童クラブ等、今後児童数の持続が想定される場合においては、必要な利用枠確保に向けて、国基準等に基づき運営体制や施設の整備等の取り組みを推進します。
------	--

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の疾病その他の理由により家庭での養育が一時的に困難となった場合などに、施設において一定期間、養育・保護を行う事業です。

【子育て短期支援事業の利用状況】

単位：人日

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①総利用者数	10	0	35	7	12
②提供量	30	30	30	30	30
乖離 (②-①)	20	30	△5	23	18

【子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策】

単位：人日

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	30	30	30	30	30
②確保の内容	30	30	30	30	30
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0



確保方策	○制度の認知度を高めることで利用拡大を図り、令和7年度以降は年間30人日程度の制度利用を目指します。
------	--

※人日とは、人数×日数の略であり、延べ人数を意味します（以下同様）。

(4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、親子で参加できる講座・教室を開催するほか、子育てについての相談、情報の提供、助言などの援助を行う事業です。

【地域子育て支援拠点事業の利用状況】

単位：人回

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①総利用者数	23,016	19,860	34,536	46,404	46,404
②提供量	118,312	118,325	118,334	118,346	118,360
乖離 (②-①)	95,296	98,465	83,798	71,942	71,956

【地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策】

単位：人回

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	44,851	43,707	42,675	41,653	40,836
②確保の内容	44,851	43,707	42,675	41,653	40,836
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0



確保方策	○原則として各中学校区に1か所の事業展開を行いながら、地域の特性や利用ニーズに応じた、出張広場等の取り組みを進めます。
------	---

※人回とは、人数×回数の略であり、延べ人数を意味します（以下同様）。

（5）一時預かり事業

保護者の疾病等の理由により一時的に家庭での保育が困難となった場合に、保育所等において子どもを一時的に預かる事業および幼稚園・認定こども園において在籍園児を対象として行う教育時間前後の預かり保育事業です。

① 幼稚園・認定こども園における一時預かり事業（預かり保育）

【幼稚園・認定こども園における一時預かり事業の利用状況】

単位：人日

実績値		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者数		33,763	47,874	44,404	48,850	48,174
	合計	102,025	99,176	96,472	48,000	48,500
②提供量	3～5歳1号	53,359	51,869	50,455	24,960	25,220
	3～5歳2号	48,666	47,307	46,017	23,040	23,280
乖離（②－①）		68,262	51,302	52,068	△850	326

【幼稚園・認定こども園における一時預かり事業の量の見込みと確保方策】

単位：人日

推計値		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		46,562	45,374	44,303	43,242	42,394
	1号認定	24,352	23,731	23,170	22,616	22,172
	2号認定	22,210	21,643	21,133	20,626	20,222
確保の内容	②延べ人数	46,562	45,374	44,303	43,242	42,394
	施設数	22	22	22	22	22
乖離（②－①）		0	0	0	0	0



確保方策	○十分な利用枠を確保できる体制が整っており、これまでどおり利用希望に対してサービスの提供を図っていきます。
------	---

② 幼稚園以外における一時預かり事業

【幼稚園以外における一時預かり事業の利用状況】

単位：人日

実績値		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実績値	0～5歳	2,516	2,641	2,823	2,595	2,507
②提供量	0～5歳	3,616	3,658	3,769	3,940	3,859
乖離 (②-①)		1,100	1,017	946	1,345	1,352

【幼稚園以外における一時預かり事業の量の見込みと確保方策】

単位：人日

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,423	2,361	2,306	2,250	2,206
②確保の内容	2,423	2,361	2,306	2,250	2,206
保育所実施分	1,333	1,299	1,268	1,238	1,213
その他施設分	1,090	1,062	1,038	1,012	993
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0



確保方策	○保育所・認定こども園の計4か所で一時預かりを実施し、キッズプラザにおいて休日保育を実施しています。ファミリー・サポート・センターでも提供体制が整備され、充足は可能となっていますが、利便性向上のため、ニーズの拡大に応じた実施箇所数の増加を検討します。

(6) 病児・病後児保育事業

子どもが病気や病気の回復期にあって集団保育が困難な期間に、認定こども園・医療機関等に付設された専用スペース等で子どもを一時的に預かる事業です。

【病児・病後児保育事業の利用状況】

単位：人日

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①総利用者数	28	32	19	82	250
②提供量	689	777	852	949	1,003
乖離 (②-①)	661	745	833	867	753

【病児・病後児保育事業の量の見込みと確保方策】

単位：人日

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	242	235	230	224	220
②確保の内容	242	235	230	224	220
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0



確保方策	<p>○あすなろ病児・病後児保育室と野崎徳洲会病院病児保育室の、市内2か所体制により、定員12名の受け入れ態勢を整えます。</p> <p>○積極的な事業周知を図ることにより受入拡大を目指します。</p>
------	---

(7) ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

家族に乳幼児や小学生等の子どものいる人が会員となり、子どもの預かりの援助を受けたい人と援助を行いたいとの相互援助活動を行う事業です。

【ファミリー・サポート・センター事業の利用状況】

単位：人日

実績値		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①総利用者数	1～3年生	819	715	660	478	478
②提供量	②合計	629	652	694	723	708
	1～3年生	424	438	452	464	461
	4～6年生	205	214	242	259	247
乖離（②-①）		△190	△63	34	245	230

【ファミリー・サポート・センター事業の量の見込みと確保方策】

単位：人日

推計値		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		462	450	440	429	421
1～3年生		311	303	297	289	284
	4～6年生	151	147	143	140	137
②確保の内容		462	450	440	429	421
乖離（②-①）		0	0	0	0	0



確保方策	<p>○提供体制は確保されていますが、提供会員の高齢化が進みつつあることから、市民への広報を積極的に行い、量の確保を図ります。</p>
------	---

(8) 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、子育て家庭の個別ニーズの把握に努め、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供および相談・助言等の必要な支援を行う事業です。

【利用者支援事業の利用状況】

実績値	単位：か所				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①設置か所数	1	1	1	1	1
②提供量	1	1	1	1	1
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

【利用者支援事業の量の見込みと確保方策】

推計値	単位：か所				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0



確保方策	○令和6年4月に、「ネウボランドだいとう」の機能を内包し、開設しました「大東市こども家庭センター」を中心に、子育て家庭への総合的な支援の機能強化を進めます。
------	--

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児およびその保護者的心身の状況・養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言やその他の援助を行うことで子育ての孤立化を防ぐ事業です。

【乳児家庭全戸訪問事業の利用状況】

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位：人
①総利用者数	756	775	723	738	722	
②提供量	840	811	788	765	771	
乖離（②-①）	84	36	65	27	49	

【乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保方策】

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位：人
①量の見込み	698	680	664	648	635	
②確保の内容	698	680	664	648	635	
乖離（②-①）	0	0	0	0	0	



確保方策	○対象年齢にあたる子どもを子育て中の家庭すべてに対して行われるものですが、コロナ禍等の影響により訪問できていない家庭もあるため、すべての家庭に対して実施できるよう、取り組みを進めます。
------	--

(10) 養育支援訪問事業

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる世帯などに対し、その養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業です。

【養育支援訪問事業の利用状況】

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位：人
①総利用者数	4	6	3	6	5	
②提供量	15	16	17	18	19	
乖離 (②-①)	11	10	14	12	14	

【養育支援訪問事業の量の見込みと確保方策】

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位：人
①量の見込み	15	16	17	18	19	
②確保の内容	15	16	17	18	19	
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0	



確保方策	○現在は、支援を必要としていると行政が判断した家庭に対して実施していますが、今後は対象を拡大し、制度の周知を行うことにより、利用の増加を図ります。
------	---

(11) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

平成28年度の児童福祉法改正に伴い、要保護児童対策地域協議会の調整担当者研修を受講した人を配置することが努力義務とされたことから、ネットワークの機能強化を進めます。

児童虐待防止月間である11月には街頭キャンペーンや市民向けの啓発講座を実施し、要保護児童対策地域協議会の取り組みや児童虐待に関する啓発活動に取り組みます。

確保方策	○今後の具体的な事業内容については、国の動向に応じて支援体制等を検討します。
------	--

(12) 妊婦健康診査

安心・安全に出産を迎えるために、妊娠中の定期的な健康診査により、母子の健康増進、妊婦の生活改善を目的として健康診査を行う事業です。

【妊婦健康診査の利用状況】

単位：人、人回

実績値		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実績値	実人数	1,255	1,254	1,136	1,104	1,360
	延べ回数	9,243	9,465	9,034	8,309	9,480
②提供量	実人数	1,312	1,272	1,236	1,198	1,163
	延べ回数	10,111	9,780	9,375	9,306	9,053
乖離 (②-①)	実人数	57	18	100	94	△197
	延べ回数	868	315	341	997	△427

【妊婦健康診査の量の見込みと確保方策】

単位：人、人回

推計値		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	実人数	1,314	1,281	1,251	1,221	1,197
	延べ回数	9,163	8,929	8,718	8,509	8,342
②確保の内容	実人数	1,314	1,281	1,251	1,221	1,197
	延べ回数	9,163	8,929	8,718	8,509	8,342
乖離 (②-①)	実人数	0	0	0	0	0
	延べ回数	0	0	0	0	0



確保方策	○1人につき14回、最大12万円の助成を実施できる予算を確保し、最大限の利用につながるよう取り組みを進めます。
------	---

(13) 多様な主体の参入促進事業

待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿の拡大や、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、認定こども園、小規模保育等の設置を促進していくことが必要です。一方で、新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に運営されるには、保護者や地域住民との信頼関係が欠かせません。

本事業は新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を実施するものです。

確保方策	○今後の具体的な事業内容については、国の動向に応じて助成の内容等を検討します。
------	---

(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

新制度における幼児期の教育・保育については、国が定める公定価格をもとに、市町村が利用者負担額を設定しますが、保育施設の利用にあたっては、利用者負担額とは別に日用品等の購入費用や、食材料費にかかる実費の支払いが必要となる場合があります。

本事業は、この実費により支払う費用の一部について、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。

確保方策

○対象となる子どもの保護者に対して、副食費の補助を実施しています。今後も国の動向に応じて継続して取り組みます。

(15) 子育て世帯訪問支援事業

要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事および養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業です。

確保方策

○今後の具体的な事業内容については、国の動向に応じて助成の内容等を検討します。

(16) 児童育成支援拠点事業

養育環境に課題を抱える子どもについて、子どもの居場所となる場を開設し、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、子ども・家庭の状況をアセスメントし、個々の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

確保方策

○今後の具体的な事業内容については、国の動向に応じて助成の内容等を検討します。

(17) 親子関係形成支援事業

親子間における適切な関係性の構築を目的として、子どもとその保護者に対し、子どもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談および助言その他の必要な支援を行う事業です。

確保方策

○今後の具体的な事業内容については、国の動向に応じて助成の内容等を検討します。

(18) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦やその配偶者に対し、面談等により妊婦の心身の状況や、置かれている環境等を把握し、母子保健や子育てに関する情報の提供や、相談等の支援を行う事業です。

確保方策	○今後の具体的な事業内容については、国の動向に応じて助成の内容等を検討します。
------	---

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに対応した支援を強化するため、月一定時間までの利用枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる事業です。

確保方策	○今後の具体的な事業内容については、国の動向に応じて助成の内容等を検討します。
------	---

(20) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保します。

確保方策	○今後の具体的な事業内容については、国の動向に応じて助成の内容等を検討します。
------	---

5. 任意記載事項

(1) 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設または特定地域型保育事業の円滑な利用の確保

将来に渡り、子育て家庭が安定して保育サービスを受けることができるよう、公・民就学前教育・保育施設の安全に向けた施設整備に計画的に取り組みます。また、保育士等、施設で働く専門職の確保に向けた施策の充実に取り組みます。

(2) 子どもに関する専門的な知識、および技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

第4章「子育て支援施策の展開」に記載した各施策を通じて、児童虐待防止対策の推進、ひとり親家庭の自立支援の促進、障害児などの特に支援が必要な子どもの支援等に取り組みます。

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

第4章の「基本目標III 子育て当事者への支援体制づくり」－「3. 共働き、共育ての促進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進」に記載した各施策を実施するとともに、大阪府や地域の企業、子育て支援活動等と連携しながら、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組みます。

(4) 本市と本市において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進

本市における子ども・子育て支援を一体的に進めていくため、こども家庭センター「ネウボランドだいとう」を中心に、地域の相談機関や関係機関との情報連携、協力の取り組みを進めています。

第6章

計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1. それぞれの主体に期待する役割

(1) 家庭

子育ての基本は家庭であり、家庭は基本的な生活習慣、社会的な礼儀作法、善惡の判断、他人に対する思いやりを教える重要な役割があります。また、子どもにとって最も安らげる場でもあります。

しっかりととした家庭教育の実践と、家族が協力し合い親子のふれあいや家族の絆を深めていくことが期待されます。

(2) 教育・保育機関

幼稚園、学校、保育所や認定こども園は同年代の子どもが集団で生活する場であり、集団生活におけるルールやマナー等を学ぶ場です。専門機関として、子どもたちが社会性を身につけ、個性を伸ばし、豊かな人間性を養うよう、教育・保育の充実に努めることが期待されます。また、地域と連携し、地域に開かれた子育て支援機関としての役割も期待されます。

(3) 地域

地域における教育力や子育て力を高めるため、その主導的な役割を担う市内の主な各種団体・機関等が連携しながら、地域において教育や子育てを行う環境や推進体制の充実を図ることが期待されます。

(4) 企業

共働き家庭が増加する中、仕事と家庭生活が両立できるよう、育児休業制度の利用促進、労働環境の短縮や弾力化等、就労に関する条件を整備することが期待されます。

(5) 行政

本計画の実現を目指し、子ども・子育て支援策を積極的に推進し、教育・子育て環境の充実を図るとともに、社会全体に対して、子育ての大切さ、楽しさなどについて広く周知・啓発します。

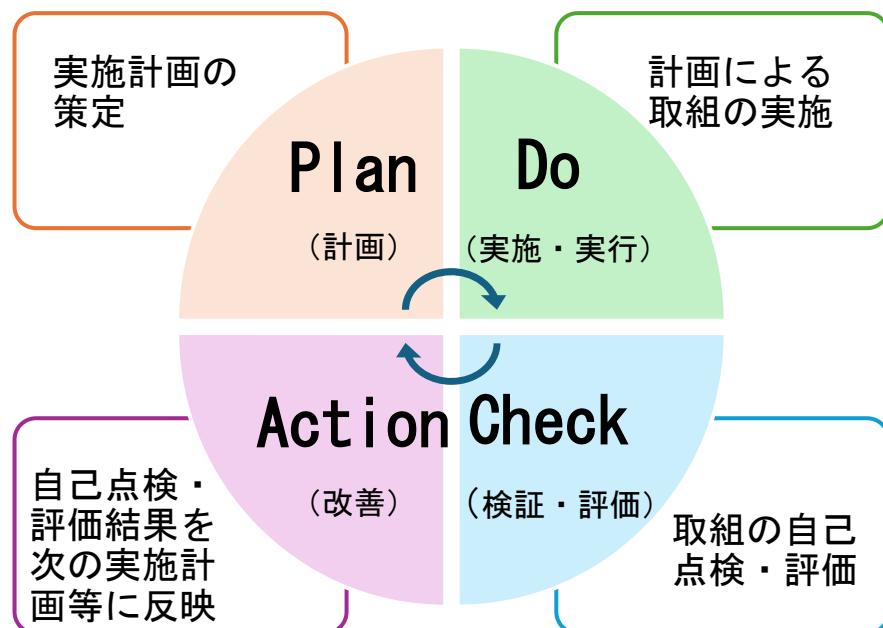
また、行政が中心となり、この計画を推進していく必要があることから、府内関係各課が連携し、全序的な取り組みとして総合的・計画的に計画を推進します。

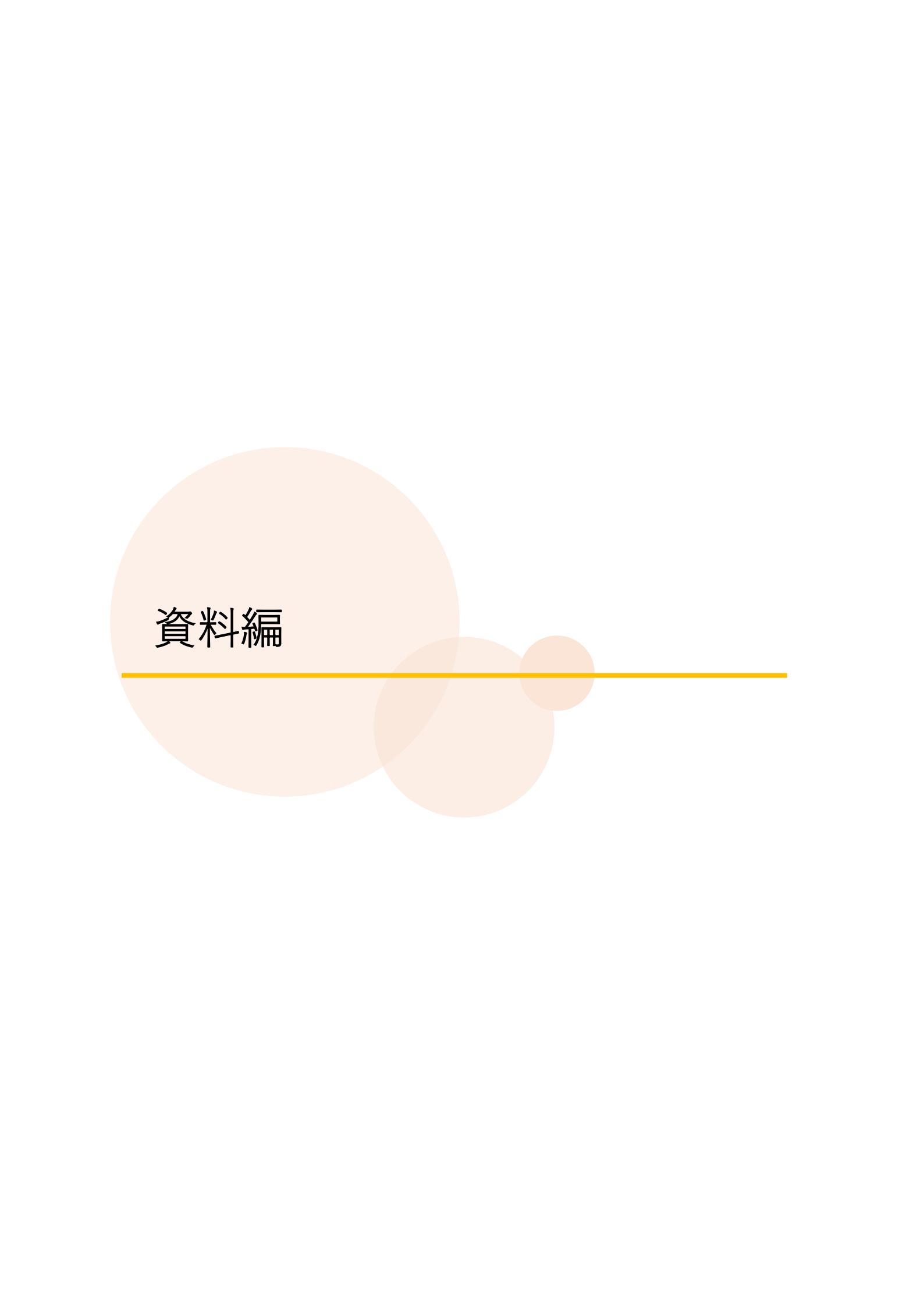
2. 計画の進行管理

この計画で定めた教育・保育、および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策等をはじめ、各施策や事業などについては定期的な進捗管理および評価を行います。

また、府内の推進体制や「大東市子ども・子育て会議」などにおいて、P D C Aサイクル【P l a n（計画）－D o（実施・実行）－C h e c k（検証・評価）－A c t i o n（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。

計画の進捗および評価結果については、ホームページや広報などの媒体や機会を通じて、積極的に市民に周知します。





資料編

〈資料編〉

資料1 大東市子ども・子育て会議規則

平成30年3月23日

規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、大東市附属機関条例（平成24年条例第29号）第3条の規定に基づき、大東市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援及び次世代育成支援に関し学識経験のある者
 - (2) 関係機関又は関係団体から推薦された者
 - (3) 子どもの保護者
 - (4) 子ども・子育て支援又は次世代育成支援に関する事業に従事する者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者
- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 4 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第3条 特別の事項に関する調査審議等をさせるために必要があるときは、子ども・子育て会議に臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議等が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第4条 子ども・子育て会議の会議は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の

決するところによる。

(部会)

第5条 子ども・子育て会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における調査審議等の状況及び結果について、子ども・子育て会議に報告する。
- 5 子ども・子育て会議は、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

(意見の聴取等)

第6条 子ども・子育て会議は、必要と認めるときは、関係者に資料の提供を求め、又は子ども・子育て会議の会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉・子ども部こども家庭室において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年規則第15号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

資料2 大東市子ども・子育て会議委員名簿

◎：会長 ○：副会長 (敬称略)

	氏名	所属・役職名	区分
1	◎合田 誠	四條畷学園短期大学 教授	学識経験者
2	○長谷 範子	名古屋女子大学短期学部保育学科 教授	
3	永田 久史	大東市民間保育園連絡協議会 会長	
4	藤井 宣昭	大東市私立幼稚園連合会	
5	石橋 佳之	大東市公立小学校校長会	関係機関から 推薦された者
6	上田 英夫	大東市区長会 幹事	
7	中村 朋子	大東商工会議所	
8	岡 芳美	大東市こども会育成連絡協議会 文化部長	
9	勝田 尚宏	特定非営利活動法人 まんまいーよ 理事長	子ども・子育て支援 事業に従事する者
10	小野 芳裕	大東市社会福祉協議会 課長補佐	
11	中田 順子	大東市民生委員児童委員協議会	
12	鳥居 旭	連合大阪寝大畷地区協議会 事務局長 象印マホービン労働組合	関係機関から 推薦された者
13	耶雲 直美	公募委員	子どもの保護者
14	高山 帆洋	公募委員	

資料3 計画の策定経過

開催日	開催事項	主な内容
令和5年 11月27日	令和5年度第2回 子ども・子育て会議	(1) 第3期子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査について
令和5年 12月26日 ～令和6年 1月19日	大東市子育て支援に 関するアンケート 調査	就学前児童調査：1,500件 就学児童調査：800件
令和6年 3月13日	令和5年度第3回 子ども・子育て会議	(1) 第3期子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査結果について (2) 第3期子ども・子育て支援事業計画の方向性について (3) 教育・保育施設の利用定員の変更について (4) 大東市子ども基本条例の改正について
令和6年 6月7日	令和6年度第1回 子ども・子育て会議	(1) 事業計画骨子案および量の見込み報告書について (2) 事業計画策定方針について
令和6年 8月16日	令和6年度第1回 庁内調整会議	(1) 第3期子ども・子育て支援事業計画素案について
令和6年 8月26日	令和6年度第2回 子ども・子育て会議	(1) 第3期子ども・子育て支援事業計画の素案について
令和6年 12月25日	令和6年度第3回 子ども・子育て会議	(1) 第3期子ども・子育て支援事業計画案について (2) パブリックコメントの結果について (3) 諸福幼稚園の現状と今後について (4) 教育・保育施設の利用定員の変更について

第3期 大東市 子ども・子育て支援事業計画 (大東市こども計画)

発行年月:令和7(2025)年3月

発行:大東市

編集:大東市 福祉・子ども部 こども家庭室

〒574-8555 大東市谷川1丁目1番1号

TEL:072-872-2181(代表)

FAX:072-872-2189

URL:<http://www.city.daito.lg.jp>

E-mail:kodomoseisaku@city.daito.lg.jp

印刷物番号

6-106